

2019年9月

『2019年 原子力規制関係法令集』の訂正につきまして

本書第I巻第二編145ページ「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び2,549ページ「電気事業法〔抄〕」におきまして、平成29年法律第15号による改正の施行期日に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔一条〕

(第六十一条の二十三の二―第八十一条の二十三の二十一)
第七節 雑則(第六十二条―第七十六条)
第八章 罰則(第七十七条―第八十四条)
第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による積放等(第八十五条―第八十九条)

附則

注 目次は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 製錬の事業に関する規制(第三条―第十二条の七)
第三章 加工の事業に関する規制(第十三条―第二十二条の九)
第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制
第一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制(第二十条―第四十三条の三)
第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制(第四十三条の三―第四十三條の三の五)
第十五)
第五章 貯蔵の事業に関する規制(第四

十三條の四―第四十三條の二十八)
第六章 再処理の事業に関する規制(第四十四条―第五十一条)
第七章 廃棄の事業に関する規制等
第一節 廃棄の事業に関する規制(第五十一条の二―第五十一条の二十六)
第二節 指定廃棄物施設区域に関する規制(第五十一条の二十七―第五十一条の三十四)
第八章 核燃料物質等の使用等に関する規制
第一節 核燃料物質の使用等に関する規制(第五十二条―第五十七条の六)
第二節 核原料物質の使用に関する規制(第五十七条の七)
第九章 原子力事業者等の責務(第五十七条の八)
第十章 原子力事業者等に関する規制等(第五十八条―第六十一条の二)
第十一章 原子力規制検査に基づく監督(第六十一条の二の二)
第十二章 国際規制物資の使用等に関する規制等
第一節 国際規制物資の使用等に関する

る規制(第六十一条の三―第八十一条の九の四)
第二節 指定情報処理機関(第六十一条の十一―第六十一条の二十三)
第三節 指定保障措置検査等実施機関(第六十一条の二十三の二―第六十一条の二十三の二十一)
第十三章 雑則(第六十二条―第七十六条)
第十四章 罰則(第七十七条―第八十四条)
第十五章 外国船舶に係る担保金等の提供による積放等(第八十五条―第八十九条)

附則
第一章 総則
第一条 (目的)
この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物

質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

(定義)

2 この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子力をいう。

3 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

4 この法律において「核原料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。

5 この法律において「発電用原子炉」とは、発電の用に供する原子炉であつて研究

開発段階にあるものとして政令で定める原子炉以外の試験研究の用に供する原子炉及び船舶に設置する原子炉を除くものをいう。

6 この法律において「特定核燃料物質」とは、プルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く)、ウラン二二三、ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。

7 この法律において「原子力施設」とは、次条第二項第二号に規定する製錬施設、第十三条第二項第二号に規定する加工施設、第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、第四十三条の四第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設、第五十一条の第二項に規定する廃棄物埋設施設及び同条第三項第二号に規定する廃棄物管理施設並びに第五十三条第二号に規定する使用施設等をいう。

注 第七項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五十三条第二号」を「第五十二條第二項第十号」に改める。

8 この法律において「製錬」とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。

9 この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

10 この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質(以下「使用済燃料」という。)から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

11 この法律において「国際規制物資」とは、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「保障措置協定」という。)その他日本国政府と一の外国政府(国際機関を含む。)との間の原子力の研究、開発及び利用に関する国際約束(核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政

府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書（以下単に「追加議定書」という。）を除く。以下単に「国際約束」という。）に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

12 前項の国際規制物資は、原子力規制委員会が告示する。

13 この法律において「国際特定活動」とは、追加議定書附属書Iに掲げる活動をいう。

注 第一―三項は、平成二九年四月法律第一五号により改正・追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において

政令で定める日から施行

同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 この法律において「原子力規制検査」とは、第六十一条の二の二第一項の規定により、原子力規制委員会が行う検査をいう。

第二章 製錬の事業に関する規制（事業の指定）

第三条 製錬の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会

の指定を受けなければならない。
2 前項の指定を受けようとする者は、次の

事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 製錬設備及びその附属施設（以下「製錬施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 製錬施設の位置、構造及び設備並びに製錬の方法

四 製錬施設の工事計画

注 第五号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

五 製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（指定の基準）

第四条 原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合している

と認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。
一 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

二 製錬施設の位置、構造及び設備が核原料物質又は核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員

会規則で定める基準に適合するものであること。

注 第三号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

三 前条第二項第五号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

（指定の欠格事項）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の指定を与えない。

一 第十条第二項の規定により第三条第一項の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち以前三号のいずれかに該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出）

第六条 第三条第一項の指定を受けた者（以下「製錬事業者」という。）は、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更し

ようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「又は第三号」を「、第三号又は第五号」に改める。

- 2 製錬事業者は、第九条第一項に規定する場合を除き、第三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。
- 3 第四条の規定は、第一項の許可に準用する。

(事業開始等の届出)

第七条 製錬事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(合併及び分割)

第八条 製錬事業者である法人の合併の場合

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔七条一—〇条〕

(製錬事業者である法人と製錬事業者でない法人が合併する場合において、製錬事業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る製錬の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により製錬の事業の全部を承継した法人は、製錬事業者の地位を承継する。

2 第四条第一号及び第五条の規定は、前項の認可に準用する。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「及び」の下に「第三号並びに」を加える。

(相続)

第九条 製錬事業者について相続があつたときは、相続人は、製錬事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により製錬事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第十条 原子力規制委員会は、製錬事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、製錬事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

- 一 第五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。
- 三 第十一条の第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第十二条の二第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 六 第十二条の三第一項の規定に違反したとき。
- 七 第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

八 第十二条の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止したとき。

九 第十二条の六第二項の規定に違反したとき。

十 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十三 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

(記録)

第十一條 製錬事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、製錬の事業の実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等)

第十一條の二 製錬事業者は、製錬施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の防護のための区域の設定及び管理、施設等による特定核燃

料物質の管理、特定核燃料物質の防護上必要な設備及び装置の整備及び点検その他の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」という。）を講じなければならない。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、製錬事業者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の取扱方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を命ずることができる。

(保安規定)

第十二條 製錬事業者は、核燃料物質に係る製錬の事業を行う場合においては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、事業開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
「事業開始」を「製錬施設の設置の工事

に着手する」に改める。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
「核燃料物質による災害の防止上十分でない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、次の各号を加える。

一 第三条第一項の指定を受けたところ、第六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、製錬事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 製錬事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 製錬事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 前項の検査に当たっては、原子力規制委

員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注 第五十八項は、平成二十九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（核物質防護規定）

第十二条の二 製錬事業者は、第十一条の二

第一項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しよう

とするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、製錬事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。

4 製錬事業者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。

5 製錬事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを

提示しなければならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注 第五十八項は、平成二十九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（核物質防護管理者）

第十二条の三 製錬事業者は、第十一条の二

第一項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 製錬事業者は、前項の規定により核物質防護管理者を選任したときは、選任した日から三十日以内、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（核物質防護管理者の義務等）

第十二条の四 核物質防護管理者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 製錬施設に立ち入る者は、核物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核物質防護規定の実施を確保する

ためにする指示に従わなければならない。

（核物質防護管理者の解任命令）

第十二条の五 原子力規制委員会は、核物質防護管理者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、製錬事業者に対し、核物質防護管理者の解任を命ずることができる。

（廃止措置実施方針）

第十二条の五の二 製錬事業者は、その事業を開始しようとするときは、製錬施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める製錬の事業の廃止に伴う措置（以下この章において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 製錬事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（事業の廃止に伴う措置）

第十二条の六 製錬事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 製錬事業者は、前項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請に係る廃止措置計画が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

5 製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画について第三項ただし書の原子

力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

6 製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画（第三項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて廃止措置を講じなければならない。

7 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製錬事業者に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

8 製錬事業者は、廃止措置が終了したときは、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

9 製錬事業者が前項の規定による確認を受けたときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

（指定の取消し等に伴う措置）

第十二条の七 製錬事業者が第十条の規定により指定を取り消されたとき、又は製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧製錬事業者等（第十条の規定により指定を取

- り消された製錬事業者又は製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第十一条から第十二条の五までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお製錬事業者とみなす。
- 2 旧製錬事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第十条の規定により製錬事業者としての指定を取り消された日又は製錬事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。
- 3 旧製錬事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。
- 4 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 5 原子力規制委員会は、第二項及び前項の

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一四條）

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（二三條）

- 認可の申請に係る廃止措置計画が前条第四項の原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときは、第二項及び前項の認可をしなければならない。
- 6 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画について第四項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 7 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画（第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて廃止措置を講じなければならない。
- 8 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた旧製錬事業者等に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
- 9 旧製錬事業者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が前条第八項の原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。
- 第三章 加工の事業に関する規制（事業の許可）
- 第十三条 加工の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委

- 員会の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 加工設備及びその附属施設（以下「加工施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法
- 四 加工施設の工事計画
- 五 加工施設における放射線の管理に関する事項
- 六 加工施設において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項
- 注 第七号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- 七 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項
- （許可の基準）

第十四条

原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 重大事故（核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第二十一条の二第一項及び第二十二条の七の二第一項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

二 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

三 加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

四 前条第二項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

（許可の欠格条項）

第十五条

次の各号のいずれかに該当する者には、第十三条第一項の許可を与えない。

一 第二十條第二項の規定により第十三条第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくつた後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち以前三号のいずれかに該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出）

第十六条 第十三条第一項の許可を受けた者（以下「加工事業者」という。）は、同条第二項第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五号又は第六号」を「又は第五号から第七号まで」に改める。

2 加工事業者は、第十九条第一項に規定する場合を除き、第十三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第十四条の規定は、第一項の許可に準用する。

（設計及び工事の方法の認可）

第十六条の二 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工施設の工事に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法（第十六条の四第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

2 加工事業者は、前項の認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会

の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合しているとき、前二項の認可をしなければならない。

一 加工施設に関する設計及び工事の方法が第十三条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 加工施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合すること。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合すること。

4 加工事業者は、第一項の認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

注 第十六条の二は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算し

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一六条の三）

て三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（設計及び工事の計画の認可）

第十六条の二 加工施設の設置又は変更の工事（核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、加工施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合してい

ると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その設計及び工事の計画が第十三条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 加工施設が第十六条の四の技術上の基準に適合すること。

4 加工事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

5 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（使用前検査）

第十六条の三 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工施設の工事（次条第一項に規定する加工施設で

第二編 四) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（二六条の四）

あつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工施設を使用してはならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、加工施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

- 一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。
- 二 その性能が第十六条の四の二の技術上の基準に適合するものであること。

注 第十六条の三は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

（使用前事業者検査等）

第十六条の三 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする加工施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（次項及び第二十二條第一項において「使用前事業者検査」とい

う。）においては、その加工施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

- 一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行われたものであること。
- 二 次条の技術上の基準に適合するものであること。

3 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により加工施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その加工施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（溶接の方法及び検査）

第十六条の四 六ふつ化ウランの加熱容器その他の原子力規制委員会規則で定める加工施設であつて溶接をするものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、

加工事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接の方法について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

- 一 前項の認可を受けた方法に従つて行われていること。
- 二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 溶接をした第一項に規定する加工施設であつて輸入したものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

注 第十六条の四は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

(加工施設の性能の維持)

第十六条の四の二 加工事業者は、加工施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその加工施設を維持しなければならない。ただし、第二十二條の八第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く)は、この限りでない。

注 第一六条の四の二は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

見出し中「の性能」を削り、同条中「加工施設の性能が」を「加工施設を」に改め、「その加工施設を」を削り、同条を第十六条の四とする。

(施設定期検査)

第十六条の五 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第二十二條の八第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く)は、この限りでない。

2 前項の検査は、その加工施設の性能が前条の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(一九九条)

注 第一六条の五は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(定期事業者検査)

第十六条の五 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、加工施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第二十二條の八第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く)は、この限りでない。

2 前項の検査(次項及び第二十二條第一項において「定期事業者検査」という)においては、その加工施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 加工事業者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

(事業開始等の届出)

第十七条 加工事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(合併及び分割)

第十八条 加工事業者である法人の合併の場合(加工事業者である法人と加工事業者でない法人が合併する場合において、加工事業者である法人が存続するときを除く)又は分割の場合(当該許可に係る加工の事業の全部を承継させる場合に限る)において当該合併又は分割については原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により加工の事業の全部を承継した法人は、加工事業者の地位を承継する。

2 第十四条第一号及び第二号並びに第十五条の規定は、前項の認可に準用する。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改める。

(相続)

第十九条 加工事業者について相続があつたときは、相続人は、加工事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により加工事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その

旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
（許可の取消し等）

第二十条 原子力規制委員会は、加工事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、加工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

- 一 第十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。
- 三 第二十一条の三の規定による命令に違反したとき。
- 四 第二十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。
- 六 第二十二条の六第一項の規定に違反したとき。

七 第二十二条の六第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第二十二条の六第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

九 第二十二条の七第一項の規定に違反したとき。

十 第二十二条の七第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第二十二条の八第一項の規定に違反して加工の事業を廃止したとき。

十二 第二十二条の八第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十六 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第六十二条の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十八 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）第六条の規定に違反したとき。

十九 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

（記録）

第二十一条 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、加工の実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。
（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第二十二条の二 加工事業者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に關する事項を含む。）を講じなければならない。

- 一 加工施設の保全
- 二 加工設備の操作
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、加工施設を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条において同じ。）

注 第三号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「次条」を「次条第一項」に改める。

2 加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

(施設の使用の停止等)

第二十一条の三 原子力規制委員会は、加工施設の位置、構造若しくは設備が第十四条第三号の基準に適合していないと認めるとき、加工施設の性能が第十六条の四の二の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は加工施設の保全若しくは加工設備の操作若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その加工事業者に対し、当該加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(二二一条の

三・二二二条)

を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「の性能が第十六条の四の二」を「が第十六条の四」に改める。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、加工事業者に対し、是正措置等を命ずることができ、(保安規定)

第二十二條 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、事業開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

注 第一・二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「保安教育」の下に、「使用前事業者検査及び定期事業者検査」を加え、「事業開始」を「加工施設の設置の工事に着手する」に改め、同条第二項中「核燃料物質による災害の防止上十分でない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に

次の各号を加える。

一 第十三条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質による災害の防止上十分でないものであること。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、加工事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 加工事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第二十二條第五項」と読み替えるものとする。

注 第五・六項は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定め

る日から施行

（核燃料取扱主任者）

第二十二條の二 加工事業者は、核燃料物質の取扱いに關して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次条第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するものうちから、核燃料取扱主任者を選任しなければならない。

2 加工事業者は、前項の規定により核燃料取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（核燃料取扱主任者免状）

第二十二條の三 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、核燃料取扱主任者免状を交付する。

一 原子力規制委員会の行う核燃料取扱主任者試験に合格した者

二 原子力規制委員会が、政令で定めるところにより、核燃料物質の取扱いに關し前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者

2 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、核燃料取扱主

任者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により核燃料取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられることがなくなつた後、二年を経過していない者

3 原子力規制委員会は、核燃料取扱主任者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その核燃料取扱主任者免状の返納を命ずることができる。

4 第一項第一号の核燃料取扱主任者試験の課目、受験手続その他核燃料取扱主任者試験の実施細目並びに核燃料取扱主任者免状の交付及び返納に関する手続は、原子力規制委員会規則で定める。

（核燃料取扱主任者の義務等）

第二十二條の四 核燃料取扱主任者は、加工の事業における核燃料物質の取扱いに關し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 加工の事業において核燃料物質の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに關して保安のためにする指示に従わなければならない。

（核燃料取扱主任者の解任命令）

第二十二條の五 原子力規制委員会は、核燃料取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、加工事業者に対し、核燃料取扱主任者の解任を命ずることができる。

（核物質防護規定）

第二十二條の六 加工事業者は、第二十一条の二第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二條の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條の六第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と読み替えるものとする。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

2 第十二條の二第二項から第四項までの

規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條の六第一項」と、同条第三項及び第四項中「製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第二十二條の七 加工事業者は、第二十一條の二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第二十二條の三第二項、第二十二條の四及び第二十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と、「製錬施設」とあるのは「加工施設」と読み替えるものとする。

(加工施設の安全性の向上のための評価)

第二十二條の七の二 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その加工施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ご

とに、当該加工施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、第二十二條の八第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれら調査及び分析の結果を考慮して当該加工施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

一 加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する事項

イ 第十六條の二第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められていたもの以外のものであつて事故の発生防止等に資する設備又は機器を設置すること。

注 第一号イは、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十六條の二第三項第二号」を「第十六條の四」に改める。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保

安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

3 加工事業者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第二十二條の八第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした加工事業者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができ

5 加工事業者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の

結果等を公表するものとする。

（廃止措置実施方針）

第二十二條の七の三

加工事業者は、その事業を開始しようとするときは、加工施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める加工の事業の廃止に伴う措置（以下この章において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2

廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3

加工事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4

前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（事業の廃止に伴う措置）

第二十二條の八

加工事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

なければならない。

2 加工事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二條の六第三項から第九項までの規定は、加工事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十二條の八第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第二十二條の八第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第二十二條の八第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第十三條第一項の許可」と読み替えるものとする。

（許可の取消し等に伴う措置）

第二十二條の九

加工事業者が第二十條の規定により許可を取り消されたとき、又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八條第一項若しくは第十九條第一項の規定による承継がなかつたときは、旧加工事業者等（第二十條の規定により許可を取り消された加工事業者又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八條第一項若しくは第十九條

第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第十六條の四の二、第十六條の五、第二十一條から第二十二條の二まで及び第二十二條の四から第二十二條の七の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第五項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお加工事業者とみなす。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

「第十六條の四の二」を「第十六條の四」に改める。

2 旧加工事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第二十條の規定により加工事業者として許可を取り消された日又は加工事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧加工事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第一項の規定により加工事業者とみなさ

れた旧加工事業者等が第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）には、第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二条の七の二の規定は、適用しない。

注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十六条の四の二」を「第十六条の四」に改める。

5 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧加工事業者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第二十二条の九第二項」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第二十二条の八第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第二十二条の八第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。

第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制

第一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制

(設置の許可)

第二十三条 発電用原子炉以外の原子炉（以下「試験研究用等原子炉」という。）を設

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（二三条の二）

置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 試験研究用等原子炉の型式、熱出力及び基数

四 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者の工場又は事業所の名称及び所在地並びに試験研究用等原子炉の設置の工事を行う際の船舶の所在地）

五 試験研究用等原子炉及びその附属施設（以下「試験研究用等原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六 試験研究用等原子炉施設の工事計画

七 試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分の方法

注 第九号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（二三条）

を超えない範囲内において政令で定める日から施行

九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

(外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可)

第二十三条の二 試験研究用等原子炉を設置した船舶（以下「原子力船」という。）で

日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者（前条第一項の許可を受けた者（以下「試験研究用等原子炉設置者」という。）を除く。）が所有するもの（軍艦を除く。以下「外国原子力船」という。）を本邦の水域に立ち入らせようとする者は、政令で定めるところにより、当該外国原子力船の立入りに伴い試験研究用等原子炉を本邦内において保持することについて、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 船舶の名称

二 前条第二項第一号から第三号まで、第五号及び第八号に掲げる事項

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（二二四条）

を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「及び第八号」を「、第八号及び第九号」に改める。

（許可の基準）

第二十四条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その者（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に試験研究用等原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

三 試験研究用等原子炉施設的位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。第四十三条の三の五第二項第七号を除き、以下同じ。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

四 第二十三条第二項第九号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用については、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

第二十四条の二 原子力規制委員会は、第二十三条の二第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が前条第一項第一号、第二号（試験研究用等原子炉の運転に係る部分に限る。）及び第三号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第二十三条の二第一項の許可をしてはならない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に改める。

2 前条第二項の規定は、第二十三条の二第一項の許可に準用する。

（許可の欠格条項）

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の許可を与えない。

一 第三十三条第二項又は第三項の規定により第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者

三 成年被後見人
四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出等）

第二十六条 試験研究用等原子炉設置者は、第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年

を越えない範囲内において政令で定める日から施行

「又は第八号」を「、第八号又は第九号」に改める。

2 試験研究用等原子炉設置者は、第三十二条第一項に規定する場合を除き、第三十二条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合において、その船舶について船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第一項の登録がなされたときは、試験研究用等原子炉設置者は、登録の日から三十日以内に、その船舶の名称を、原子力規制委員会に届け出なければならない。その名称を変更したときも、同様とする。

4 第二十四条の規定は、第一項の許可に準用する。

第二十六条の二 第二十三条の二第一項の許可を受けた者（以下「外国原子力船運航者」という。）は、同条第二項第二号に掲げる事項（次項の規定の適用を受けるものを除く。）を本邦内において変更しようとするとき、又は本邦外においてこれらの事

項を変更した後外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせようとするときは、その変更又は変更に係る試験研究用等原子炉の本邦内における保持について、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 外国原子力船運航者は、本邦内において第二十三条の二第二項第一号に掲げる事項又は同項第二号に掲げる事項のうち第二十三条第二項第一号に係るもののみを変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。本邦外においてこれらの事項のみを変更した後外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせるときも、同様とする。

3 第二十四条の二の規定は、第一項の許可に準用する。

（設計及び工事の方法の認可）

第二十七条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉施設の工事に着手する前に、試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法（第二十八条の二第二項に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。試験研究用等原子炉施設を変更

更する場合における当該試験研究用等原子炉施設についても、同様とする。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の認可を受けた試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法が第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 試験研究用等原子炉設置者は、第一項の

認可を受けた試験研究用等原子炉施設に關する設計及び工事の方法について第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

注 第二十七条は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

（設計及び工事の計画の認可）

第二十七条 試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事とするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合している」と認めるときは、前二項の認可をしななければならない。

一 その設計及び工事の計画が第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 試験研究用等原子炉施設が第二十八条の二の技術上の基準に適合するものであること。

4 試験研究用等原子炉設置者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

5 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める

軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（使用前検査）

第二十八条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉施設の工事（次条第一項に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、試験研究用等原子炉施設を使用してはならない。試験研究用等原子炉施設を変更する場合における当該試験研究用等原子炉施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、試験研究用等原子炉施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。

二一 その性能が第二十八条の三の技術上の基準に適合するものであること。

注 第二十八条は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

(使用前事業者検査等)

第二十八条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする試験研究用等原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査(次項及び第三十七条第一項において「使用前事業者検査」という。)においては、その試験研究用等原子炉施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画(同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。)に従って行われたものであること。

二 次条の技術上の基準に適合するものであること。

3 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により試験研究用等原子炉施設が前

項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その試験研究用等原子炉施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(溶接の方法及び検査)

第二十八条の二 試験研究用等原子炉に係る原子炉容器その他の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、試験研究用等原子炉設置者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接の方法について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従つて行わ

れていること。

二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 溶接をした第一項に規定する試験研究用等原子炉施設であつて輸入したものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、試験研究用等原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

注 第二十八条の二は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

(試験研究用等原子炉施設の性能の維持)

第二十八条の三 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその試験研究用等原子炉施設を維持しなければならない。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

注 第二十八条の三は、平成二九年四月法律第一

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（二九条―三二条）

五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
見出し中「の性能」を削り、同条中「試験研究用等原子炉施設の性能が」を「試験研究用等原子炉施設を」に改め、「その試験研究用等原子炉施設を」を削り、同条を第二十八条の二とする。

（施設定期検査）

第二十九条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉施設のうち政令で定めるものの性能について、原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の検査は、その試験研究用等原子炉施設の性能が前条の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

注 第二十九条は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（定期事業者検査）

第二十九条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、試験研究用等原子炉

施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の検査（次項及び第三十七条第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その試験研究用等原子炉施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

（運転計画）

第三十条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設置に係る試験研究用等原子炉に関するものを除く。）の運転計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、この限りでない。

（合併及び分割）

第三十一条 試験研究用等原子炉設置者である法人の合併の場合（試験研究用等原子炉設置者でない法人が合併する場合において、試験研究用等原子炉設置者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る全ての試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、試験研究用等原子炉設置者の地位を承継する。

2 第二十四条第一項第一号及び第二号並びに第二十五条の規定は、前項の認可に準用する。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「及び第二号」を、「第二号及び第四号」に改める。

（相続）

第三十二条

試験研究用等原子炉設置者について相続があつたときは、相続人は、試験研究用等原子炉設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により試験研究用等原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

(許可の取消し等)

第三十三条

原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に試験研究用等原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第二十三条第一項の許可を取り消すことができる。

2

原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて試験研究用等原子炉の運転の停止を命ずることができる。

一 第二十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第三十六条又は第三十六条の二第四項

の規定による命令に違反したとき。

四 第三十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三条の二第一項の規定に違反したとき。

七 第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

九 第四十三条の二の二第一項の規定に違反したとき。

十 第四十三条の二の二第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第四十三条の三の二第一項の規定に違反して試験研究用等原子炉を廃止したとき。

十二 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条第二項の規定に違反し、

又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十六 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十八 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

十九 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

二十 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第四十条第一項(同法第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による処分又は同法第四十条第二項(同法第四十三条において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十一条第一項の規定に対する違反があつたとき。

3

原子力規制委員会は、外国原子力船運航者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一 前項第一号、第三号、第十三号、第十

第二編 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（三十四条）
三六条の二

四号又は第二十号に掲げるとき。

- 二 第二十六条の二第一項の許可を受けな
いで同項の変更又は保持をしたとき。
- 三 第六十二条の二第一項の条件に違反し
たとき。

（記録）

第三十四条 試験研究用等原子炉設置者は、
原子力規制委員会規則で定めるところによ
り、試験研究用等原子炉の運転その他試験
研究用等原子炉施設の使用に関し原子力規
制委員会規則で定める事項を記録し、これ
をその工場又は事業所（試験研究用等原子
炉を船舶に設置する場合にあつては、その
船舶又は試験研究用等原子炉設置者の事務
所）に備えて置かなければならない。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために
講ずべき措置）

第三十五条 試験研究用等原子炉設置者及び

外国原子力船運航者は、次の事項につい
て、原子力規制委員会規則で定めるところ
により、保安のために必要な措置を講じな
ければならない。

- 一 試験研究用等原子炉施設の保全
- 二 試験研究用等原子炉の運転
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚
染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬
及び廃棄にあつては、試験研究用等原子
炉施設を設置した工場又は事業所（原子

力船を含む。次項において同じ。）にお
いて行われる運搬又は廃棄に限る。次条
第一項において同じ。）

2 試験研究用等原子炉設置者及び外国原子

力船運航者は、試験研究用等原子炉施設を
設置した工場又は事業所において特定核燃
料物質を取り扱う場合で政令で定めるとこ
ろにより、防護措置を講じなければならな
い。

（施設の使用の停止等）

第三十六条 原子力規制委員会は、試験研究

用等原子炉施設的位置、構造若しくは設備
が第二十四条第一項第三号の基準に適合し
ていないと認めるとき、試験研究用等原子
炉施設の性能が第二十八条の三の技術上の
基準に適合していないと認めるとき、又は
試験研究用等原子炉施設の保全、試験研究
用等原子炉の運転若しくは核燃料物質若し
くは核燃料物質によつて汚染された物の運
搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条
第一項の規定に基づく原子力規制委員会規
則の規定に違反していると認めるときは、
その試験研究用等原子炉設置者又は外国原
子力船運航者に対し、当該試験研究用等原
子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移
転、試験研究用等原子炉の運転の方法の指
定その他保安のために必要な措置を命ずる

ことができる。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号に
より改正され、公布の日から起算して三年
を超えない範囲内において政令で定める日
から施行

「の性能が第二十八条の三」を「が第二
十八条の二」に改める。

- 2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第
二項の規定に基づく原子力規制委員会規則
の規定に違反していると認めるときは、試
験研究用等原子炉設置者又は外国原子力船
運航者に対し、是正措置等を命ずることが
できる。

（原子力船の入港の届出等）

第三十六条の二 試験研究用等原子炉設置者

（試験研究用等原子炉を船舶に設置した者
に限る。以下この条において同じ。）は、
原子力船を本邦の港に立ち入らせようとす
るときは、原子力規制委員会規則で定める
ところにより、あらかじめ原子力規制委員
会に届け出なければならぬ。

- 2 外国原子力船運航者は、外国原子力船を
本邦の港に立ち入らせようとするときは、
原子力規制委員会規則で定めるところによ
り、あらかじめ原子力規制委員会に届け出
なければならぬ。
- 3 原子力規制委員会は、前二項の規定によ
る届出があつた場合において、必要がある

と認めるときは、国土交通大臣に対し、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉設置者が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために講ずべき措置に係る事項を通知するものとする。

4 国土交通大臣は、前項の通知があつた場合においては、試験研究用等原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、海上保安庁長官を通じて、第一項又は第二項の届出に係る港の港長（港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第四十三条の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長）に対し、当該原子力船の航行に關し必要な規制をすべきことを指示するものとする。

（保安規定）

第三十七条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（試験研究用等原子炉の運転に關する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、試験研究用等原子炉の運転開始前に、原子力規

制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、試験研究用等原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 試験研究用等原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第三十七条第五項」と読み替えるものとする。

注 第三十七条は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三

年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（保安規定）

第三十七条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（試験研究用等原子炉の運転に關する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、試験研究用等原子炉施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（三八条―四一条）

のため必要があると認めるときは、試験研究用等原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 試験研究用等原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第三十八条 削除

（試験研究用等原子炉の譲受け等）

第三十九条 試験研究用等原子炉設置者からその設置した試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。第四項において同じ。）を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者（試験研究用等原子炉設置者を除く。）からその所有する原子力船を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

3 第二十四条及び第二十五条の規定は、前二項の許可に準用する。

4 第一項の許可を受けて試験研究用等原子炉設置者からその設置した試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体と

しての施設を譲り受けた者は、当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者の地位を承継する。

5 第二項の許可を受けて原子力船を譲り受けた者は、試験研究用等原子炉設置者となす。この場合において、第二十六条第一項中「第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号」を「第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項」とあるのは「政令で定める事項」と、第三十三条及び第四十三条の三の第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

注 第五項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「又は第八号」を「第八号又は第九号」に改める。

（試験研究用等原子炉主任技術者）

第四十条 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者のうちから、試験研究用等原子炉主任技術者を選任しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の規定により試験研究用等原子炉主任技術者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（原子炉主任技術者免状）

第四十一条 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、原子炉主任技術者免状を交付する。

一 原子力規制委員会の行う原子炉主任技術者試験に合格した者

二 原子力規制委員会が、政令で定めるところにより、原子炉に関し前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者

2 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、原子炉主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により原子炉主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者

3 原子力規制委員会は、原子炉主任技術者

免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その原子炉主任技術者免状の返納を命ずることができる。

4 第一項第一号の原子炉主任技術者試験の課目、受験手続その他原子炉主任技術者試験の実施細目並びに原子炉主任技術者免状の交付及び返納に関する手続は、原子力規制委員会規則で定める。

第四十二条 試験研究用等原子炉主任技術者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 試験研究用等原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（試験研究用等原子炉主任技術者の解任命令）

第四十三条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉主任技術者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、試験研究用等原子炉設置者に対し、試験研究用等原子炉主任技術者の解任を命ずることができる。

（核物質防護規定）

第四十三条の二 試験研究用等原子炉設置者は、第三十五条第二項に規定する場合に

は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の二第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「試験研究用等原子炉設置者」と読み替えるものとする。

注 第二項は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

（核物質防護管理者）

第四十三条の二の二 試験研究用等原子炉設置者

置者は、第三十五条第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を统一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合においては、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「試験研究用等原子炉設置者」と、「製錬施設」とあるのは「試験研究用等原子炉施設」と読み替えるものとする。

（廃止措置実施方針）

第四十三条の三 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉の運転を開始しようとするときは、当該試験研究用等原子炉の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（試験研究用等原子炉の廃止に伴う措置）

第四三三條の三の二 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二條の六第三項から第九項までの規定は、試験研究用等原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、

同条第三項中「前項」とあるのは「第四三三條の三の二第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四三三條の三の二第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四三三條の三の二第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は試験研究用等原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第二十三條第一項の許可は、第四三三條の三の二第二項の認可に係る試験研究用等原子炉について」と読み替えるものとする。

（許可の取消し等に伴う措置）

第四三三條の三の三 試験研究用等原子炉設置者が第三十三條第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は試験研究用等原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一條第一項若しくは第三十二條第一項の規定による承継がなかつたときは、旧試験研究用等原子炉設置者等（第三十三條第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消された試験研究用等原子炉設置者又は試験研究用等原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一條第一項若しくは第三十二條第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第二十八條の三、第二十九條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條、第四十條及び第四十二條から第四十三條の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお試験研究用等原子炉設置者とみなす。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第二十八條の三」を「第二十八條の二」に改める。

2 旧試験研究用等原子炉設置者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第三十三條第一項若しくは第二項の規定により試験研究用等原子炉設置者としての許可を取り消された日又は試験研究用等原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧試験研究用等原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は旧試験研究用等原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三条の三の二第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は試験研究用等原子炉」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三条の三の二第三項において準用する前条第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三条の三の三第一項」と、「加工事業者」とあるのは「試験研究用等原子炉設置者」と、「第十六条の四の二」、第十六条の五及び第二十二條の七の二」とあるのは「第二十八條の三及び第二十九條」と読み替えるものとする。

注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十六条の四の二」を「第十六条の四」に、「第二十八條の三」を「第二十八

条の二」に改める。

(政令への委任)

第四十三條の三の四 外国原子力船運航者についての試験研究用等原子炉の廃止又は外国原子力船運航者の第三十三條第三項の規定による許可の取消しの場合については、政令で、外国原子力船運航者が講ずべき試験研究用等原子炉の廃止等に伴う核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止のための措置に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の規定による政令には、必要な罰則を設けることができる。

3 前項の罰則に規定することができる罰金は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はこれらの併科とする。

第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制

(設置の許可)

第四十三條の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数

四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

五 発電用原子炉及びその附属施設(以下「発電用原子炉施設」という。)の位置、構造及び設備

六 発電用原子炉施設の工事計画

七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分方法

九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

注 第一号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(許可の基準)

第四十三條の三の六 原子力規制委員会は、

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四三条の三の八）

前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三條の三の二十二第一項及び第四十三條の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。
- 四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

注 第五号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

- 2 前項の場合において、第四十三條の三の三十第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は、前項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。
- 3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

（許可の欠格条項）

第四十三條の三の七 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三條の三の五第一項の許可を与えない。

- 一 第四十三條の三の二十第二項の規定により第四十三條の三の五第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくつた後、二年を経過していない者
- 三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出等）

第四十三條の三の八 第四十三條の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十号」を「第十一号」に改める。

- 2 第四十三條の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。
- 3 発電用原子炉設置者は、第四十三條の三の十九第一項に規定する場合を除き、第四十三條の三の五第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変

更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

4 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の五第二項第五号に掲げる事項の変更のうち核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかな変更（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がない同種の設備の追加その他の原子力規制委員会規則で定める変更という。）のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その変更の内容を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、その届出をした発電用原子炉設置者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。

5 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項後段に規定する期間を短縮することができる。

6 原子力規制委員会は、第四項前段の規定

による届出があつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第四項後段に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、当該届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

7 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第四項後段に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

8 原子力規制委員会は、第一項本文の許可の申請に係る変更が、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該変更についての同項本文の許可に係る審査を、他の発電用原子炉施設の同項本文

の許可に係る審査に優先して行うことができる。

（工事の計画の認可）

第四十三条の三の九 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その工事の計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

注 見出し・第一項は、平成二九年四月法律第一一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

見出し中「工事」を「設計及び工事」に改め、第一項中「工事の計画」を「設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この節において「設計及び工事の計画」という。）」に改める。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた工事の計画を変更しようとするとき

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四三条の三の二〇）

は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、当該変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

書中「当該」を「その」に改める。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その工事の計画が第四十三条の三の五第一項若しくは前条第一項の許可を受けたと認めるとき又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであること。

二 発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

注 第一・三号は、平成二九年四月法律第一五

号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第一号中「工事」を「設計及び工事」に改め、第三号を削る。

4 前項の場合において、第四十三条の三の三十一第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定機器は、前項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

5 発電用原子炉設置者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

6 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

注 第六項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「工事」を「設計及び工事」に改める。

（工事の計画の届出）
第四十三条の三の十 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（前条第一項の原子力規制委員会規則で定めるものに限る。）であつて、原子力規制委員会規則で定めるものをしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。その工事の計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微なものを除く。）をしようとするときも、同様とする。

注 見出し・第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

見出し中「工事」を「設計及び工事」に、第一項中「工事の」を「設計及び工事の」に改める。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

5 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

注 第三一五項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三項から第五項までの規定中「工事」を「設計及び工事」に改める。

6 前三項の場合において、第四十三條の三の三十一第一項の規定により指定を受けた

型式の同項に規定する型式設計特定機器は、前条第三項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

（使用前検査）

第四十三條の三の十一 第四十三條の三の九

第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設（その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）は、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をした

ものを含む。）に従つて行われたものであること。

二 第四十三條の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。

注 第四十三條の三の十一は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（使用前事業者検査等）

第四十三條の三の十一 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする発電用原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（次項及び第四十三條の三の二十四第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けた設計及び工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）又は前条第一項の規定による届出をした設計及び工事の計画（同項後段の原子力規制委員会

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四三条の三）

規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行われたものであること。

二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。

3 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により発電用原子炉施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その発電用原子炉施設を使用してはならない。ただし、第四十三条の三の九第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（燃料体検査）

第四十三条の三の十二 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下この条及び第七十八条において「燃料体」という。）は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その加工について原子力規制委員会規則で定める加工の工程ごとに原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、発電用原子炉設置者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び原子力規制委員会規則で定

める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その燃料体の設計について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その燃料体が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その加工が前項の認可を受けた設計に従つて行われていること。

二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 輸入した燃料体は、原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、発電用原子炉設置者は、これを使用し

てはならない。

5 前項の検査においては、その燃料体が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

（溶接安全管理検査）

第四十三条の三の十三 発電用原子炉に係る原子炉容器その他の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設（以下この項において「原子炉容器等」という。）であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものを設置する発電用原子炉設置者は、その溶接について、原

子力規制委員会規則で定めるところにより、その使用の開始前に、当該原子炉容器等について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査（以下この条及び第四十三条の三の二十四において「溶接事業者検査」という。）においては、その溶接が次条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 溶接事業者検査を行う発電用原子炉施設を設置する者は、溶接事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期（第六項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る溶接事業者検査の過去の評定の結果に応じ、原子力規制委員会規則で定める時期）に、原子力規制委員会が行う審査を受けなければならない。

4 前項の審査は、発電用原子炉施設の安全管理を旨として、溶接事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他原子力規制委員会規則で定める事項について行う。

5 原子力規制委員会は、第三項の審査の結果に基づき、発電用原子炉設置者の溶接事

業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定をするものとする。

6 原子力規制委員会は、第三項の審査及び前項の評定の結果を、当該審査を受けた者に通知しなければならない。

(発電用原子炉施設の維持)

注 第四十三条の三の二、一、三は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第四十三条の三の十二及び第四十三条の三の十三 削除

第四十三条の三の十四 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

(施設定期検査)

第四十三条の三の十五 特定重要発電用原子炉施設(発電用原子炉施設であつて核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。)については、当

該特定重要発電用原子炉施設を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合その他の原子力規制委員会規則で定めるところは、この限りでない。

注 第四十三条の三の一五は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第四十三条の三の十五 削除

(定期安全管理検査)

第四十三条の三の十六 特定発電用原子炉施設(発電の用に供する原子炉、その原子炉を格納するための容器その他の発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、当該特定発電用原子炉施設について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の検査(以下この条及び第四十三条

の三の二十四において「定期事業者検査」という。)においては、その特定発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 定期事業者検査を行う特定発電用原子炉施設を設置する者は、当該定期事業者検査の際、特定発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものに関し、一定の期間が経過した後には第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分と同条の技術上の基準に適合しなくならないと見込まれる時期その他の原子力規制委員会規則で定める事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、原子力規制委員会規則で定める事項については、これを原子力規制委員会に報告しなければならない。

4 定期事業者検査を行う特定発電用原子炉施設を設置する者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期に、原子力規制委員会が行う審査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子

力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

5 前項の審査は、発電用原子炉施設の安全管理を旨として、定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他原子力規制委員会規則で定める事項について行う。

6 第四十三条の三の十三第五項及び第六項の規定は、第四項の審査について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「第三項」とあるのは、「第四十三条の三の十六第四項」と読み替えるものとする。

注 第四十三条の三の一六は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（定期事業者検査）

第四十三条の三の十六 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、発電用原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の検査（以下この条及び第四十三

条の三の二十四第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その

発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 発電用原子炉設置者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

4 定期事業者検査を行う発電用原子炉設置者は、当該定期事業者検査の際、発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものに関し、一定の期間が経過した後、第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が同条の技術上の基準に適合しなくなるが見込まれる時期その他の原子力規制委員会規則で定める事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、原子力規制委員会規則で定める事項については、これを原子力規制委員会に報告しなければならない。

（運転計画）

第四十三条の三の十七 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設置に係る発電用原子炉の運転計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、この限りでない。

（合併及び分割）

第四十三条の三の十八 発電用原子炉設置者である法人の合併の場合（発電用原子炉設置者である法人と発電用原子炉設置者でない法人が合併する場合において、発電用原子炉設置者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る全ての発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後規制委員法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

2 第四十三条の三の六第一項第一号から第三号まで及び第三項並びに第四十三条の三の七の規定は、前項の認可に準用する。

注 第二項は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
「及び」の下に「第五号並びに」を加える。

(相続)

第四十三條の三の十九 発電用原子炉設置者

について相続があつたときは、相続人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により発電用原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

(許可の取消し等)

第四十三條の三の二十 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に発電用原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第四十三條の三の五第一項の許可を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するとき、第四十三條の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができる。

る。

一 第四十三條の三の七第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第四十三條の三の八第一項本文の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでしたとき。

三 第四十三條の三の八第四項後段の規定に違反し、又は同条第六項の規定による命令に違反したとき。

四 第四十三條の三の二十三の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三條の三の二十四第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三條の三の二十六第二項において準用する第四十三條の規定による命令に違反したとき。

七 第四十三條の三の二十七第一項の規定に違反したとき。

八 第四十三條の三の二十七第二項において準用する第十二條の二第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第四十三條の三の二十七第二項において準用する第十二條の二第四項の規定に違反したとき。

十 第四十三條の三の二十八第一項の規定に違反したとき。

十一 第四十三條の三の二十八第二項において準用する第十二條の五の規定による命令に違反したとき。

十二 第四十三條の三の三十二第二項に規定する延長した期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三條の三の三十二第四項の規定に違反して同条第一項に規定する運転することができず期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十四 第四十三條の三の三十四第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止したとき。

十五 第四十三條の三の三十四第二項の規定に違反したとき。

十六 第五十八條第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第五十九條第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十八 第五十九條の二第二項の規定に違反したとき。

十九 第六十一條の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

二十 第六十二條の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四三條の二）

第三の二―四三條の三の二四

二十一 原子力損害の賠償に関する法律第六條の規定に違反したとき。

二十二 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項、第十一條第六項又は第十三條の二第二項の規定による命令に違反したとき。

（記録）

第四十三條の三の二十一 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、発電用原子炉の運転その他発電用原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第四十三條の三の二十二 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。

- 一 発電用原子炉施設の保全
- 二 発電用原子炉の運転
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行わ

れる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

第四十三條の三の二十三 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三條の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第四十三條の三の十四の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則

の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、是正措置等を命ずることができる。

（保安規定）

第四十三條の三の二十四 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、溶接事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

注 第一・二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（保安規定）

第四十三條の三の二十四 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定

を含む。以下この条において同じ。)を定め、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができ。

4 発電用原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定

の遵守の状況(溶接事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項及び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。)について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第四十三条の三の二十四第五項」と読み替えるものとする。

注 第五・六項は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(発電用原子炉の譲受け等)

第四十三条の三の二十五 発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 第四十三条の三の六及び第四十三条の三の七の規定は、前項の許可に準用する。

3 第一項の許可を受けて発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受

けた者は、当該発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の地位を承継する。
(発電用原子炉主任技術者)

第四十三条の三の二十六 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するものうちから、発電用原子炉主任技術者を選任しなければならない。

2 第四十条第二項、第四十二条及び第四十三条の規定は、前項の発電用原子炉主任技術者について準用する。この場合において、第四十条第二項及び第四十三条中「試験研究用等原子炉設置者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、第四十二条第二項中「試験研究用等原子炉の」とあるのは「発電用原子炉の」と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)

第四十三条の三の二十七 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければ

第二編 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四三条の二九）

ばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三條の三の二十七第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

（核物質防護管理者）

第四十三條の三の二十八 発電用原子炉設置者は、第四十三條の三の二十二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところによ

り、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二條の三第二項、第十二條の四及び第十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、「製錬施設」とあるのは「発電用原子炉施設」と読み替えるものとする。

（発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価）

第四十三條の三の二十九 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その発電用原子炉施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該発電用原子炉施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない

い。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項
イ 第四十三條の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

3 発電用原子炉設置者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第四十三條の三の三

十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法が原子力ないし認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

5 発電用原子炉設置者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。
(発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明)

第四十三条の三の三十 原子力規制委員会は、申請により、格納容器、非常用電源設備その他の発電用原子炉施設に係る機械又は器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの(以下「特定機器」という。)の型式の設計について型式証明を行う。

2 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定機器の型式の設計が第四十三条の三の六第一項第四号の基準(技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。)に適合すると

認めるときは、前項の型式証明をしなければならぬ。

3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定機器の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十三条の三の六第一項第四号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が同号の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 第一項の証明の手續その他型式証明に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。
(発電用原子炉施設に係る特定機器の型式の指定)

第四十三條の三の三十一 原子力規制委員会

は、発電用原子炉施設の安全性の増進を図るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定機器(以下「型式設計特定機器」という。)をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型式設計特定機器について、外国において当該型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものも行ふことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る当該型式設計特定機器が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行ふ。

一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。

二 第四十三條の三の十四の技術上の基準に適合しているものであること。

三 均一性を有するものであること。

4 第一項の指定は、当該型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。

5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定機器が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

る。

6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国機器製造者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する型式設計特定機器の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかにおいて同様に、当該指定外国機器製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国機器製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。

二 原子力規制委員会がこの法律を施行するために必要があると認めて指定外国機器製造者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 原子力規制委員会がこの法律を施行するために特に必要があると認めてその職員に指定外国機器製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた型式設計特定機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は

質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

注 第三号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に改める。

7 第一項の指定の手続その他型式の指定に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（運転の期間等）

第四十三條の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができず期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三條の三の三十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「の設置の工事」を削り、「第四十三條の三の三十一第一項の検査に合格した」を「第四十三條の三の三十一第三項の確認を受けた」に改める。

2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。

4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならぬ。

5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

（廃止措置実施方針）

第四十三條の三の三十三 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転を開始しようとするときは、当該発電用原子炉の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料

物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に關し必要な事項を定めなければならない。

3 発電用原子炉設置者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（発電用原子炉の廃止に伴う措置）

第四十三條の三の三十四 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 発電用原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に關する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二條の六第三項から第九項までの規定は、発電用原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三條の三の三十四第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三條の三の三十

四第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三條の三の三十四第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三條の三の五第一項の許可は、第四十三條の三の三十四第二項の認可に係る発電用原子炉について」と読み替へるものとする。

（許可の取消し等に伴う措置）

第四十三條の三の三十五 発電用原子炉設置者が第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三條の三の十八第一項若しくは第四十三條の三の十九第一項の規定による承継がなかつたときは、旧発電用原子炉設置者等（第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消された発電用原子炉設置者又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三條の三の十八第一項若しくは第四十三條の三の十九第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者という。以下同じ。）は、第四十三條の三

の十四から第四十三條の三の十六まで、第四十三條の三の二十一から第四十三條の三の二十四まで及び第四十三條の三の二十六から第四十三條の三の二十九までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお発電用原子炉設置者とみなす。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「から第四十三條の三の十六まで」を「第四十三條の三の十六」に改める。

2 旧発電用原子炉設置者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項の規定により発電用原子炉設置者としての許可を取り消された日又は発電用原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧発電用原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二條の七第四項から第九項までの規

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四三条の五）

定は旧発電用原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二條の九第四項の規定は旧発電用原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三條の三の三十五第二項」と読み替えるほか、第十二條の七第五項中「前條第四項」とあるのは「第四十三條の三の三十四第三項において準用する前條第四項」と、同條第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同條第九項中「前條第八項」とあるのは「第四十三條の三の三十四第三項において準用する前條第八項」と、第十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三條の三の三十五第一項」と、「加工事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、「第十六條の四の二」とあるのは「第四十三條の三の十四から第四十三條の三の十六まで及び第四十三條の三の二十九」と読み替えるものとする。

注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十六條の四の二」を「第十六條の四」に、「から第四十三條の三の十六まで」

を「、第四十三條の三の十六」に改める。

第四章の二 貯蔵の事業に関する規制

注 第四章の二の章名は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第四章の二を第五章とする。

（事業の許可）

第四十三條の四 使用済燃料（実用発電用原子炉（発電用原子炉であつて第二條第五項の政令で定める原子炉以外のものをいう。）その他その運転に伴い発電用原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章及び第六十條第一項、第七十七條第六号の五及び第七十八條第十六号の二において同じ。）の貯蔵（試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者及び第五十二條第一項の許可を受けた者及び第五十二條第一項の許可を受けた者が試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、第四十四條第二項第二号に規定する再処理施設又は第五十二條第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くも

のとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。）の事業を行うとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用済燃料貯蔵設備及びその附属施設（以下「使用済燃料貯蔵施設」という。）を設置する事業所の名称及び所在地

三 貯蔵する使用済燃料の種類及び貯蔵能力

四 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法

五 使用済燃料貯蔵施設の工事計画

六 貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法

注 第七号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

七 使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（許可の基準）

第四十三條の五

原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備が使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

四 前条第二項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 前項の場合においては、第四十三條の二十六の二第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定容器等の型式の設計は、前項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

（許可の欠格条項）

第四十三條の六 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三條の四第一項の許可を与えない。

- 一 第四十三條の十六第二項の規定により第四十三條の四第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくつた後、二年を経過していない者
- 三 成年被後見人
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出）

第四十三條の七 第四十三條の四第一項の許可を受けた者（以下「使用済燃料貯蔵事業者」という。）は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところ

により、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

「又は第六号」を、「第六号又は第七号」に改める。

- 2 使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三條の十五第一項に規定する場合を除き、第四十三條の四第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届けなければならない。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。
- 3 第四十三條の五の規定は、第一項の許可に準用する。

（設計及び工事の方法の認可）

第四十三條の八 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法（第四十三條の十第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下

この条において同じ。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法が第四十三条の四第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子

力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

注 見出し・第一―三項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

（設計及び工事の計画の認可）

第四十三条の八 使用済燃料貯蔵施設の設置又は変更の工事（使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする使用済燃料貯蔵事業者は、

原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）

について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、使用済燃料貯蔵施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会

の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その設計及び工事の計画が第四十三条の四第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 使用済燃料貯蔵施設が第四十三条の十の技術上の基準に適合するものであること。

4 前項の場合においては、第四十三条の二十六の三第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定容器等は、前項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

注 第五項は、平成二九年四月法律第一五号により改正・追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

(使用前検査)

第四十三条の九 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事（次条第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵施設を使用してはならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、使用済燃料貯蔵施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第五項の

規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。

二 その性能が第四十三条の十の二の技術上の基準に適合するものであること。

注 第四十三条の九は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(使用前事業者検査等)

第四十三条の九 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする使用済燃料貯蔵施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（次項及び第四十三条の二十第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その使用済燃料貯蔵施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行われたものであること。

二 次条の技術上の基準に適合するものであること。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により使用済燃料貯蔵施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その使用済燃料貯蔵施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(溶接の方法及び検査)

第四十三条の十 使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の原子力規制委員会規則で定める使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接の方法について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四三条の）
一〇の二―四三条の一三）

の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従って行われていること。

二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 溶接をした第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて輸入したものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵事業者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

注 第四三条の一〇は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

（使用済燃料貯蔵施設の性能の維持）

第四十三條の十の二 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその使用済燃料貯蔵施設を維持しなければならない。ただし、第四十三條の二十七第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）

は、この限りでない。

注 第四三条の一〇の二は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

見出し中「の性能」を削り、同条中「使用済燃料貯蔵施設の性能が」を「使用済燃料貯蔵施設を」に改め、「その使用済燃料貯蔵施設を」を削り、同条を第四十三條の十とする。

（施設定期検査）

第四十三條の十一 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三條の二十七第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項の検査は、その使用済燃料貯蔵施設の性能が前条の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

注 第四三条の一は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

（定期事業者検査）

第四十三條の十一 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、使用済燃料貯蔵施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第四十三條の二十七第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項の検査（次項及び第四十三條の二十第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その使用済燃料貯蔵施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

（事業開始等の届出）

第四十三條の十二 使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（貯蔵計画）

第四十三條の十三 使用済燃料貯蔵事業者

は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

（合併及び分割） 第四十三条の十四

使用済燃料貯蔵事業者である法人の合併の場合（使用済燃料貯蔵事業者である法人と使用済燃料貯蔵事業者でない法人が合併する場合において、使用済燃料貯蔵事業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る貯蔵の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により貯蔵の事業の全部を承継した法人は、使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継する。

2 第四十三条の五第一項第一号及び第二号並びに第三項並びに第四十三条の六の規定は、前項の認可に準用する。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四二条の二）
一四―四三条の一六

「及び第二号」を「第二号及び第四号」に改める。

（相続）

第四十三条の十五

使用済燃料貯蔵事業者について相続があつたときは、相続人は、使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（許可の取消し等）

第四十三条の十六

原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十三条の四第一項の許可を取り消すことができる。

2

原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の四第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

- 一 第四十三条の六第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第四十三条の七第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第四十三条の十九の規定による命令に違反したとき。

四 第四十三条の二十第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の二十四の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三条の二十五第一項の規定に違反したとき。

七 第四十三条の二十五第二項において準用する第十二条の第二項の規定による命令に違反したとき。

八 第四十三条の二十五第二項において準用する第十二条の第四項の規定に違反したとき。

九 第四十三条の二十六第一項の規定に違反したとき。

十 第四十三条の二十六第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第四十三条の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止したとき。

十二 第四十三条の二十七第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八条第二項の規定に違反し、

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四十三条の二）
一七―四三条の二〇）

又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十六 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十八 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

十九 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

（記録）
第四十三条の十七 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用済燃料の貯蔵の実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその事業所に備えて置かなければならない。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）
第四十三条の十八 使用済燃料貯蔵事業者

は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設の保全

二 使用済燃料貯蔵設備の操作

三 使用済燃料の運搬（使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われるものに限る。次条第一項において同じ。）

又は使用済燃料によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄（運搬及び廃棄にあつては、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。同項において同じ。）

2 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合においては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

第四十三条の十九 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の五第一項第三号の基準に適合していないと認めるとき、使用済燃料貯蔵施設の性能が第四十三条の十の二の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は使用済燃料貯蔵施設の保全、使用済燃料貯蔵設備の操作若しくは使用済燃料

の運搬若しくは使用済燃料によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その使用済燃料貯蔵事業者に対し、当該使用済燃料貯蔵施設の使用の停止、改造、修理又は移転、使用済燃料貯蔵設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「の性能が第四十三条の十の二」を「が第四十三条の十」に改める。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、是正措置等を命ずることができる。

（保安規定）

第四十三条の二十 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、事業開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとする

ときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でない」と認めるときは、前項の認可をしてはならない。

注 第一・二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(保安規定)

第四十三条の二十 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱及び定期事業者検査、使用前事業者検査、使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第四十三条の四第一項若しくは第四十三条の七第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。
二 使用済燃料又は使用済燃料によつて

汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 使用済燃料貯蔵事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第四十三条の二十第五項」と読み替えるものとする。

注 第五・六項は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第四十三条の二十一 削除

(使用済燃料取扱主任者)

第四十三条の二十二 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則

で定めるところにより、第二十二條の第三項の核燃料取扱主任者免状を有する者その他の原子力規制委員会規則で定める資格を有する者のうちから、使用済燃料取扱主任者を選任しなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の規定により使用済燃料取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(使用済燃料取扱主任者の義務等)

第四十三条の二十三 使用済燃料取扱主任者は、使用済燃料の貯蔵の事業における使用済燃料の取扱いに関し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 使用済燃料の貯蔵の事業において使用済燃料の取扱いに従事する者は、使用済燃料取扱主任者がその取扱いに関して保安のためにする指示に従わなければならない。

(使用済燃料取扱主任者の解任命令)

第四十三条の二十四 原子力規制委員会は、使用済燃料取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、使用済燃料取扱主任者の解任を命ずることができる。

(核物質防護規定)

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四三条の二六・四三条の二六の三）

第四十三条の二十五 使用済燃料貯蔵事業者

は、第四十三条の十八第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の二十五第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替えるものとする。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は、」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

（核物質防護管理者）

第四十三条の二十六 使用済燃料貯蔵事業者

は、第四十三条の十八第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合においては、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と、「製錬施設」とあるのは「使用済燃料貯蔵施設」と読み替えるものとする。

（使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明）

第四十三条の二六の二 原子力規制委員会

は、申請により、使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の使用済燃料貯蔵施設に係る器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定容器等」という。）の型式の設計について型式証明を行う。

2 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定容器等の型式の設計が第四十三条の五第一項第三号の

基準（技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定容器等の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十三条の五第一項第三号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が同号の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三条の五第一項第三号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が第四十三条の五第一項第三号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 第一項の証明の手続その他型式証明に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。（使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の

型式の指定)

第四十三条の二十六の三 原子力規制委員会

は、使用済燃料貯蔵施設の安全性の増進を図るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定容器等(以下「型式設計特定容器等」という。)をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型式設計特定容器等について、外国において当該型式設計特定容器等を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定容器等を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定容器等を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る型式設計特定容器等が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。

一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基ついたものであること。

二 第四十三条の八第三項第二号の技術上の基準に適合しているものであること。

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第四十三条の八第三項第二号」を「第四十三条の十」に改める。

三 均一性を有するものであること。

4 第一項の指定は、当該型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。

5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定容器等が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国容器等製造者等(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する特定容器等の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国容器等製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国容器等製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。

二 原子力規制委員会がこの法律を施行するために必要があると認めて指定外国容器等製造者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 原子力規制委員会がこの法律を施行するために特に必要があると認めてその職

員に指定外国容器等製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた特定容器等の所在すると認める場所において当該特定容器等、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

注 第三号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に改める。

7 第一項の指定の手続その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

(廃止措置実施方針)
第四十三条の二十六の四 使用済燃料貯蔵事業

業者は、その事業を開始しようとするときは、使用済燃料貯蔵施設の解体、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める使用済燃料の貯蔵の事業の廃止に伴う措置(以下この章において「廃止措置」という。)を実施するための方針(以下この条において「廃止措置実施

方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する使用済燃料によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（事業の廃止に伴う措置）

第四十三条の二十七 使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用済燃料貯蔵事業者の廃止措置に

ついて準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項」と、同条第七項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条の四第一項の許可」と読み替えるものとする。

（許可の取消し等に伴う措置）

第四十三条の二十八 使用済燃料貯蔵事業者が第四十三条の十六の規定により許可を取り消されたとき、又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたときは、旧使用済燃料貯蔵事業者等（第四十三条の十六の規定により許可を取り消された使用済燃料貯蔵事業者又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第四十三条の十の二、第四十三条の十

一、第四十三条の十七から第四十三条の二十まで及び第四十三条の二十二から第四十三条の二十六までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお使用済燃料貯蔵事業者とみなす。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第四十三条の十の二」を「第四十三条の十」に改める。

2 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は旧使用済燃料貯蔵事業者等について準用す

る。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三条の二十八第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三条の二十七第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三条の二十七第三項において準用する前条第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三条の二十八第一項」と、「加工事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と、「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二條の七の二」とあるのは「第四十三条の十の二及び第四十三条の十一」と読み替えるものとする。

注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十六条の四の二」を「第十六条の四」に、「第四十三条の十の二」を「第四十三条の十」に改める。

第五章 再処理の事業に関する規制

注 第五章の章名は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第二編 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四四条の二）

第五章を第六章とする。

（事業の指定）

第四十四条 再処理の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の指定を受けなければならない。

前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力
- 四 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法
- 五 再処理施設の工事計画
- 六 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分方法
- 七 再処理施設における放射線の管理に関する事項
- 八 再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

注 第九号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

注 第九号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

九 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（指定の基準）

第四十四条の二 原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合において、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

- 一 再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 重大事故（核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十八条第一項及び第五十条の四の二第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- 三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。
- 四 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四十四条の三―四十五条）

災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

注 第五号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

五 前条第二項第九号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

（指定の欠格条項）

第四十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十四条第一項の指定を与えない。

- 一 第四十六条の七第二項の規定により第四十四条第一項の指定を取り消され、取消の日から二年を経過していない者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

（変更の許可及び届出）

第四十四条の四 第四十四条第一項の指定を受けた者（以下「再処理事業者」という。）

は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第八号」を「第九号」に改める。

- 2 再処理事業者は、第四十六条の六第一項に規定する場合を除き、第四十四条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第四十四条の二の規定は、第一項の許可

に準用する。

（設計及び工事の方法の認可）

第四十五条 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法（第四十六条の二

第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

2 再処理事業者は、前項の認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

- 一 再処理施設に関する設計及び工事の方法が第四十四条第一項の指定を受けたところ、前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところ

ころによるものであること。

二 再処理施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 再処理事業者は、第一項の認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

注 第四十五条は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

(設計及び工事の計画の認可)

第四十五条 再処理施設の設置又は変更の工事(使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。)をしようとする再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔四六条〕

画(以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。)

について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、再処理施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合しているとき認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その設計及び工事の計画が第四十四条第一項の指定を受けたところ、前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 再処理施設が第四十六条の二の技術上の基準に適合するものであること。
再処理事業者は、第一項ただし書の規

定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

5 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(使用前検査)

第四十六条 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設の工事(次条第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。)及び性能について原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理施設を使用してはならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、再処理施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四六条の二）

一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。

二 その性能が第四十六条の二の二の技術上の基準に適合するものであること。

注 第四六条は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

（使用前事業者検査等）

第四十六条 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする再処理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（次項及び第五十条第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その再処理施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行われたものであること。
二 次条の技術上の基準に適合するもの

であること。

3 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により再処理施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その再処理施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（溶接の方法及び検査）

第四十六条の二 使用済燃料の溶解槽その他の原子力規制委員会規則で定める再処理施設であつて溶接をするものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接の方法について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。
3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従つて行われていること。

二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 溶接をした第一項に規定する再処理施設であつて輸入したものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理事業者は、これを使用してはならない。
5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

注 第四六条の二は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

（再処理施設の性能の維持）

第四十六条の二の二 再処理事業者は、再処理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその再処理施設を維持しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

注 第四六条の二の二は、平成二九年四月法律

第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(再処理施設の維持)

第四十六条の二 再処理事業者は、再処理施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

(施設定期検査)

第四十六条の三 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、原子力規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項の検査は、その再処理施設の性能が前条の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

注 第四十六条の二の三は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(定期事業者検査)

第四十六条の二の二 再処理事業者は、原

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（四六条の六）

子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、再処理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項の検査（次項及び第五十条第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その再処理施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 再処理事業者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

(事業開始等の届出)

第四十六条の三 再処理事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(使用計画)

第四十六条の四 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、原子力規制委

員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

(合併及び分割)

第四十六条の五 再処理事業者である法人の合併の場合（再処理事業者である法人と再処理事業者でない法人が合併する場合において、再処理事業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る再処理の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により再処理の事業の全部を承継した法人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 第四十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第四十四条の三の規定は、前項の認可に準用する。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「及び」の下に「第五号並びに」を加える。

(相続)

第四十六条の六 再処理事業者について相続

があつたときは、相続人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により再処理事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

（指定の取消し等）

第四十六条の七 原子力規制委員会は、再処理事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、再処理事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十四条の三第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第四十九条の規定による命令に違反したとき。

四 第五十条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による

命令に違反したとき。

五 第五十条の二第二項において準用する第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。

六 第五十条の三第一項の規定に違反したとき。

七 第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

九 第五十条の四第一項の規定に違反したとき。

十 第五十条の四第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十条の五第一項の規定に違反して再処理の事業を廃止したとき。

十二 第五十条の五第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条の二第二項の規定に違反

したとき。

十六 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十八 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

十九 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

（記録）

第四十七条 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理の事業の実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。
（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第四十八条 再処理事業者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。

一 再処理施設の保全
二 再処理設備の操作
三 使用済燃料、使用済燃料から分離され

た物又はこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、再処理施設を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条において同じ。）

注 第三号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「次条」を「次条第一項」に改める。

2 再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

第四十九条 原子力規制委員会は、再処理施設の位置、構造若しくは設備が第四十四条の第二項第一号の基準に適合していないと認めるとき、再処理施設の性能が第四十六条の二の二の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は再処理施設の保全、再処理設備の操作若しくは使用済燃料、使用済燃料から分離された物若しくはこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その再処

理事業者に対し、当該再処理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、再処理設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「の性能が第四十六条の二の二」を「が第四十六条の二」に改める。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、再処理事業者に対し、是正措置等を命ずることができる。

（保安規定）

第五十条 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、事業開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき、前項の認

可をしてはならない。

注 第一・二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（保安規定）

第五十条 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、再処理施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第四十四条第一項の指定を受けたところ、第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

第二編 二一五〇条の四の二）
第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（一五〇条の

3 原子力規制委員会は、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、再処理事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができ

る。
4 再処理事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第五十条第五項」と読み替えるものとする。

注 第五・六項は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(核燃料取扱主任者)

第五十条の二 再処理事業者は、核燃料物質の取扱いに關して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有す

るものうちから、核燃料取扱主任者を選任しなければならない。

2 第二十二條の二第二項、第二十二條の四及び第二十二條の五の規定は、前項の核燃料取扱主任者に準用する。

(核物質防護規定)

第五十条の三 再処理事業者は、第四十八條第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いは開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二條の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第五十条の三第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは、「再処理事業者」と読み替えるものとする。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第

八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

(核物質防護管理者)

第五十条の四 再処理事業者は、第四十八條第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱ひ等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二條の三第二項、第十二條の四及び第十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合においては、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは、「再処理事業者」と、「製錬施設」とあるのは、「再処理施設」と読み替えるものとする。

(再処理施設の安全性の向上のための評価)

第五十条の四の二 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その再処理施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該再処理施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただ

し、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該再処理施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する事項

イ 第四十五条第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生防止等に資する設備又は機器を設置すること。

注 第一号イは、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第四十五条第三項第二号」を「第四十六条の二」に改める。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生防止等を着実に実施するための体制を整

備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

3 再処理事業者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法（他原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした再処理事業者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができ

5 再処理事業者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。（廃止措置実施方針）

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五〇条の五）

第五十条の四の三 再処理事業者は、その事業を開始しようとするときは、再処理施設の解体、使用済燃料又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料又は使用済燃料から分離された物によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める再処理の事業の廃止に伴う措置（以下この章において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する使用済燃料又は使用済燃料から分離された物によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 再処理事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（事業の廃止に伴う措置）
第五十条の五 再処理事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 再処理事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、再処理事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十条の五第三項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十条の五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十条の五第二項」と、同条第七項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第九項中「第三条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

（指定の取消し等に伴う措置）
第五十一条 再処理事業者が第四十六条の七の規定により指定を取り消されたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第五項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときは、旧再処理事業者等（第四十六条の七の規定により指定を取り消された再処理事業者又は再処理事業者が

解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第四十六条の二の二、第四十六条の二の三及び第四十七条から第五十条の四の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお再処理事業者とみなす。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
「第四十六条の二の二、第四十六条の二の三」を「第四十六条の二、第四十六条の二の二」に改める。

2 旧再処理事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十六条の七の規定により再処理事業者としての指定を取り消された日又は再処理事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしななければならない。
3 旧再処理事業者等は、前項の認可を受け

るまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧再処理事業者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は旧再処理事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十一条第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十条の五第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十条の五第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第五十一条第一項」と、「加工事業者」とあるのは「再処理事業者」と、第十二条の四の二、第十六条の五及び第二十二條の七の二」とあるのは「第四十六条の二の二、第四十六条の二の三及び第五十条の四の二」と読み替えるものとする。

注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
「第十六条の四の二」を「第十六条の

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五十一条の六）

の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（許可の基準）

第五十一条の三 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。
- 二 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

注 第三号は、平成二十九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

三 前条第三項第七号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

（許可の欠格条項）

第五十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十一条の二第一項の許可を与えない。

一 第五十一条の十四第二項の規定により

第五十一条の二第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくつた後、二年を経過していない者
- 三 成年被後見人
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち以前三号のいずれかに該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出）

第五十一条の五 第五十一条の二第一項の許可を受けた者（以下「廃棄事業者」という。）は、同条第三項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会からの許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

注 第一項は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「まで」の下に「又は第七号」を加える。

- 2 廃棄事業者は、第五十一条の十三第一項に規定する場合を除き、第五十一条の二第三項第一号又は第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。
- 3 第五十一条の三の規定は、第一項の許可に準用する。

（廃棄物埋設に関する確認）

第五十一条の六 第五十一条の二第一項の規定による廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物埋設事業者」という。）は、廃棄物埋設を行う場合においては、その廃棄物埋設施設（第一種廃棄物埋設施設にあつては、次条第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設を除く。）及びこれに関する保安のための措置が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

- 2 廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設を行う場合においては、埋設しようとする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物及びこれに関する保安のための措置が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に

適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

(設計及び工事の方法の認可)

第五十一条の七 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者(第五十一条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める第一種廃棄物埋設施設(以下「特定第一種廃棄物埋設施設」という。)又は政令で定める廃棄物管理施設(以下「特定廃棄物管理施設」という。)の工事に着手する前に、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法(第五十一条の九第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。)について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を変更する場合における当該特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設についても、同様とする。

変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合しているときは、前二項の認可をしなければならない。

一 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法が第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の規定により届け出たところによるものであること。

二 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合すること。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合すること。

4 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、第一項の認可を受けた特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法について第二

項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

注 第五十一条の七は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

(設計及び工事の計画の認可)

第五十一条の七 政令で定める第一種廃棄物埋設施設(以下「特定第一種廃棄物埋設施設」という。)又は政令で定める廃棄物管理施設(以下「特定廃棄物管理施設」という。)の設置又は変更の工事(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。)をしようとする第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者(第五十一条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画(以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。)について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、特定第一種廃棄物埋設施設若し

くは特定廃棄物管理施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その設計及び工事の計画が第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設が第五十一条の九の技術上の基準に適合するものであること。

4 第一種廃棄物管理施設事業者又は廃棄物管理事業者は、第一項ただし書の規定によ

りやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

5 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（使用前検査）

第五十一条の八 第一種廃棄物管理施設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の工事（次条第一項に規定する特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設を使用してはならない。特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設を変更する場合における当該

特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。

二 その性能が第五十一条の九の二の技術上の基準に適合するものであること。

注 第五十一条の八は、平成二九年四月法律第一

五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（使用前事業者検査等）

第五十一条の八 第一種廃棄物管理施設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（次項及び第五十一条の十八第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その特定第一種

廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。

二 次条の技術上の基準に適合するものであること。

3 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(溶接の方法及び検査)
第五十一条の九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃液槽その他の原子力規制委員会規則で定める特定第一種廃

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五一条の九・五一条の九の二）

棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接の方法について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従つて行われていること。

二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 溶接をした第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設であつて輸入したものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

注 第五十一条の九は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（特定第一種廃棄物埋設施設等の性能の維持）

第五十一条の九の二 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにこれらの施設を維持しなければならない。ただし、第五十一条の二十四の二第一項又は第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）における当該認可を受けた計画に係る施設については、この限りでない。

注 第五十一条の九の二は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

見出し中「の性能」を削り、同条中「特定廃棄物管理施設の性能が」を「特定廃棄物管理施設を」に改め、「これらの施設を」を削り、第五十一条の九とする。

（施設定期検査）

第五十一条の十 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて原子力規制委員会規則で定める期間ごとに原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。ただし、第五十一条の二十四の二第二項又は第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）における当該認可を受けた計画に係る施設については、この限りでない。

2 前項の検査は、その特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能が前条の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

注 五十一条の一〇は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（定期事業者検査）

第五十一条の十 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設について検査を行い、そ

の結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第五十一条の二十四の二第二項又は第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）における当該認可を受けた計画に係る施設については、この限りでない。

2 前項の検査（次項及び第五十一条の十八第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

（事業開始等の届出）

第五十一条の十一 廃棄事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（合併及び分割）

第五十一条の十二 廃棄事業者である法人の合併の場合（廃棄事業者である法人と廃棄

事業者でない法人が合併する場合において、廃棄事業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る廃棄の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割については原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により廃棄の事業の全部を承継した法人は、廃棄事業者の地位を承継する。

2 第五十一条の三第一号及び第五十一条の四の規定は、前項の認可に準用する。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

「及び」の下に「第三号並びに」を加える。

（相続）

第五十一条の十三 廃棄事業者について相続があつたときは、相続人は、廃棄事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により廃棄事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（許可の取消し等）

第五十一条の十四

原子力規制委員会は、廃棄事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第五十一条の第二項の許可を取り消すことができる。

2

原子力規制委員会は、廃棄事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

- 一 第五十一条の四第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。
- 三 第五十一条の六の規定に違反したとき。
- 四 第五十一条の七の規定による命令に違反したとき。
- 五 第五十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 六 第五十一条の二十二の規定による命令に違反したとき。
- 七 第五十一条の二十三第一項の規定に違反したとき。
- 八 第五十一条の二十三第二項において準

用する第十二条の二三第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第五十一条の二三第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

十 第五十一条の二四第一項の規定に違反したとき。

十一 第五十一条の二四第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十一条の二四の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十一条の二五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。

十四 第五十一条の二五第二項の規定に違反したとき。

十五 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十六 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十七 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十八 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十九 第六十二条の二第一項又は第二項の

条件に違反したとき。

二十 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

二十一 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、

第十四条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

(記録)

第五十一条の十五 廃棄事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃棄

物理設又は廃棄物管理の事業の実施に関し

原子力規制委員会規則で定める事項を記録

し、これをその事業所に備えて置かなければならない。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第五十一条の十六 第一種廃棄物埋設事業者

は、次の事項について、原子力規制委員会

規則で定めるところにより、保安のために

必要な措置を講じなければならない。

一 廃棄物埋設施設の保全

二 廃棄物埋設地の附属施設に係る設備

の操作

(次条において「附属設備」という。)

注

第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五十一条の
一七・五一一条の一八）

「次条」を「次条第一項」に改める。

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）

2 第五十一条の二第二項の規定による第二種廃棄物埋設施設の事業の許可を受けた者（以下「第二種廃棄物埋設事業者」という。）は、次の事項について、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の放射能の減衰に応じて原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 廃棄物埋設施設の保全
- 二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）
- 3 廃棄物管理事業者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。
 - 一 廃棄物管理施設の保全
 - 二 廃棄物管理設備の操作
 - 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物管理施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄

（に限る。）

4 廃棄事業者は、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置した事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

第五十一条の十七 原子力規制委員会は、特定第一種廃棄物埋設施設若しくは特定廃棄物管理施設の位置、構造若しくは設備が第五十一条の三第二号の基準に適合していないと認めるとき、特定第一種廃棄物埋設施設若しくは特定廃棄物管理施設の性能が第五十一条の九の二の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設の保全、附属設備若しくは廃棄物管理設備の操作若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬若しくは廃棄（廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）に関する措置が前条第一項から第三項までの規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その廃棄事業者に対し、当該廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、附属設備又は廃棄物管理設備の操作の方法

の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「の性能が第五十一条の九の二」を「が第五十一条の九」に改める。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第四項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、廃棄事業者に対し、是正措置等を命ずることができる。

（保安規定）

第五十一条の十八 廃棄事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、事業開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

注 第一・二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して

三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(保安規定)

第五十一条の十八 廃棄事業者は、原子力

規制委員会規則で定めるところにより、保安規定(核燃料物質の取扱いに関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第五十一条の第二項若しくは第五十一条の第五項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、廃棄事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 廃棄事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 廃棄事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第五十一条の第十八第五項」と読み替えるものとする。

注 第五・六項は、平成二九年四月法律第五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(廃棄物埋設地の譲受け等)

第五十一条の十九 廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 第五十一条の三及び第五十一条の四の規定は、前項の許可に準用する。

3 第一項の許可を受けて廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けたい者は、当該廃棄物埋設地に係る廃棄物埋

設事業者の地位を承継する。

(廃棄物取扱主任者)

第五十一条の二十 廃棄事業者は、核燃料物

質又は核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者を有する者その他の原子力規制委員会規則で定める資格を有する者の中から、廃棄物取扱主任者を選任しなければならない。

2 廃棄事業者は、前項の規定により廃棄物取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(廃棄物取扱主任者の義務等)

第五十一条の二十一 廃棄物取扱主任者は、廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業における核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業において核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者がある取扱いに関して保安のためにする指示に従わなければならない。(廃棄物取扱主任者の解任命令)

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五十一条の二）
二二―五一条の二

第五十一条の二十二 原子力規制委員会は、廃棄物取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、廃棄事業者に対し、廃棄物取扱主任者の解任を命ずることができる。

（核物質防護規定）

第五十一条の二十三 廃棄事業者は、第五十一条の十六第四項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条の二十三第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「廃棄事業者」と読み替えるものとする。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は、」に改め、「同条第六項から第

八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

（核物質防護管理者）

第五十一条の二十四 廃棄事業者は、第五十一条の十六第四項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「廃棄事業者」と、「製錬施設」とあるのは「廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設」と読み替えるものとする。

（坑道の閉鎖に伴う措置）

第五十一条の二十四の二 廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設（第二種廃棄物埋設にあつては、第二種廃棄物に含まれる原子力規制委員会規則で定める放射性物質についての放射能濃度が人の健康に影響を及ぼすおそ

れがあるものとして当該放射性物質の種類ごとに原子力規制委員会規則で定める基準を超えるものの埋設の方法による最終的な処分に限る。第五十一条の二十七第一項において同じ。の事業のための坑道を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該坑道についての坑道の埋戻し及び坑口の閉塞その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下「閉鎖措置」という。）に関する計画（以下「閉鎖措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けた者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その講じた閉鎖措置が同項の認可を受けた閉鎖措置計画（次項において準用する第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われたことについて、原子力規制委員会規則で定める坑道の閉鎖の工程ごとに、原子力規制委員会が行う確認を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第七項までの規定は、第一項の認可を受けた者の閉鎖措置について準用する。この場合において、これらの規定中「廃止措置計画」とあるのは「閉鎖措置計画」と読み替えるほか、同条

第三項中「前項」とあるのは「第五十一条の二十四の二第一項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十一条の二十四の二第一項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十一条の二十四の二第一項」と読み替えるものとする。

（廃止措置実施方針）

第五十一条の二十四の三 廃棄事業者は、その事業を開始しようとするときは、廃棄物埋設地の附属施設又は廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める廃棄の事業の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 廃棄事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（事業の廃止に伴う措置）

第五十一条の二十五 廃棄事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 廃棄事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、廃棄事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十一条の二十五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十一条の二十五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十一条の二十五第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十一条の二第一項の許可」と読み替えるものとする。

（許可の取消し等に伴う措置）

第五十一条の二十六 廃棄事業者が第五十一条の十四の規定により許可を取り消されたとき、又は廃棄事業者が解散し、若しくは

死亡した場合において、第五十一条の第十二項若しくは第五十一条の第十三第一項の規定による承継がなかつたときは、旧廃棄事業者等（第五十一条の十四の規定により許可を取り消された廃棄事業者又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一条の十二第一項若しくは第五十一条の十三第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者）をいう。以下同じ。は、第五十一条の九の二、第五十一条の十、第五十一条の十五から第五十一条の十八まで、第五十一条の二十から第五十一条の二十四の二まで及び第五十一条の二十九の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお廃棄事業者とみなす。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
「第五十一条の九の二」を「第五十一条の九」に改める。

2 旧廃棄事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第五十一条の十四の規定により廃棄

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五十一条の二）
二七―五一―三〇

3 旧廃棄事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧廃棄事業者等の廃止措置について、第二十二條の九第四項及び第五十一條の二十八の規定は旧廃棄事業者等（同項の規定にあつては、第二種廃棄物埋設事業者に係る者を除く。）について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十一條の二十六第二項」と読み替へるほか、第十二條の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十一條の二十五第三項」において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十一條の二十五第三項」において準用する前条第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第五十一條の二十六第一項」と、「加工事業者」とあるのは「廃棄事業者（第二種廃棄物埋設事業者を除く。）」と、「第十六條の七の二」とあるのは「第五十一條の九の二及び

第五十一條の十」と、第五十一條の二十八第一項中「第五十一條の二十五第三項」において準用する第十二條の六第八項」とあるのは「第五十一條の二十六第四項」において準用する第十二條の七第九項」と読み替へるものとする。

注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十六條の四の二」を「第十六條の四」に、「第五十一條の九の二」を「第五十一條の九」に改める。

第二節 指定廃棄物埋設区域に関する規制

(区域の指定)

第五十一條の二十七 原子力規制委員会は、廃棄物埋設の事業開始前に、当該事業に係る廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺の区域並びにこれらの地下について一定の範囲を定めた立体的な区域を指定するものとする。

2 原子力規制委員会は、前項の立体的な区域（以下「指定廃棄物埋設区域」という。）を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で告示しなければならない。

3 指定廃棄物埋設区域の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

4 前二項の規定は、指定廃棄物埋設区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(記録の提出)

第五十一條の二十八 廃棄物埋設事業者は、第五十二條の六第三項において準用する第十二條の六第八項の規定による確認を受けたときは、指定廃棄物埋設区域に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 原子力規制委員会は、前項の規定により提出された記録を公示するとともに、これを永久に保存しなければならない。

(掘削の禁止)

第五十一條の二十九 指定廃棄物埋設区域内においては、原子力規制委員会の許可を受けなければ、土地を掘削してはならない。ただし、指定廃棄物埋設区域に係る廃棄物埋設施設を設置した廃棄物埋設事業者がその事業として当該指定廃棄物埋設区域において行う土地の掘削については、この限りでない。

2 原子力規制委員会は、前項本文の土地の掘削で原子力規制委員会規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
(中止命令等)

第五十一条の三十 原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するため必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反し、又は同項の許可に付された第六十二条の第二項の条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

(報告及び立入検査等)

第五十一条の三十一 原子力規制委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、第五十一条の二十九第一項の許可を受けた者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は当該職員に、その事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、当該掘削の実施状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の量に限り試料を取去させ、若しくは当該掘削が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国等に関する特例)

第五十一条の三十二 国又は地方公共団体が行う土地の掘削については、第五十一条の二十九第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、国又は当該地方公共団体は、当該掘削をしようとするときは、あらかじめ、国にあつては原子力規制委員会に協議し、地方公共団体にあつては原子力規制委員会に協議しその同意を得なければならぬ。

(実地調査)

第五十一条の三十三 原子力規制委員会は、指定廃棄物埋設区域の指定又はその区域の拡張に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 原子力規制委員会は、当該職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者及び占有者(所有者の住所が明らかでない場合にあっては、占有者。以下この項において同じ。)

並びに木竹又は垣、柵等の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の当該職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 土地又は木竹若しくは垣、柵等の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(公害等調整委員会の裁定)

第五十一条の三十四 第五十一条の二十九第一項の規定による原子力規制委員会の処分不服がある者であつてその不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるものが、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができる。

2 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十二条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合について準用する。

第五章の三 核燃料物質等の使用等に関する規制

第二編 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五十二条・五十三条）

注 第五章の三の章名は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 使用の目的及び方法
三 核燃料物質の種類
四 使用の場所
五 予定使用期間及び年間（予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間）予定使用量
六 使用済燃料の処分の方法
七 核燃料物質の使用施設（以下単に「使用施設」という。）の位置、構造及び設備
八 核燃料物質の貯蔵施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造及び設備
九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設（以下単に「廃棄施設」という。）の位置、構造及び設備

注 第一節の節名は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

質を使用する場合
質を使用する場合
事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 使用の目的及び方法
三 核燃料物質の種類
四 使用の場所
五 予定使用期間及び年間（予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間）予定使用量
六 使用済燃料の処分の方法
七 核燃料物質の使用施設（以下単に「使用施設」という。）の位置、構造及び設備
八 核燃料物質の貯蔵施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造及び設備
九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設（以下単に「廃棄施設」という。）の位置、構造及び設備

注 第一〇号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年

（使用の許可）

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 製錬事業者が核燃料物質を製錬の事業の用に供する場合
二 加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合
三 試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合
四 再処理事業者が核燃料物質を再処理事業の用に供する場合
五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年

一 製錬事業者が核燃料物質を製錬の事業の用に供する場合
二 加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合
三 試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合
四 再処理事業者が核燃料物質を再処理事業の用に供する場合
五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

一 製錬事業者が核燃料物質を製錬の事業の用に供する場合
二 加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合
三 試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合
四 再処理事業者が核燃料物質を再処理事業の用に供する場合
五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年

二 加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合
三 試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合
四 再処理事業者が核燃料物質を再処理事業の用に供する場合
五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

二 加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合
三 試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合
四 再処理事業者が核燃料物質を再処理事業の用に供する場合
五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年

三 試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合
四 再処理事業者が核燃料物質を再処理事業の用に供する場合
五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

三 試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合
四 再処理事業者が核燃料物質を再処理事業の用に供する場合
五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年

四 再処理事業者が核燃料物質を再処理事業の用に供する場合
五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

四 再処理事業者が核燃料物質を再処理事業の用に供する場合
五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年

五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年

再処理事業者が核燃料物質を再処理事業の用に供する場合

再処理事業者が核燃料物質を再処理事業の用に供する場合

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年

政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年

再処理事業者が核燃料物質を再処理事業の用に供する場合

再処理事業者が核燃料物質を再処理事業の用に供する場合

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年

政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

注 第四号は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年

を越えない範囲内において政令で定める日から施行

四 前条第二項第十号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

(許可の欠格条項)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十二条第一項の許可を与えない。

一 第五十六条の規定により第五十二条第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出)

第五十五条 第五十二条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第九号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない

らない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を越えない範囲内において政令で定める日から施行

「第九号」を「第十号」に改める。

2 使用者は、第五十五条の五第一項に規定する場合を除き、第五十二条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を越えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五十五条の五第一項」を「第五十五条の四第一項」に改める。

3 第五十三条の規定は、第一項の許可に準用する。

(施設検査)

第五十五条の二 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める核燃料物質の使用施設等の工事(次条第一項に規定する使用施設等であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。)について原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該

使用施設等を使用してはならない。その使用施設等を変更する場合における当該使用施設等についても、同様とする。

2 前項の検査においては、その使用施設等の工事が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

注 第五十五条の二は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を越えない範囲内において政令で定める日から施行

(使用前検査等)

第五十五条の二 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする政令で定める核燃料物質の使用施設等について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査(次項及び第五十七条第一項において「使用前検査」という。)においては、その使用施設等が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が第五十二条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。
二 原子力規制委員会規則で定める技術

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五十五条の三―五六条）

3 上の基準に適合するものであること。
使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前検査についての原子力規制検査により使用施設等が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その使用施設等を使用してはならない。ただし、使用施設等の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（溶接検査）

第五十五条の三 核燃料物質の貯蔵容器その他の原子力規制委員会規則で定める使用施設等であつて溶接をするものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用者は、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その溶接が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

注 第五十五条の三は、平成二九年四月法律第一

五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（合併及び分割）

第五十五条の四 使用者である法人の合併の場合（使用者である法人と使用者でない法人が合併する場合において、使用者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る全ての使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割については、原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、使用者の地位を承継する。

2 第五十三条第一号及び第三号並びに第五十四条の規定は、前項の認可について準用する。

注 第五十五条の四は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第二項中「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に改め、同条を第五十五条の三とする。

（相続）
第五十五条の五 使用者について相続があつたときは、相続人は、使用者の地位を承継する。

注 第五十五条の五は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第五十五条の五を第五十五条の四とする。

2 前項の規定により使用者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

（許可の取消し等）

第五十六条 原子力規制委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。

- 一 第五十四条第二号から第四号までのいづれかに該当するに至つたとき。
- 二 第五十五条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。
- 三 第五十六条の四の規定による命令に違反したとき。

- 四 第五十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第五十七条の二第一項の規定に違反したとき。
- 六 第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
- 七 第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。
- 八 第五十七条の三第一項の規定に違反したとき。
- 九 第五十七条の三第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。
- 十 第五十七条の五第一項の規定に違反して核燃料物質の全ての使用を廃止したとき。
- 十一 第五十七条の五第二項の規定に違反したとき。
- 十二 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 十三 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。
- 十四 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（二一五七条）

- したとき。
- 十五 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 十六 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。
- 十七 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。
- 十八 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。
- （記録）
- 第五十六条の二 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核燃料物質の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。
（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）
- 第五十六条の三 使用者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならぬ。
- 一 使用施設等の保全
 - 二 核燃料物質の使用
 - 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬

- 及び廃棄にあつては、使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）
- 2 使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。
（施設の使用の停止等）

第五十六条の四 原子力規制委員会は、使用施設等の保全、核燃料物質の使用又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その使用者に対し、当該使用施設等の使用の停止、改造、修理又は移転、核燃料物質の使用の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができらる。

 - 2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、使用者に対し、是正措置等を命ずることができらる。

（保安規定）

第五十七条 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合には、原子力規

第二編 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五七条の三）

制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、使用開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない。

注 第一・二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（保安規定）

第五十七条 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育及び使用前検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、使用施設等の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、前項の認可をしてはならない。

一 第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、使用者に対し、保安規定の変更を命ずることができ。

4 使用者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第五十七条第五項」と読み替えるものとする。

注 第五・六項は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（核物質防護規定）

第五十七条の二 使用者は、第五十六条の第三第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十七条の二第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五項までの規定は」を「第四項までの規定は」に改め、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を削り、「から第五項までの規定中」を「及び第四項中」に改める。

（核物質防護管理者）

第五十七条の三 使用者は、第五十六条の三

第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び

第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、「製錬施設」とあるのは「使用施設等」と読み替えるものとする。

(廃止措置実施方針)

第五十七条の四 使用者は、政令で定める核

燃料物質の使用を開始しようとするときは、使用施設等の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める使用の廃止に伴う措置（以下この章において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「この章」を「この節」に改める。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料

物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 使用者は、廃止措置実施方針の変更をし

たときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実

施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

(使用の廃止に伴う措置)

第五十七条の五 使用者は、核燃料物質の全

ての使用を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 使用者は、廃止措置を講じようとする

ときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条第二項において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規

定は、使用者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前

項」とあるのは「第五十七条の五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは

「第五十七条の五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十七条の五第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第五十七条の六 使用者が第五十六条の規定

により許可を取り消されたとき、又は使用者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十五条の四第一項若しくは第五十五条の五第一項の規定による承継がなかつたときは、旧使用者等（第五十六条の規定により許可を取り消された使用者又は使用者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十五条の四第一項若しくは第五十五条の五第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者という。以下同じ。）の第五十六条の二から第五十七条の三までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお使用者とみなす。

第二編 七) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五七条の七）

三三〇

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五十五条の四第一項」を「第五十五条の三第一項」に、「第五十五条の五第一項」を「第五十五条の四第一項」に改める。

2 旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第五十六条の規定により使用者としての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧使用者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十七条の五第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十七条の五第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。

注 第二節の節名は、平成二九年四月法律第一

五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第二節 核原料物質の使用に関する規制

（核原料物質の使用の届出等）

注 見出しは、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第五十七条の七 核原料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 製錬事業者が核原料物質を製錬の事業の用に供する場合
 - 二 第六十一条の三第一項の許可を受けた者（第六十一条において「国際規制物質使用者」という。）が国際規制物質である核原料物質を当該許可を受けた使用の目的に使用する場合
 - 三 放射能濃度又は含有するウラソ若しくはトリウム²³²の量が政令で定める限度を超えない核原料物質を使用する場合
- 2 前項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない

い。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的及び方法

三 核原料物質の種類

四 使用の場所

五 予定使用期間及び年間（予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間）の予定使用量

六 核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要

3 第一項の規定による届出をした者（以下「核原料物質使用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、原子力規制委員会に届け出なければならない。

4 核原料物質を使用する者は、核原料物質の使用（第一項第二号又は第三号に該当する使用を除く。次項において同じ。）については、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「次項」の下に「及び次条」を加える。

5 原子力規制委員会は、核原料物質の使用について前項の基準に適合していないと認

めるときは、当該核原料物質を使用する者に対し、その基準に適合するように是正すべきことを命ずることができる。

注 第五項は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

「基準」を「技術上の基準」に改める。

6 核原料物質使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核原料物質の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

7 核原料物質使用者は、当該届出に係る核原料物質の全ての使用を廃止したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

8 核原料物質使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により核原料物質の使用に係る施設若しくは核原料物質を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

第五章の四 原子力事業者等の責務

注 第五章の四の章名は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

第五章の四を第九章とする。

第五十七条の八 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船

運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）は、この法律の規定に基づき、原子力施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止に関し、原子力施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務を有する。

注 第五十七条の八は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

第五十七条の八 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使

用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）並びに核原料物質を使用する者（前条第一項第一号又は第三号に該当する場合を除く。第六十一条の二の第二項及び第八十一条第二号において同じ。）は、この法律の規定に基づき、原子力の研究、開発及び利用（第六十一条の二の二第八項及び第六十二条の二において「原子力利用」という。）における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止又は特定核燃料物質の防護に関し、原子力施設若しくは核原料物質の使用に係る施設（以下「原子力施設等」という。）の安全性の向上又は特定核燃料物質の防護の強化に資する設備又は機器の設置、原子力施設等についての検査の適正かつ確実な実施、保安教育の充実その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

第六章 原子力事業者等に関する規制

等

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（五八条） 五九条

二二二

注 第六章の章名は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

第六章を第十章とする。

（廃棄に関する確認等）

第五十八条 原子力事業者等が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次条第一項、第五十九条の第二項及び第六十一条の第二項において「工場等」という。）の外において廃棄する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、その廃棄に関する措置が同項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

3 第一項の場合において、原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に関する措置が同項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、原子力事業者等に対し、廃棄の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

（運搬に関する確認等）

第五十九条 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。）は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、運搬する物に関しては原子力規制委員会規則、その他の事項に関しては原子力規制委員会規則（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令）で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならない。

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合に

に該当するときは、原子力事業者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、運搬する物に関しては原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の、その他の事項に関しては原子力規制委員会規則（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令）で定めるところにより原子力規制委員会（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通大臣）の確認を受けなければならない。

3 原子力事業者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の承認を受けることができる。この場合において、原子力規制委員会の承認を受けた容器については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 第一項の場合において、原子力規制委員会又は国土交通大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、原子力事業者等に対し、同項に規定する当該措置の区分に応じ、運搬の停止その他保安及び特定核燃料

物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

5 第一項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため特に必要がある場合は、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。

6 都道府県公安委員会は、前項の届出があつた場合において、災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項について、必要な指示をすることができる。

7 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

8 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、原子力事業者等は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。

9 運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、原子力事業者等は、内閣府令で定め

るところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出て、その書換えを受けなければならない。

10 運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその再交付を文書で申請しなければならない。

11 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び当該核燃料物質に含まれる特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため、特に必要があるとき認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらの物を運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは、内閣府令で定めるところにより、運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又はこれらの物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護するため、第五項、第六項及び第八項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

12 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13 不要となつた運搬証明書の返納並びに運搬が二以上の都道府県にわたることとなる

場合における第五項の届出、第六項の指示並びに運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納に関し必要な都道府県公安委員会との連絡については、政令で定める。

第五十九条の二 原子力事業者等は、特定核燃料物質が当該原子力事業者等の当該原子力事業者等又は外国の工場等から当該原子力事業者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者（本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。）を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の原子力規制委員会規則で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

2 前項の場合において、原子力事業者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決め締結について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

（受託貯蔵者）

第六十条 原子力事業者等（外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者及び廃棄事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）を除く。）から核燃料物質の貯蔵（使用済燃料の貯蔵を除く。）を委託された者（以下「受託貯蔵者」という。）は、当該核燃料物質を貯蔵する場合においては、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならない。

2 前項の場合において、原子力規制委員会は、核燃料物質の貯蔵に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、受託貯蔵者に対し、核燃料物質の貯蔵の方法の是正その他保安又は特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができらる。

（譲渡し及び譲受けの制限）

第六十一条 核燃料物質は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、国際約束に基づき国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受ける場合は、

この限りでない。

一 製錬事業者が加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の製錬事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

二 加工事業者が製錬事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の加工事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

三 試験研究用等原子炉設置者が製錬事業者、加工事業者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の試験研究用等原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

四 発電用原子炉設置者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の発電用原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

五 再処理事業者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者、使用者若し

くは他の再処理事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

六 廃棄事業者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、使用者若しくは他の廃棄事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

七 使用者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者若しくは他の使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から第五十二条第一項の許可（第五十五条第一項の許可を含む。）を受けた種類の核燃料物質を譲り受ける場合

八 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物質使用者が第五十二条第一項第五号の政令で定める種類及び数量の核燃料物質を譲り渡し、若しくは譲り受ける場合又はこれらの者からこれらの核燃料物質を譲り受け、若しくはこれらの者にその核燃料物質を譲り渡す場合

九 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、

再処理事業者、使用者又は国際規制物質使用者が核燃料物質を輸出し、又は輸入する場合

十 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等が、第十二条の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の三十五第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第二項又は第五十七條の六第二項の認可を受けた廃止措置計画（第十二條の七第四項又は第六項（これらの規定を第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十五第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて核燃料物質を譲り渡し、又はその核燃料物質を譲り受ける場合

十一 第六十一條の九の規定による命令により核燃料物質を譲り渡す場合

（放射能濃度についての確認等）

第六十一條の二 原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線

による障害の防止のための措置を必要としないものとして原子力規制委員会規則で定める基準を超えないことについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところによりあらかじめ原子力規制委員会の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他原子力規制委員会規則で定める書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 第一項の規定により原子力規制委員会の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとする。

注 第一章は、平成二九年四月法律第五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第十一章 原子力規制検査に基づく監督

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（六一条の二）

第六十一條の二の二 原子力事業者等及び核原料物質を使用する者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

- 一 次に掲げる検査の実施状況
 - イ 第十六條の三第二項、第二十八條第二項、第四十三條の三の十一、第四十六條第二項又は第五十一條の八第二項に規定する使用前事業者検査
 - ロ 第十六條の五第二項、第二十九條第二項、第四十三條の三の十六、第四十六條の二の二第二項又は第五十一條の十第二項に規定する定期事業者検査
 - ハ 第五十五條の二第二項に規定する使用前検査
- 二 次に掲げる技術上の基準の遵守状況
 - イ 第四十三條の四、第二十八條の二、第四十六條の三の十四、第四十三條の十、第四十六條の二又は第五十一條の九の技術上の基準
 - ロ 第五十七條の七第四項の技術上の基準
- 三 次に掲げるものに従つて講ずべき措置の実施状況
 - イ 第十二條第一項、第二十二條第一

項、第三十七条第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十七條第一項の認可を受けた保安規定（これらの規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの）

ロ 第十二條の二第二項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項又は第五十七條の二第一項の認可を受けた核物質防護規定（これらの規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの）

ハ 第十二條の六第二項、第二十二條の八第二項、第四十三條の三の二十四第二項、第四十三條の三の二十四第二項、第四十三條の三の三十四第一項、第五十条の五第二項、第五十一条の二十五第二項又は第五十七條の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（第十二條の六第三項又は第五項（これらの規定を第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十四第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十条の五第

三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）

ニ 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の三十五第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十六第二項又は第五十七條の六第二項の認可を受けた廃止措置計画（第十二條の七第四項又は第六項（これらの規定を第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十五第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）

ホ 第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画（同条第三項において準用する第十二條の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）

ヘ 前条第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法
四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる措置の実施状況

イ 第十一条の二第一項、第二十一条の二第二項、第三十五条第二項、第四十三條の三の二十二第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十八條第二項、第五十一条の十六第四項又は第五十六条の三第二項に規定する防護措置

ロ 第二十一条の二第一項、第三十五条第一項、第四十三條の三の二十二第一項、第四十三條の三の三第二項、第五十一条の十六第一項から第三項まで、第五十六条の三第一項又は第五十八條第一項に規定する保安のために必要な措置

ハ 第五十九条第一項（原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に係る部分に限る。）に規定する保安のために必要な措置（運搬する核燃料物質に同項の政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）

2 原子力規制検査は、原子力規制委員会規則で定めるところにより過去の第七項

の評定の結果その他の事情を勘案して、原子力規制委員会規則で定めるところにより行うものとする。

3 原子力規制検査に当たつては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

4 前項第一号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 原子力規制委員会は、原子力規制検査に当たつては、当該職員が原子力事業者等が行う検査に立ち会ふこと、当該職員が自ら原子力施設に立ち入つて検査を行うことその他の方法により、効果的かつ効率的な実施に努めるものとする。

7 原子力規制委員会は、原子力規制検査

の結果に基づき、第一項各号に掲げる事項について、総合的な評定をするものとする。

8 原子力規制委員会は、前項の評定に当たつては、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、原子力規制検査を受けた者が講じた第一項各号に掲げる事項を検証し、当該事項について改善が図られているかどうかについても勘案するものとする。

9 原子力規制委員会は、原子力規制検査及び第七項の評定の結果を、当該原子力規制検査を受けた者に通知するとともに、公表するものとする。

10 原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき必要があると認めるときは、当該原子力規制検査を受けた者に対し、第十一条の二第二項、第二十一条の三、第三十六条、第四十三条の三の二十三、第四十三条の十九、第四十九条、第五十一条の十七、第五十六条の四及び第五十七条の七第五項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

第六章の二 国際規制物資の使用等に関する規制等

注 第六章の二の章名は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令

で定める日から施行
第六章の二を第十二章とする。

第一節 国際規制物資の使用等に関する規制

（使用の許可及び届出等）

第六十一条の三 国際規制物資を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 製錬事業者が国際規制物資を製錬の事業の用に供する場合

二 加工事業者が国際規制物資を加工の事業の用に供する場合

三 試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者が国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供する場合

四 再処理事業者が国際規制物資を再処理の事業の用に供する場合

五 使用者が国際規制物資を第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用する場合

六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等が第十二条の七第九項（第十二条の九第五項、第四十三条の三の三

- 第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第五十一条第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物質を使用する場合
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 使用の目的及び方法
 - 三 国際規制物質の種類及び数量
 - 四 使用の場所
 - 五 予定使用期間
- 3 核原料物質について第一項の許可を受けようとする者は、前項の申請書に第五十七条の七第二項第六号の事項を記載した書類を添付しなければならない。ただし、同条第一項第三号に該当する場合は、この限りでない。
- 4 第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その使用する国際規制物質の種類及び数量並びに予定使用期間を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 5 使用済燃料貯蔵事業者は、国際規制物質を貯蔵しようとする場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その貯蔵する国際規制物質の種類及び数量並びに予定される貯蔵の期間を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 6 廃棄事業者は、国際規制物質を廃棄しようとする場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その廃棄する国際規制物質の種類及び数量並びに予定される廃棄の期間を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 7 第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第五十二条、第四十三条の三の二十若しくは第五十六条の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その使用する国際規制物質の種類及び数量並びに予定使用期間を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 8 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、第四十三条の二十八第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間において国際規制物質を貯蔵する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その貯蔵する国際規制物質の種類及び数量並びに予定される貯蔵の期間を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 9 旧廃棄事業者等は、第五十一条の二十六第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間において国際規制物質を廃棄する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第五十一条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その廃棄する国際規制物質の種類及び数量並びに予定される廃棄の期間を原子力規制委員会に届け出なければならない。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、国際規制物質

（許可の欠格条項）
第六十一条の四

次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の許可を与えない。

- 一 第六十一条の六の規定により前条第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者
- 三 成年被後見人
- 四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

（変更の届出）
第六十一条の五

第六十一条の三第一項の許可を受けた者（以下「国際規制物質使用者」という。）は、同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめその旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

- 2 国際規制物質使用者は、第六十一条の三第一項に規定する場合を除き、第六十一条の三第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十

日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（合併及び分割）
第六十一条の五の二

国際規制物質使用者である法人の合併の場合（国際規制物質使用者である法人と国際規制物質使用者でない法人が合併する場合において、国際規制物質使用者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る全ての国際規制物質を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該国際規制物質を承継した法人は、国際規制物質使用者の地位を承継する。

- 2 第六十一条の四の規定は、前項の認可について準用する。

（相続）
第六十一条の五の三

国際規制物質使用者について相続があつたときは、相続人は、国際規制物質使用者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により国際規制物質使用者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- （許可の取消し等）

第六十一条の六

原子力規制委員会は、国際規制物質使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条の三第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて国際規制物質の使用の停止を命ずることができる。

- 一 第六十一条の四第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第六十一条の五第一項の規定により届出をしなければならぬ事項を届出をしないでしたとき。
- 三 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第六十二条の二第二項の条件に違反したとき。

（記録）
第六十一条の七

国際規制物質を使用している者（国際規制物質を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下この条において同じ。）及び国際規制物質を廃棄している廃棄事業者（旧廃棄事業者等を含む。以下この条において同じ。）を含む。第六十一条の九、第六十七条第一項、第六十八条第十一項から第十四項まで、第七十八条第二十九号及び第八十条第十号において同じ。）は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（六十一条の八・六一條の八の二）

国際規制物資の使用（使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。次条第一項及び第六十一条の十において同じ。）に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶。第六十一条の八の二第二項、第六十一条の二十三の七第三項、第六十八条（第二項及び第三項を除く。）、第七十一条第三項及び第七十二条第三項において同じ。）に備えて置かなければならない。

注 第六十一条の七は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第六十八条第十一項から第十四項まで」を「第六十八条第十項から第十三項まで」に改め、「及び第三項」を削る。

（計量管理規定）

第六十一条の八 国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者並びに同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者（以下「国際規制物資使用者等」という。）は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保

するため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、計量管理規定を定め、国際規制物資の使用開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、計量管理規定が国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため十分にでないときは、前項の認可をしない。

3 原子力規制委員会は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため必要があると認めるときは、国際規制物資使用者等に対し、計量管理規定の変更を命ずることができる。

4 国際規制物資使用者等及びその従業者は、計量管理規定を守らなければならない。

（保障措置検査）

第六十一条の八の二 国際規制物資使用者等には、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であ

つて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に改める。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他の必要な物件の検査
三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

四 国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

3 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注 第三項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「職員」を「当該職員」に改める。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 何人も、第二項第四号の規定によりされ

た封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損してはならない。

(返還命令等)

第六十一条の九 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、国際規制物資を使用している者に対し、国際規制物資の返還又は譲渡を命ずることができ

一 国際約束が停止され、若しくは廃棄され、又は国際約束の期間が満了したとき。

二 国際約束に基づき国際規制物資の供給当事国政府（国際機関を含む。以下同じ。）が購入優先権を行使したとき。（使用の廃止等の届出）

第六十一条の九の二 国際規制物資使用者は、国際規制物資のすべての使用を廃止したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第六十一条の三第一項の許可は、その効力を失う。

3 国際規制物資使用者が解散し、又は死亡した場合において、第六十一条の五の二第一項又は第六十一条の五の三第一項の規定による承継がなかつたときは、その清算人

若しくは破産管財人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(使用の廃止等に伴う措置)

第六十一条の九の三 旧国際規制物資使用者等（第六十一条の六の規定により許可を取り消された国際規制物資使用者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならない者）をいう。次項において同じ。）は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資を譲り渡す等の措置を講じなければならない。

2 旧国際規制物資使用者等は、第六十一条の六の規定により国際規制物資使用者としての許可を取り消された日、国際規制物資のすべての使用を廃止した日又は国際規制物資使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内に、前項の規定により講じた措置を原子力規制委員会に報告しなければならない。

(国際特定活動の届出)

第六十一条の九の四 国際特定活動を行う者は、政令で定めるところにより、国際特定活動を開始した日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、国際規制物資を使用することによ

り行う場合は、この限りでない。

2 前項の規定により届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際特定活動の種類

三 国際特定活動の規模その他の概要のうち原子力規制委員会規則で定めるもの

四 国際特定活動を行う場所

五 予定活動期間

3 第一項の規定による届出をした者（以下「国際特定活動実施者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

4 国際特定活動実施者は、当該届出に係るすべての国際特定活動を終えたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

5 国際特定活動実施者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により国際特定活動に係る事業を継承した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、原子力規制委

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（六十一条の二）
一〇―六一条の一七）

員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

第二節 指定情報処理機関

（情報処理業務の委託）

第六十一条の十 原子力規制委員会は、国際約束に基づく保障措置の適切な実施に資すると認めるときは、政令で定めるところにより、国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務（以下「情報処理業務」という。）をその指定する者（以下「指定情報処理機関」という。）に行わせることができる。

（指定）

第六十一条の十一 前条の指定は、情報処理業務を行うとする者の申請により行う。

（指定の基準）

第六十一条の十二 原子力規制委員会は、第六十一条の十の指定の申請があつた場合において、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の指定をしてはならない。

一 情報処理業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

二 一般社団法人又は一般財団法人であつて、その役員又は社員の構成が情報処理業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれ

がないものであること。

三 情報処理業務以外の業務を行つていゝ場合には、その業務を行うことによつて情報処理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて国際約束に基づく保障措置の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

（指定の欠格条項）

第六十一条の十三 次の各号の一に該当する者には、第六十一条の十の指定を与えない。

一 第六十一条の二十一の規定により第六十一条の十の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者

三 その業務を行う役員のうち前号に該当する者のある者

（名称等の変更）

第六十一条の十四 指定情報処理機関は、その名称、住所又は情報処理業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

（業務の実施義務）

第六十一条の十五 指定情報処理機関は、原子力規制委員会から情報処理業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、情報処理業務を行わなければならない。

（業務規定）

第六十一条の十六 指定情報処理機関は、情報処理業務に関する規定（以下この節において「業務規定」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、原子力規制委員会規則で定める。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした業務規定が情報処理業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

（事業計画等）

第六十一条の十七 指定情報処理機関は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及

び収支決算書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

(秘密保持義務)

第六十一条の十八 指定情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(適合命令)

第六十一条十九 原子力規制委員会は、指定情報処理機関が第六十一条の十二第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第六十一条の二十 指定情報処理機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第六十一条の二十一 原子力規制委員会は、指定情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条の十の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十一条の十三第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第六十一条の十四、第六十一条の十五、第六十一条の十七又は前条の規定に違反したとき。

三 第六十一条の十六第一項の認可を受けた業務規定によらないで情報処理業務を行つたとき。

四 第六十一条の十六第三項又は第六十一条の十九の規定による命令に違反したとき。

(公示)

第六十一条の二十二 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十一条の十の指定をしたとき。

二 第六十一条の二十の許可をしたとき。

三 前条の規定により指定を取り消したとき。

(報告徴収等)

第六十一条の二十三 原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理

に関し報告をさせ、又はその職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に改める。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「職員」を「当該職員」に改める。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三節 指定保障措置検査等実施機関

(指定保障措置検査等実施機関)

第六十一条の二十三の二 原子力規制委員会は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その指定する者(以下「指定保障措置検査等実施機関」という。)に、次に掲げる業務(以下「保障措置検査等実施業務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

一 第六十一条の二十三の七第一項に規定

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（六一条の二三の三―六一条の二三の五）

する実施指示書に基づいて行う保障措置検査

二 第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは第六十八条第五項の規定により取去した試料又は同条第一項の規定により取去した試料（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために取去したものに限る。）の試験及び第六十一条の八の二第二項第四号又は第六十八条第十一項若しくは第十二項の規定により取り付けた装置による記録の確認

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第六十八条第五項」を「第六十八条第四項」に、「第六十八条第十一項若しくは第十二項」を「第六十八条第十項若しくは第十一項」に改める。

三 保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適切な実施のため必要な技術的検査に関する調査研究その他の業務であつて政令で定めるもの

（指定）

第六十一条の二三の三 前条の指定は、保障措置検査等実施業務を行うおとする者の申請により行う。

2 前項の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書に原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、前条の指定に必要な事項として原子力規制委員会規則で定めるもの

3 原子力規制委員会は、前条の指定をしたときは、指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査を行わないものとする。

（指定の基準）

第六十一条の二三の四 原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第六十一条の二三の二の指定をしてはならない。

一 原子力規制委員会規則で定める条件に適合する知識経験を有する者が保障措置検査を実施し、その数が原子力規制委員会規則で定める数以上であること。

二 保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 一般社団法人又は一般財団法人であつて、その役員又は社員の構成が保障措置

検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 保障措置検査等実施業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

（指定の欠格条項）

第六十一条の二三の五 次の各号の一に該当する者には、第六十一条の二三の二の指定を与えない。

一 第六十一条の二三の十六の規定により第六十一条の二三の二の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者のある者

イ 前号に該当する者

ロ 第六十一条の二三の十二の規定による命令により解任され、解任の日か

ら二年を経過していない者

(名称等の変更)

第六十一条の二十三の六

指定保障措置検査

等実施機関は、その名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

(保障措置検査の実施)

第六十一条の二十三の七

原子力規制委員会

は、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査を行うべきことを求めようとするときは、当該保障措置検査の日時、場所その他原子力規制委員会規則で定める事項(第六十一条の八の二第二項第四号の規定によりされるべき封印又は取り付けられるべき装置の対象物及び位置を含む。)を記載した実施指示書を交付するものとする。この場合において、実施指示書に記載される内容は、当該保障措置検査に当たって行われるべき同項に規定する事項を明確にするものでなければならず、かつ、記載のない事項について対処する必要が生じたときは直ちに原子力規制委員会の指定するその職員に通報すべき旨を含むものでなければならない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

から施行

「その職員」を「当該職員」に改める。

2 指定保障措置検査等実施機関は、前項の実施指示書の交付を受けたときは、当該実施指示書に記載された内容に従い、第六十一条の二十三の四第一号に規定する者(以下「保障措置検査員」という。)に当該保障措置検査を実施させなければならない。

3 指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員は、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入るときは、第一項の実施指示書又はその写しを携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査を行ったときは、遅滞なく、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該保障措置検査の結果を原子力規制委員会に通知しなければならない。

(業務規定)

第六十一条の二十三の八

指定保障措置検査

等実施機関は、保障措置検査等実施業務に関する規定(以下この節において「業務規定」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、原子力規制

制委員会規則で定める。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした業務規定が保障措置検査等実施業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(区分経理)

第六十一条の二十三の九

指定保障措置検査

等実施機関は、保障措置検査等実施業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第六十一条の二十三の十

国は、予算の範囲内において、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査等実施業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(役員を選任及び解任等)

第六十一条の二十三の十一

指定保障措置検査等実施機関の役員を選任及び解任は、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員の選任は、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

(解任命令)

第六十一条の二十三の十二

原子力規制委員会は、指定保障措置検査等実施機関の役員又は保障措置検査員がこの法律若しくはこ

第二編

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(六一条の二三の六一―六一条の二三の一、二)

の法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行うのに適当でないとき認めるときは、その指定保障措置検査等実施機関に対し、その役員又は保障措置検査員を解任すべきことを命ずることができ。

(役員及び職員 の地位)

第六十一条の二十三の十三 保障措置検査の業務に従事する指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第六十一条の二十三の十四 原子力規制委員会は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査等実施業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(業務の休廃止)

第六十一条の二十三の十五 指定保障措置検査等実施機関は、原子力規制委員会の許可を受けなければ、保障措置検査等実施業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第六十一条の二十三の十六 原子力規制委員会は、指定保障措置検査等実施機関が次の

各号のいずれかに該当するときは、第六十一条の二十三の二の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて保障措置検査等実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第六十一条の二十三の五第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第六十一条の二十三の八第一項の認可を受けた業務規定によらないで保障措置検査等実施業務を行つたとき。

四 第六十一条の二十三の八第三項、第六十一条の二十三の十二又は第六十一条の二十三の十四の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第六十一条の二十三の二の指定を受けたとき。

六 第六十二条の二第一項の条件に違反したとき。

(帳簿の記載)

第六十一条の二十三の十七 指定保障措置検査等実施機関は、帳簿を備え、保障措置検査等実施業務に關し原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保存しなければならない。

(原子力規制委員会による保障措置検査)

第六十一条の二十三の十八 原子力規制委員会は、指定保障措置検査等実施機関が第六十一条の二十三の十五の許可を受けて保障措置検査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第六十一条の二十三の十六の規定により指定保障措置検査等実施機関に対し保障措置検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定保障措置検査等実施機関が天災その他の事由により保障措置検査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該保障措置検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 原子力規制委員会が前項の規定により保障措置検査の業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定保障措置検査等実施機関が第六十一条の二十三の十五の許可を受けて保障措置検査の業務の全部若しくは一部を廃止する場合は第六十一条の二十三の十六の規定により原子力規制委員会が指定保障措置検査等実施機関の指定を取り消した場合における保障措置検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、原子力規制委員会規則で定める。

(公示)

第六十一条の二十三の十九 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報で告示

するものとする。

一 第六十一条の二十三の二の指定をしたとき。

二 第六十一条の二十三の六の規定による届出（名称又は住所に係るものに限る。）があつたとき。

三 第六十一条の二十三の十五の許可（保障措置検査に係るものに限る。）をしたとき。

四 第六十一条の二十三の十六の規定により指定を取り消し、又は保障措置検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により原子力規制委員会が保障措置検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた保障措置検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（準用）

第六十一条の二十三の二十 第六十一条の十七、第六十一条の十八及び第六十一条の二十三の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第六十一条の十八中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第六十一条の二十三第一項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読

み替えるものとする。

（原子力規制委員会規則への委任）

第六十一条の二十三の二十一 この節に定めるもののほか、指定保障措置検査等実施機関の財務及び会計その他指定保障措置検査等実施機関に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第七章 雑則

注 第七章の章名は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

第七章を第十三章とする。

（海洋投棄の制限）

第六十二条 核原料物質若しくは核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、海洋投棄してはならない。ただし、人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項において「海洋投棄」とは、船舶、

航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄

すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。（指定又は許可の条件）

第六十二条の二 この法律に規定する指定又は許可には、次項に定める場合を除くほか、条件を附することができる。

2 第三項第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可には、国際規制物資の用途又は譲渡の制限その他国際約束を実施するために必要な条件を付することができる。

3 前二項の条件は、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（原子力施設に係る基準の明確化）

第六十二条の二 原子力規制委員会は、この法律に規定する原子力施設に係る基準を定めるに当たつては、原子力の研究、開発及び利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、それぞれの原子力施設の安全上の特性に応じ、当該基準の明確化に

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（六十二条の）
三―六四条）

努めるものとする。

注 第六十二条の二は、平成二九年四月法律
第一五号により改正され、公布の日から起
算して三年を超えない範囲内において政令
で定める日から施行

見出し中「原子力施設」を「原子力施設
等」に改め、同条中「原子力施設」を「原
子力施設等」に、「原子力の研究、開発及
び利用」を「原子力利用」に改める。

（主務大臣等への報告）

第六十二条の三 原子力事業者等（核原料物
質使用者を含む。以下この条において同
じ。）は、製錬施設、加工施設、試験研究
用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用
済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設
施設若しくは廃棄物管理施設、使用施設等
又は核原料物質の使用に係る施設（以下こ
の条において「製錬施設等」という。）に
関し人の障害が発生した事故（人の障害が
発生するおそれのある事故を含む。）、製錬
施設等の故障その他の主務省令（次の各号
に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当
該各号に定める大臣又は委員会（以下この
条において「主務大臣」という。）の発す
る命令（第五十九条第五項の規定による届
出をした場合については、内閣府令）をい
う。以下この条において同じ。）で定める
事象が生じたときは、主務省令で定めると

ころにより、遅滞なく、事象の状況その他
の主務省令で定める事項を主務大臣（同項
の規定による届出をした場合については、
都道府県公安委員会）に報告しなければな
らない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号に
より改正され、公布の日から起算して三年
を超えない範囲内において政令で定める日
から施行

「製錬施設、加工施設、試験研究用等原
子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料
貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若
しくは廃棄物管理施設、使用施設等又は核
原料物質の使用に係る施設（以下この条に
おいて「製錬施設等」という。）を「原子
力施設等」に、「製錬施設等の」を「原子
力施設等の」に改める。

一 製錬事業者、加工事業者、試験研究用
等原子炉設置者、外国原子力船運航者
発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事
業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使
用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者
等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧
発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯
蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄
事業者等及び旧使用者等を含む。）原
子力規制委員会（第五十九条第一項に規
定する運搬に係る場合にあつては原子力

規制委員会及び国土交通大臣、船舶又は
航空機による運搬に係る場合にあつては
国土交通大臣）

二 核原料物質使用者 原子力規制委員会
（警察官等への届出）

第六十三条 原子力事業者等（原子力事業者
等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者
を含む。）は、その所持する核燃料物質に
ついて盗取、所在不明その他の事故が生じ
たときは、遅滞なく、その旨を警察官又は
海上保安官に届け出なければならない。
（危険時の措置）

第六十四条 原子力事業者等（原子力事業者
等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者
を含む。以下この条並びに次条第一項及び
第二項において同じ。）は、その所持する
核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚
染された物又は原子炉に関し、地震、火災
その他の災害が起こつたことにより、核燃
料物質若しくは核燃料物質によつて汚染さ
れた物又は原子炉による災害が発生するお
それがあり、又は発生した場合において
は、直ちに、主務省令（第三項各号に掲げ
る原子力事業者等の区分に応じ、当該各号
に定める大臣又は委員会の発する命令をい
う。）で定めるところにより、応急の措置
を講じなければならない。
2 前項の事態を発見した者は、直ちに、そ

の旨を警察官又は海上保安官に通報しなればならない。

3 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、

第一項の場合又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害発生の急迫した危険がある場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯

蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。）並びにこれらの者から運搬を委託された者原子力規制委員会（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ原子力規制委員会又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

二 受託貯蔵者 原子力規制委員会（特定原子力施設の指定）

第六十四条の二 原子力規制委員会は、原子力事業者等がその設置した製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設において前条第一項の措置（同条第三項の規定による命令を受けて措置を講じた場合の当該措置を含む。）を講じた場合であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害を防止するため、又は特定核燃料物質を防護するため、当該設置した施設の状態に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設（以下「特定原子力施設」という。）

として指定することができる。

2 原子力規制委員会は、特定原子力施設を指定したときは、当該特定原子力施設に係る原子力事業者等（次条において「特定原子力事業者等」という。）に対し、直ちに、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）の提出を求めるものとする。

3 原子力規制委員会は、特定原子力施設について第一項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定原子力施設について同項の規定による指定を解除するものとする。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定により特定原子力施設を指定し、又は前項の規定により特定原子力施設の指定を解除したときは、その旨を公示しなければならぬ。

（実施計画）

第六十四条の三 特定原子力事業者等は、前条第一項の指定があつたときは、同条第二項の規定により示された事項について実施計画を作成し、同項の規定により示された期限までに原子力規制委員会に提出して、その認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けた特定原子力事業者等

は、その認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上十分でないとき、又は特定核燃料物質の防護上十分でないとき、又は特定核燃料物質の認可をしてはならない。

4 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止のため又は特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、特定原子力事業者等に対し、実施計画の変更を命ずることができる。

5 特定原子力事業者等は、実施計画に従つて、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施しなければならない。

6 原子力規制委員会は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が前項の規定に違反していると認めるときその他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上又は特定核燃料物質の防護上十分でないとき、特定原子力事業者等に対し、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のために必要な措置

を講ずることを命ずることができる。

7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

8 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第六十四条の三第七項」と、「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

注 第八項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十二条第六項から第八項まで」を「第六十一条の二の二第三項から第五項まで」に、「同条第六項中「前項」とあるのは「第六十四条の三第七項」と、を「同条第三項中」に、「もの」とあるのは「もの」とあるのは、「」に改める。

（特定原子力施設の特例）

第六十四条の四 特定原子力施設については、その実施計画による保安又は特定核燃料物質の防護のための措置の適正な実施が

確保される場合に限り、政令で定めるところにより、この法律の規定の一部のみを適用することとすることができる。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第六十五条 削除

第六十六条 原子力規制委員会に対する申告

第六十六条 原子力事業者等（外国原子力船運航者を除く。以下この条において同じ。）がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、原子力事業者等の従業者は、その事実を原子力規制委員会に申告することができる。

2 原子力事業者等は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（報告徴収）

第六十七条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律

（都道府県公安委員会にあつては、第五十九条第六項の規定）の施行に必要な限度において、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質を使用している者及び国際特定活動実施者を含む。）に対し、第六十四条第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質を使用している者及び国際特定活動実施者については原子力規制委員会とし、第五十九条

第五項に規定する届出をした場合については都道府県公安委員会とする。)に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、前項の規定による報告の徴収のほか、同項の規定により原子力事業者等(外国原子力船運航者を除き、使用者及び旧使用者等)にあつては、第五十七条第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限る。以下この項において同じ。)に報告をさせた場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため特に必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者等の設置する製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の保守点検を行つた事業者に対し、必要な報告をさせることができる。
- 3 原子力規制委員会は、第一項の規定による報告の徴収のほか、第四十三条の三の三十一第一項及び第四十三条の二十六の三第一項の規定の施行に必要な限度において、第四十三条の三の三十一第一項の規定により型式設計特定機器の型式について指定を

受けた者又は第四十三条の二十六の三第一項の規定により型式設計特定容器等の型式について指定を受けた者に対し、必要な報告をさせることができる。

- 4 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第一項の規定による報告の徴収のほか、第六十二条第一項の規定の施行に必要な限度において、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。
 - 5 原子力規制委員会を、第一項の規定による報告の徴収のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して報告又は説明を行うために必要な限度において、国際規制物資を使用している者その他の者に対し、国際原子力機関からの要請に係る事項その他の政令で定める事項に関し報告をさせることができる。
- (原子力施設検査官 原子力保安検査官及び核物質防護検査官)
- 第六十七条の二** 原子力規制委員会に、原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官を置く。
- 2 原子力施設検査官は、第十六条の三第二項、第十六条の四第一項若しくは第四項、第十六条の五第一項、第二十八条第一項、第二十八条の二第二項若しくは第四項、第二十九条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の三の十二第一項若しく

は第四項、第四十三条の三の十五、第四十三条の九第一項、第四十三条の十第一項若しくは第四項、第四十三条の十一第一項、第四十六条第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の八第一項、第五十一条の九第一項若しくは第四項、第五十一条の十第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項若しくは第六十四条の三第七項(施設に係る部分に限る。)の検査又は第四十三条の三の十三第三項若しくは第四十三条の三の十六第四項の審査に関する事務に従事する。

- 3 原子力保安検査官は、第十二条第五項、第二十二條第五項、第三十七條第五項、第四十三条の三の二十四第五項、第四十三条の二十五第五項、第五十条第五項、第五十一条の八第五項、第五十七条第五項又は第六十四条の三第七項(保安のための措置に係る部分に限る。)の検査に関する事務に従事する。

- 4 核物質防護検査官は、第十二条の二第五項(第二十二條の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の三の二十七第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。)又は第六十四条の三第七項

（特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分に限る。）の検査に関する事務に従事する。

5 原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の定数及び資格に關し必要な事項は、政令で定める。

注 第六七条の二は、平成二九年四月法律第一

五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（原子力検査官）

第六七条の二 原子力規制委員会に、原子力検査官を置く。

2 原子力検査官は、原子力規制検査若しくは第六十四条の三第七項の検査又は第十二条の六第八項（第二十二条の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十四第三項、第四十三條の二第七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二五第三項及び第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）、第十二條の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十五第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。）、第十六條の三第三項、第二

十八條第三項、第四十三條の三の十一第三項、第四十三條の九第三項、第四十六條第三項、第五十一條の六、第五十一條の八第三項、第五十一條の二十四の二第二項、第五十五條の二第三項、第五十八條第二項、第五十九條第二項（原子力規制委員会の確認に限る。）若しくは第六十一條の二第一項の確認に関する事務に従事する。

3 原子力検査官の定数及び資格に關し必要な事項は、政令で定める。

（立入検査等）

第六十八條 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第六十四條第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、核原料物質の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九條第六項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警

察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一條の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去せることができる。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に改める。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十六條の四第一項、第二十八條の二第一項、第四十三條の三の十三第一項、第四十三條の十第一項、第四十六條の二第一項、第五十一條の九第一項若しくは第五十五條の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号に

より改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査のほか、第三条第一項、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第十六条の二第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十七条第一項及び第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項及び第四項、第四十三条の三の九第一項及び第二項、第四十三条の三の十第一項、第四十三条の三の三十第一項及び第三項、第四十三条の三の三十一第一項、第四十三条の三の三十二第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十三条の八第一項及び第二項、第四十三条の二十六の二第一項及び第三項、第四十三条の二十六の三第一項、第四十四条第一項、第四十四条の四第一項、第四十五条第一項及び第二項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の七第一項及び第二項、第五十二条第一項、第五十五条第一項、第五十九条第三項並びに第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、原子力施

設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、第十六条の二第一項、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項、第二十二條第五項、第二十七条第一項、第二十八條第一項、第二十八條の二第一項、第二十九條第一項、第三十七條第五項、第四十三條の三の九第一項、第四十三條の三の十第一項、第四十三條の三の十一第一項、第四十三條の三の十三第一項、第四十三條の三の十五、第四十三條の三の十六第一項、第四十三條の三の十四第五項、第四十三條の三の三十一第一項、第四十三條の八第一項、第四十三條の九第一項、第四十三條の十第一項、第四十三條の十一第一項、第四十三條の二十第五項、第四十三條の二十六の三第一項、第四十五條第一項、第四十六條第一項、第四十六條の二第二項、第四十六條の二の三第一項、第五十條第五項、第五十一条の七第一項、第五十一条の八第一項、第五十一条の

九第一項、第五十一条の十第一項及び第五十一条の十八第五項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

注 第三項は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

4 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、第六十二条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に改め、同項を第三項とする。

5 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第九項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

注 第五項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第九項」を「第八項」に、「その職員」を「当該職員」に改め、同項を第四項とする。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注 第六項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「職員」を「当該職員」に改め、同項を第五項とする。

7 第一項から第五項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注 第七項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五項」を「第四項」に改め、同項を第六項とする。

8 国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、原子力規制委員会の指定するその職員又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者又は同条第五項、第六項、第八項若しくは第九項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

注 第八項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に改め、同項を第七項とする。

9 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による立入検査のほか、原子力規制委員会の指定するその職員（政令で定める場合にあつては、原子力規制委員会の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員。第十四項において同じ。）の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内において、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

注 第九項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に、「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を第八項とする。

10 第六項の規定は、前項の規定により外務大臣の指定するその職員が立ち会う場合について準用する。

注 第一〇項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三

年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第六項」を「第五項」に、「その職員」を「当該職員」に改め、同項を第九項とする。

11 原子力規制委員会は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な限度において、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

注 第二項は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に改め、同項を第十項とする。

12 原子力規制委員会は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、追加議定書に基づく保障措置の実施に必要な限度において、その職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

注 第二項は、平成二十九年四月法律第一五号

により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に改め、同項を第十一項とする。

13 国際原子力機関の指定する者は、原子力規制委員会の指定するその職員又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、保障措置協定で定める範囲内で、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

注 第三項は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に改め、同項を第十二項とする。

14 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、原子力規制委員会の指定するその職員の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内で、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

ことができる。

注 第四項は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に改め、同項を第十三項とする。

15 何人も、第十一項から前項までの規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又は毀損してはならない。

注 第五項は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十一項」を「第十項」に改め、同項を第十四項とする。

（秘密保持義務）

第六十八条の二 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。次項において同じ。）及びその従業者並びにこれらの方であつた者は、正当な理由がなく、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

2 国又は原子力事業者等から特定核燃料物質の防護に関する業務を委託された者及びその従業者並びにこれらの者であつた者

は、正当な理由がなく、その委託された業務に関して知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

3 職務上特定核燃料物質の防護に関する秘密を知ることのできた国の行政機関又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であつた者は、正当な理由がなく、その秘密を漏らしてはならない。

（聴聞の特例）

第六十九条 原子力規制委員会は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十三条の三の二十第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条、第六十一条の六又は第六十一条の二十一の規定による事業の停止、試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物資の使用の停止又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の二の二第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の

二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十三条の三の二十、第四十三条の十六、第四十六条の七、第五十一条の十四、第五十六条の六、第六十一条の六、第六十一条の二十一又は第六十一条の二十三の十六の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第七十条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（審査請求）

第七十条 この法律の規定により指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査の業務に係る処分について不服がある者は、原子力規制委員会に対し、審査請求をすることができる。この場合において、原子力規制委員会は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、指定保障措置検査等実施機関の上級行政庁とみなす。

（許可等についての意見等）

第七十一条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十三条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定による許可をし、又は第三十一条第一項若しくは第四十三条の三の十八第一項の規定による認可をする場合（以下この項において「許可等をする場合」という。）において、次の各号に掲げる場合の区分

一 発電用原子炉に係る許可等をする場合
経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣）
二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合
国土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣）
三 試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場合（前二号に該当するものを除く。）
文部科学大臣

2 原子力規制委員会は、第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第四十三条の四第一項、第四

十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項若しくは第五十一條の十九第一項の規定による許可をし、又は第八條第一項、第十八條第一項、第四十三條の十四第一項、第四十六條の五第一項若しくは第五十一條の十二第一項の規定による認可をする場合においては、あらかじめ、経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前二項の意見を求められた事項に関し特に調査する必要があると認める場合においては、当該製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者（第三條第一項若しくは第四十四條第一項の指定又は第十三條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第三十九條第一項若しくは第二二條、第四十三條の三の五第一項、第四十三條の三の五第一項、第四十三條の四第一項若しくは第五十一條の二第一項の許可の申請者を含む。）から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者

の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

注 第三項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

4 第六十八條第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

5 原子力規制委員会は、第三十三條、第三十六條第一項、第四十三條の三の八第六項、第四十三條の三の二十、第四十三條の三の二十三第一項又は第六十四條第三項の規定による処分（第三十六條第一項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉の使用の停止の命令に限り、第四十三條の三の二十三第一項の規定による処分にあつては発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限り、第六十四條第三項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉施設又は

発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限る。）をする場合においては、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

6 この法律に定めるもののほか、この法律の規定により原子力規制委員会又は国土交通大臣が処分、届出の受理その他の行為（政令で定めるものに限る。）をした場合における原子力規制委員会、文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣への通報その他の手続については、政令で定める。

（国家公安委員会等との関係）

第七十二條 原子力規制委員会は、第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の三第一項、第五十一條の二十三第一項、第五十七條の二第二項又は第六十四條の三第一項若しくは第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。）の認可をする場合においては、政令で定めるところにより、あらかじめ国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見を聴かなければならない。

注 第一項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（七二条）

2 「第二項」の下に「これらの規定のうち」を加える。

国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一條の第二項、第十二條の第二項若しくは第五項（これらの規定を第二十二條の六第二項、第四十三條の第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の第三第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の第二第二項において準用する場合を含む。）、第十二條の第三第一項、第二十一條の第二第二項、第二十二條の七第一項、第三十五條第二項、第四十三條の二の二第一項、第四十三條の三の二十二第二項、第四十三條の三の二十八第三項、第四十三條の四十八第二項、第四十三條の二十六第三項、第四十八條第二項、第五十條の四第一項、第五十一條の十六第四項、第五十一條の二十四第一項、第五十六條の三第二項、第五十七條の三第一項、第六十條第一項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）、又は第六十四條の三第五項（特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分に限る。）の

規定の運用に關し、原子力規制委員会に意見を述べることができ。

注 第二項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

3 「若しくは第五項」及び「これらの規定を」を削り、「」又は「」を「」、第六十一條の二の二第二項（同項第三号ロ又は第四号イ若しくはハ（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）」に係る部分に限る。又は「」に改める。

4 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、前二項の規定の施行に必要な限度において、その職員（国家公安委員会にあつては、警察庁の職員）に、原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

注 第三項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「その職員」を「当該職員」に改める。
第六十八條第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

注 第四項は、平成二九年四月法律第一五号に

「第六十八條第六項及び第七項」を「第六十八條第五項及び第六項」に改める。

より改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

5 原子力規制委員会は、第三條第一項、第四十四條第一項若しくは第六十四條の二第一項の指定をし、第六條第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第二十六條第一項、第二十六條の二第一項、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十三條の三の五第一項、第四十三條の三の八第一項、第四十三條の三の二十五第一項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の十九第一項、第五十二條第一項若しくは第五十五條第一項の許可をし、第十條、第四十六條の七若しくは第六十四條の二第三項の規定により指定を取り消し、第二十條、第三十三條、第四十三條の三の二十、第四十三條の十六、第五十一條の十四若しくは第五十六條の規定により許可を取り消し、第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の三第一項、第五十一條の

第二十三第一項、第五十七條の二第一項若しくは第六十四條の三第一項若しくは第二項の認可をし、第十二條の六第八項（第二十二條の八第三項、第四十三條の三の第二十三項、第四十三條の三の三十四第三項、第四十三條の三の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第五項及び第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十二條の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三十四項、第四十三條の三の三十五第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第六項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。）の確認をし、第十二條の一第五項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十四條の三第七項の検査をし、又は第十二條の三第七項（第二十二條の七第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十八第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十條の四第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十七條の七第一項

若しくは第三項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

注 第五項は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第十二條の二第五項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の三十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十四條の三第七項の検査をし、又は第六十四條の三第七項の検査をし、又は原子力規制検査（第六十一條の二第二項第三号ロ又は第四号イ若しくはハ（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）に係るものに限る。）若しくは第六十四條の三第七項の検査（特定核燃料物質の防護のための措置に係るものに限る。）をした」に改める。

第七十二條の二 環境大臣は、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第三項において同じ。）の適正な処理を確保するため特に必要があると認めるときは、第六十一條の二第一項又は第二項の規定の運用に関し原子力規制委員会に意見を述べることができ、

第七十二條の二 環境大臣は、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第三項において同じ。）の適正な処理を確保するため特に必要があると認めるときは、第六十一條の二第一項又は第二項の規定の運用に関し原子力規制委員会に意見を述べることができ、

- 2 原子力規制委員会は、第六十一條の二第一項の確認をし、又は同条第二項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に連絡しなければならない。
- 3 原子力規制委員会は、環境大臣に対し、第六十一條の二第一項の確認を受けた物が廃棄物となつた場合におけるその処理に関し、必要な協力を求めることができる。

第七十三條 削除

第七十四條 (経過措置)
この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）次項において同じ。）を定めることができる。

2 前項に規定するもののほか、国際規制物資の範囲が国際約束の定める手続により変更された場合又は追加議定書附属書Iに掲

項、第五十一条の第二十五第三項及び第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。)、第十二條の七第九項(第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三第五第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。)、第五十一条の六、第五十一条の二十四の二第二項、第五十八條第二項、第五十九條第二項若しくは第六十一条の第二一項の承認又は第五十九條第三項の承認を受けようとする者

七 第四十三條の三の三第一項若しくは第四十三條の二十六の二第一項の型式証明又は第四十三條の三の三第一項若しくは第四十三條の二十六の三第一項の指定を受けようとする者

八 第二十二條の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験又は第四十一條第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者

九 核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の再交付を受けようとする者

注 第六九号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(七六条・七七条)

第六号中「第五十一条の六、第五十一条の二十四の二第二項」を「第十六條の三第三項、第二十八條第三項、第四十三條の三の十一第三項、第四十三條の九第三項、第四十六條第三項、第五十一条の六、第五十一条の八第三項、第五十一条の二十四の二第二項、第五十五條の二第三項」に改め、同号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同項に次の一号を加える。

八 原子力規制検査を受けようとする者

2 前項の手数料は、国庫の収入とする。

3 第一項の規定は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。

(国に対する適用)

第七十六條 この法律の規定は、前条及び本章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「指定」、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

第八章 罰則

注 第八章の章名は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第八章を第十四章とする。

第七十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項の指定を受けないで製錬の事業を行った者

二 第十條第二項、第二十條第二項、第四十三條の十六第二項、第四十六條の七第二項又は第五十一条の十四第六項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 第十三條第一項の許可を受けないで加工の事業を行った者

四 第二十三條第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉を設置した者

四の二 第二十三條の二第一項の許可を受けないで同項の保持をした者

五 第三十三條第二項の規定による試験研究用等原子炉の運転の停止の命令に違反した者

六 第三十九條第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一體としての施設(原子力船を含む。)を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けた者

六の二 第四十三條の三の五第一項の許可を受けないで発電用原子炉を設置した者

六の三 第四十三條の三の二第二項の規定による発電用原子炉の運転の停止の命

令に違反した者

六の四 第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けなくて発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者

六の五 第四十三条の四第一項の許可を受けなくて使用済燃料の貯蔵の事業を行つた者

七 第四十四条第一項の指定を受けなくて再処理の事業を行つた者

七の二 第五十一条の二第一項の許可を受けなくて廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業を行つた者

七の三 第五十一条の十九第一項の許可を受けなくて廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けた者

八 第五十二条第一項の許可を受けなくて核燃料物質を使用した者

九 第五十六条の規定による核燃料物質の使用の停止の命令に違反した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けなくて第三条第二項第二号又は第三条に掲げる事項を変更した者

一の二 第十一条の二第二項、第二十一条の三第二項、第三十六条第二項、第四十条の三の二十三第二項、第四十三条の十九第二項、第四十九条第二項、第五十一条の十七第二項、第五十六条の四第二項、第五十九条第四項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）又は第六十条第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）の規定による命令に違反した者

二 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十七条第一項の規定に違反した者

三 第十二条第三項、第二十二條第三項、第三十七條第三項、第四十三條の三の二十四第三項、第四十三條の二十第三項、第五十条第三項、第五十一条の十八第三項又は第五十七条第三項の規定による命令に違反した者

四 第十二条第六項（第二十二條第六項、第三十七條第六項、第四十三條の三の二十四第六項、第四十三條の二十第六項、第五十条第六項、第五十一条の十八第六項、第五十七條第六項又は第六十四条の

三第八項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

注 第一号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第一号中「又は第三号」を「第三号又は第五号」に改め、第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。

四の二 第十二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項又は第五十七條の二第一項の規定に違反した者

四の三 第十二條の二第三項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四の四 第十二條の二第六項（第二十二條

の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第三項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

注 第四号の四は、平成二九年四月法律第一五号により削除され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

五 第十二條の三第一項、第二十二條の七第一項、第四十三條の二の二第二項、第四十三條の三の二十八第一項、第四十三條の二十六第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二十四第一項又は第五十七條の三第一項の規定に違反した者
五の二 第十二條の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止した者
五の三 第十二條の六第二項、第二十二條の八第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三條の二十七第二項、第五十條の五第二項、第五十一條の二十五第二項又は第五十七條の五第二項の規定に違反して廃止措置を講じた者

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（七八条）

五の四 第十二條の六第七項（第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三十四第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十四の二第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五の五 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の三十五第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第二項又は第五十七條の六第二項の規定に違反した者
五の六 第十二條の七第三項、第二十二條の九第三項、第四十三條の三の三第三項、第四十三條の三の三十五第三項、第四十三條の二十八第三項、第五十一條第三項、第五十一條の二十六第三項又は第五十七條の六第三項の規定に違反した者
五の七 第十二條の七第八項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十五第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反し

た者
六 第十六條第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第十三條第二項第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更した者

注 第六号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
「第五号又は第六号」を「又は第五号から第七号まで」に改める。

注 第六号の二は、平成二九年四月法律第一五号により追加され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
六の二 第十六條の三第一項、第二十八條第一項、第四十三條の十一第一項、第四十三條の九第一項、第四十六條第一項、第五十一條の八第一項又は第五十五條の二第二項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

七 第十六條の三第一項又は第十六條の四第一項若しくは第四項の規定に違反して加工施設を使用した者
八 第十六條の五第一項、第二十九條第一項、第四十三條の三の十五、第四十三條

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（七八条）

の十一第一項、第四十六条の二の三第一項又は第五十一条の十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

注 第七・八号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

七 第十六条の三第三項の規定に違反して加工施設を使用した者

八 第十六条の五第一項若しくは第三項、第二十九条第一項若しくは第三項、第四十三条の三の十六第一項、第三項若しくは第四項、第四十三条の十一第一項若しくは第三項、第四十六条の二の二第一項若しくは第三項又は第五十一条の十第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

八の二 第二十一条の三第一項、第三十六条第一項、第四十三条の三の二十三第三項、第四十三条の十九第一項、第四十九条第一項、第五十一条の十七第一項、第五十六条の四第一項、第五十八条第三項、第五十九条第四項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）又は第六十条第二項（特定核燃

料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）の規定による命令に違反した者

九 第二十二條の二第一項の規定に違反した者

九の二 第二十二條の八第一項の規定に違反して加工の事業を廃止した者

十 第二十六條第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第二十三條第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更した者

注 第一〇号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「又は第八号」を「、第八号又は第九号」に改める。

十一 第二十六條の二第二項の許可を受けないで同項の変更又は保持をした者

十二 第二十八條第一項又は第二十八條の二第二項若しくは第四項の規定に違反して試験研究用等原子炉施設を使用した者

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第二十八條第一項又は第二十八條の二第一項若しくは第四項」を「第二十八條第

三項」に改める。

十三 第四十条第一項の規定に違反した者

十三の二 第四十三條の三の二第二項の規定に違反して試験研究用等原子炉を廃止した者

十三の三 第四十三條の三の八第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第四十三條の三の五第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更した者

十三の四 第四十三條の三の十一第一項の規定に違反して発電用原子炉施設を使用した者

十三の五 第四十三條の三の十二第一項又は第四項の規定に違反して燃料体を使用した者

十三の六 第四十三條の三の十三第一項又は第四十三條の三の十六第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

十三の七 第四十三條の三の十三第三項又は第四十三條の三の十六第四項の規定による審査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十三の八 第四十三條の三の二十六第一項

の規定に違反した者
十三の九 第四十三條の三の三十四第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止した者

注 第三号の三、九は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第十三号の三中「第十号」を「第十一号」に改め、第十三号の四中「第四十三條の三の十一第一項」を「第四十三條の三の十一第三項」に改め、第十三号の五から第十三号の七までを削り、第十三号の八を第十三号の五とし、第十三号の九を第十三号の六とする。

十四 第四十三條の七第一項の規定による許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第四十三條の四第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者

十五 第四十三條の九第一項又は第四十三條の十第一項若しくは第四項の規定に違反して使用済燃料貯蔵施設を使用した者

注 第一四・一五号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第十四号中「又は第六号」を「第六号又は第七号」に改め、第十五号中「第四十

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（七八条）

三條の九第一項又は第四十三條の十第一項若しくは第四項」を「第四十三條の九第三項」に改める。

十六 第四十三條の二十二第一項の規定に違反した者

十六の二 第四十三條の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止した者

十七 第四十四條の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第四十四條第二項第二号から第四号まで又は第六号から第八号までに掲げる事項を変更した者

十八 第四十六條第一項又は第四十六條の二第一項若しくは第四項の規定に違反して再処理施設を使用した者

注 第一七・一八号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第十七号中「第八号」を「第九号」に改め、第十八号中「第四十六條第一項又は第四十六條の二第一項若しくは第四項」を「第四十六條第三項」に改める。

十九 第五十條の二第二項の規定に違反した者
十九の二 第五十條の五第一項の規定に違反した者

反して再処理の事業を廃止した者
二十 第五十一條の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第五十一條の二三第三項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者

二十一 第五十一條の八第一項又は第五十一條の九第一項若しくは第四項の規定に違反して特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を使用した者

注 第二〇・二二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第二十号中「まで」の下に「又は第七号」を加え、第二十一号中「第五十一條の八第一項又は第五十一條の九第一項若しくは第四項」を「第五十一條の八第三項」に改める。

二十二 第五十一條の二十第一項の規定に違反した者

二十二の二 第五十一條の二十四の二第一項の規定に違反して閉鎖措置を講じた者
二十二の三 第五十一條の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止した者
二十二の四 第五十一條の二十九第一項の許可を受けないで土地を掘削した者

二十二の五 第五十一條の三十の規定によ

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（七八条の五）

る命令に違反した者

二十三 第五十五条第一項の許可を受けな
いで第五十二条第二項第二号から第四号
まで又は第六号から第九号までに掲げる
事項を変更した者

二十四 第五十五条の二第一項又は第五十
五条の三第一項の規定に違反して使用施
設等を使用した者

注 第三・二四号は、平成二九年四月法律第

一五号により改正され、公布の日から起算
して三年を超えない範囲内において政令で
定める日から施行

第二十三号中「第九号」を「第十号」に
改め、第二十四号中「第五十五条の二第
一項又は第五十五条の三第一項」を「第五
五条の二第三項」に改める。

二十四の二 第五十七条の五第一項の規定
に違反して核燃料物質の全ての使用を廃
止した者

二十五 第六十一条の規定に違反した者

注 第五号の二は、平成二九年四月法律第一
五号により追加され、公布の日から起算し
て三年を超えない範囲内において政令で定
める日から施行

二十五の二 第六十一条の二の二第三項
の規定による立入り、検査若しくは試
料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避
し、又は質問に対して陳述をせず、若
しくは虚偽の陳述をした者

二十六 第六十二条第一項の規定に違反し
た者（第七十八条の五に規定する者を除
く。）

二十六の二 第六十二条の三（核原料物質
使用者に係る部分を除く。）の報告をせ
ず、又は虚偽の報告をした者

二十七 第六十四条第一項の規定に違反
し、又は同条第三項の規定による命令に
違反した者

二十七の二 第六十四条の三第一項の規定
に違反して実施計画を提出しなかつた者

二十七の三 第六十四条の三第四項の規定
による命令に違反した者

二十七の四 第六十四条の三第六項の規定
による命令に違反した者

二十八 第六十六条第二項の規定に違反し
た者

二十九 第六十七条第一項（核原料物質使
用者、国際規制物質を使用している者及
び国際特定活動実施者に係る部分を除
く。）の報告をせず、又は虚偽の報告を
した者

三十 第六十八条第一項（核原料物質使用
者、国際規制物質使用者、第六十一条の
三第一項各号のいずれかに該当する場合
における当該各号に規定する者、同条第
五項、第六項、第八項及び第九項に規定
する者並びに国際特定活動実施者に係る

部分を除く。）の規定による立入り、検
査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは
忌避し、又は質問に対して陳述をせず、
若しくは虚偽の陳述をした者

三十一 第六十八条の二の規定に違反した
者

三十二 第七十二条第三項の規定による立
入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しく
は忌避し、又は質問に対して陳述をせ
ず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十八条の二 第六十一条の十八（第六十
一条の二十三の二十において準用する場合
を含む。）の規定に違反した者は、一年以
下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す
る。

第七十八条の三 第六十一条の二十一の規定
による情報処理業務又は第六十一条の二十
三の十六の規定による保障措置検査等実施
業務の停止の命令に違反した場合は、そ
の違反行為をした指定情報処理機関又は指
定保障措置検査等実施機関の役員又は職員
は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰
金に処する。

第七十八条の四 第六十二条の二第一項又は
第二項の条件に違反した者は、六月以下の
懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七十八条の五 我が国の領海の外側の海域
にある外国船舶（船舶法第一条に規定する

日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）
において第六十二条第一項の規定に違反した者は、千万円以下の罰金に処する。

第七十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条、第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、第四十三条の十七、第四十七条、第五十一条の十五又は第五十六条の二の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者
- 二 第三十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をしないで原子力船を港に立ち入らせ、又は同条第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十一条の六の規定による確認を要しないで廃棄物埋設を行った者
- 四 第五十一条の二十四の二第二項の規定による確認を受けないで閉鎖措置を講じた者
- 五 第五十七条の七第一項の規定による届出をしないで核燃料物質を使用し、又は同条第五項の規定による命令に違反した者
- 六 第五十八条第二項の規定による確認を受けないで核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄した者
- 七 第五十九条第二項の規定による確認を

受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者

- 八 第五十九条第八項の規定に違反した者
- 九 第六十一条の三第一項の許可を受けないうで国際規制物質を使用した者
- 十 第六十一条の六の規定による国際規制物質の使用の停止の命令に違反した者
- 十一 第六十一条の八第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者
- 十二 第六十一条の九の規定による命令に違反した者
- 十三 第六十一条の九の三第一項の規定に違反した者
- 十四 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反した者
- 第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
 - 一 第五十一条の二十八第一項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を提出しなかつた者
 - 二 第五十一条の三十一第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第五十一条の三十一第一項の規定による立入り、検査、取去若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質

問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 一 第四 第五十一条の三十三第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りの他の行為を拒み、又は妨げた者
- 二 第五 第五十七条の七第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項の変更について同条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第六 第五十七条の七第七項若しくは第八項、第六十一条の九の二第一項若しくは第三項、第六十一条の九の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第七 第五十九条第十一項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつた者
- 五 第八 第六十一条の三第四項若しくは第七項の規定による届出をしないで国際規制物質を使用し、同条第五項若しくは第八項の規定による届出をしないで国際規制物質を貯蔵し、又は同条第六項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物質を廃棄した者
- 六 第九 第六十一条の五第一項の規定による届出をしないで第六十一条の三第二項第二

第二編 核原物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（八〇条の二一八一条）

号から第四号までに掲げる事項を変更した者

六 第六十一条の七の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

七 第六十一条の八の二第二項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第六十一条の八の二第五項又は第六十八條第十五項の規定に違反した者

注 第八号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第六十八條第十五項」を「第六十八條第十四項」に改める。

九 第六十二条の三（核原物質使用者に係る部分に限る。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第六十七条（第一項）（核原物質使用者、国際規制物質を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。）を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第六十八條第一項（核原物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第

五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第二項から第五項まで又は第八項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二 第六十八條第九項の規定による立入り、検査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避した者

注 第一・一・二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第十一号中「第五項まで又は第八項」を「第四項まで又は第七項」に改め、第十二号中「第六十八條第九項」を「第六十八條第八項」に改める。

第八十條の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十一条の二十の許可を受けないで情報処理業務の全部を廃止したとき。

二 第六十一条の二十三第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第六十一条の二十三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若

しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第八十條の三 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十一条の二十三の十五の許可を受けないで保障措置検査等実施業務の全部を廃止したとき。

二 第六十一条の二十三の十七第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第六十一条の二十三の十七第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第六十一条の二十三の二十において準用する第六十一条の二十三第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第六十一条の二十三の二十において準用する第六十一条の二十三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第八十條の四 第七十八條第三十一号の規定は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

第八十一條 法人の代表者又は法人若しくは

人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第七十七条第一号から第三号まで、第四号（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の原子炉を設置した者（以下この条において「試験研究炉等設置者」という。）に係る部分を除く。）第四号の二、第五号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）又は第六号から第七号の三まで 三億円以下の罰金刑
- 二 第七十八条第一号、第二号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第三号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第四号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第六号、第七号、第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第八号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第十号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十一号、第十二号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十三号の三から第十三号の七まで、第十四号、第十五

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（八二条）

号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十七号の二から第二十七号の四まで、第二十八号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第三十号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑

注 第二号は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第二号」を「第三号」に、「第三号」を「第四号」に改め、「第四号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）」を削り、「第六号」の下に、「第六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）」を加え、「から第十三号の七まで」を、「第十三号の四」に改め、「第二十一号」の下に、「第二十五号の二（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）」を加える。

三 第七十七条（第一号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十八号（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十八

条の四、第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条、第十七条、第四十三条の十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二条の三第二項（第二十二條の七第二項、第四十三條の二の二第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の四第二項、第五十條の四第二項、第五十一條の二第四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者
- 二の二 第十二條の五の二第一項若しくは第三項、第四十三條の七の三第一項若しくは第三項、第四十三條の三の三第一項若しくは第三項、第四十三條の三の三第三項若しくは第三項、第四十三條の二の四第一項若しくは第三項、第五十條の四の三第一項若しくは第三項、第五十條の二十四の三第一項若しくは第三項若しくは第五十七條の四第一項若しくは第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者
- 三 第二十二條の二第二項（第五十條の二第二項において準用する場合を含む。）

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（八三条―八五条）

- の規定による届出を怠つた者
- 四 正当な理由なく、第二十二條の三第三項の規定による命令に違反して核燃料取扱主任者免状を返納しなかつた者
- 四の二 第二十二條の七の二第三項、第四十三條の三の二十九第三項若しくは第五十條の四の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四の三 第二十二條の七の二第四項、第四十三條の三の二十九第四項又は第五十條の四の二第四項の規定による命令に違反した者
- 四の四 第二十二條の七の二第五項、第四十三條の三の二十九第五項若しくは第五十條の四の二第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者
- 五 第三十條、第四十三條の三の十七、第四十三條の十三若しくは第四十六條の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第四十條第二項（第四十三條の三の二十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者
- 七 正当な理由なく、第四十一條第三項の規定による命令に違反して原子炉主任技術者免状を返納しなかつた者
- 七の二 第四十三條の二十二第二項の規定による届出を怠つた者

- 八 第五十一條の二十第二項の規定による届出を怠つた者
- 九 第五十九條の二第二項の規定に違反した者
- 十 第六十一條の九の三第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 第八十三條 第六條第二項、第九條第二項、第六條第二項若しくは第三項、第二十六條の二第二項、第三十二條第三項、第四十三條の三の八第三項、第四十三條の三の十九第二項、第四十三條の七第二項、第四十三條の十五第二項、第四十四條の四第二項、第四十六條の六第二項、第五十一條の五第二項、第五十一條の十三第二項、第五十五條第二項、第五十五條の五第二項、第五十七條の七第三項（同條第二項第一号又は第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）、第六十一條の五第二項又は第六十一條の五の三第二項の規定による届出を怠つた者は、十万円以下の過料に処する。

注 第八十三條は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第五十五條の五第二項」を「第五十五條の四第二項」に改める。
(第一審の裁判権の特例)

- 第八十四條 第七十八條の五の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による積放等

注 第九章の章名は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第九章を第十五章とする。
(外国船舶に係る担保金等の提供による積放等)

- 第八十五條 司法警察員である者であつて政令で定めるもの（以下「取締官」という。）は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長（船長に代わつてその職務を行う者を含む。）及び違反者（当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。）に対し、遅滞なく、次項に掲げる事項を告知しなければならぬ。
- 一 第七十八條（第六十二條第一項に係る部分に限る。）、第七十八條の五、第八十條（第六十七條第一項及び第四項並びに第六十八條第一項及び第四項に係る部分に限る。）、又は第八十一條（第六十二條第一項、第六十七條第一項及び第四項並びに第六十八條第一項及び第四項に係る部分に限る。）、の罪に当たたる事件であつて外国船舶に係るもの（以下「事件」と

いう。)に關して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

注 第一号は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

「第四項に」を「第三項に」に改める。

二 前号に掲げる場合のほか、事件に關して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)の押取が行われた場合であつて船長その他の乗組員が同号に規定する罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

2 前項の規定により告知しなければならぬ事項は、次に掲げるものとする。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他の押取物(以下「押取物」という。)は返還されること。

二 提供すべき担保金の額

3 前項第二号の担保金の額は、事件の種類及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(八九条・附則)

第八十六条 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検査官に通知するものとする。

2 取締官は、前項の規定による通知を受けるときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押取物を返還しなければならない。

3 検査官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押取物の返還に關し、必要な措置を講じなければならない。

第八十七条 担保金は、主務大臣が保管する。

2 担保金は、事件に關する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押取物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所から提出されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出頭し又は当該押取物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該申出

に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押取物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

4 担保金は、事件に關する手続が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。

(主務省令への委任)

第八十八条 前三条の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、主務省令で定める。

(主務大臣等)

第八十九条 第八十五条から第八十七条までにおける主務大臣及び前条における主務省令は、政令で定める。

附則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十一条第一項及び第四項並びに第七十五条第五号及び第六号の規定は、公布の日から施行する。

注 「政令で定める日」 昭和三十一年一月政令第三三三号により、昭和三十一年二月九日から施行

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に製錬の事業

を行つてゐる者は、この法律の施行の日から起算して六十日間は、第三条第一項の指定を受けなくても、引き続きその事業を行い、及びその事業の用に供するため核燃料物質を使用することができる。その者が、その期間内にその事業について同項の指定の申請をした場合において、指定をする旨又は指定をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 前項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者のうち、同項前段に規定する期間内に第三条第一項の指定の申請をしない者又はその期間内に同項の指定の申請をした者で指定をしない旨の通知を受けたものは、その事業を廃止したときは、廃止の日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならぬ。

3 第一項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者のうち、同項前段に規定する期間内に第三条第一項の指定の申請をした者で指定をする旨の通知を受けたものに第十二条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始前に」とあるのは、「指定を受けた日から三十日以内に」とする。

第三条 この法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置している原子炉施設について

は、第二十七条から第二十九条までの規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置している原子炉施設について、日本原子力研究所に第三十七条第一項の規定を適用する場合には、同項中「原子炉の運転開始前に」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内に」とする。

第四条 この法律の施行の際現に核燃料物質を使用している者は、附則第二条第一項に規定する場合及び日本原子力研究所がこの法律の施行の際現に設置している原子炉に核燃料物質を燃料として使用する場合を除き、この法律の施行の日から起算して三十日間は、第五十二条第一項の許可を受けなくても、引き続き核燃料物質を使用することができる。その者が、その期間内に核燃料物質の使用について同項の許可の申請をした場合において、許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 前項の規定により引き続き核燃料物質を使用することができる者のうち、同項前段に規定する期間内に第五十二条第一項の許可の申請をしない者又はその期間内に同項の許可の申請をした者で許可をしない旨の通知を受けたものは、核燃料物質の使用を廃止したときは、廃止の日から十五日以内

に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

第五条 附則第二条第二項又は前条第二項の規定により届出をしなければならない者は、総理府令、通商産業省令又は総理府令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならぬ。この場合において、内閣総理大臣及び通商産業大臣（前条第二項に係る場合にあつては、内閣総理大臣）は、これらの者の講じた措置が適切でないと認めるときは、これらの者に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第六条 この法律の施行の際現に核燃料物質を所有している者（日本原子力研究所並びに附則第二条第一項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者で第三条第一項の指定を受けたもの及び附則第四条第一項の規定により引き続き核燃料物質を使用することができる者で第五十二条第一項の許可を受けたものを除く。）が総理府令で定めるところにより、その際所有する核燃料物質を原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設

置者若しくは使用者に譲り渡し、又はこれらの方がその核燃料物質を譲り受ける場合には、第六十一条の規定は、適用しない。

第七条 前五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八条 附則第二条第二項又は附則第四条第二項の規定による届出を怠つた者は、一万円以下の罰金に処する。

2 附則第五条前段の規定に違反し、又は同条後段の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

附則 (昭和三年五月二〇日法律第一六一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三四四年四月四日法律第一〇三号)

1 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第五十二条、第五十三条、第五十五条及び第七十八条第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

注 「政令で定める日」 昭和三四年一月二日政令第三七六号により、昭和三五年一月一日から施行

2 この法律の施行の際現に原子炉設置者である者は、この法律の施行の日から起算して六十日以内に、損害賠償措置を内閣総理

大臣に届け出なければならない。この場合において、内閣総理大臣は、損害賠償措置が改正後の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項第五号に規定する基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、損害賠償措置の変更を命ずることができ。

3 法第七十一条第四項の規定は前項前段の規定による届出を受理した場合に、同法同条第一項から第三項までの規定は前項後段の規定による命令をする場合に準用する。

4 この法律の施行の際現に原子炉の設置の許可を申請している者は、この法律の施行の日から起算して六十日以内に、損害賠償措置を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、原子炉設置者が附則第二項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、法第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができ。

6 法第六十九条及び第七十一条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

7 附則第二項後段の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

8 附則第五項の規定による原子炉の運転の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。

附則 (昭和三六年三月三十一日法律第五〇号)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十七条の次に一条を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

注 「政令で定める日」 昭和三六年九月政令第三〇〇号により、昭和三六年九月三〇日から施行

2 この法律の施行の際現に使用されている改正後の法（以下「新法」という。）第五十五条の二第一項に規定する使用施設等については、同項前段の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に新法第五十六条の三第一項に規定する核燃料物質を使用している使用者について同項の規定を適用す

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔附則〕

二七四

る場合には、同項中「使用開始前に」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十号）の施行の日から起算して三十日以内」とする。

4 この法律の施行の際現に国際規制物資を使用している者（新法第六十一条の二第一項各号に該当する場合における当該各号に規定する者を除く）は、この法律の施行の日から起算して六十日間は、新法第六十一条の二第一項の許可を受けなくても、引き続き国際規制物資を使用することができる。その者が、その期間内に同項の許可の申請をした場合において、許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

5 この法律の施行の際現に国際規制物資を使用している新法第六十一条の七各号に規定する者について同条の規定を適用する場合には、同条中「総理府令（第一号に該当するときにあつては、総理府令、通商産業省令）で定めるところにより、あらかじめ」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から起算して六十日以内」とする。

附則（昭和三十六年六月一七日法律第一四七号抄）

改正 昭和五四年六月二日法律第四四号

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」は昭和三十七年三月政令第四三号により、昭和三十七年三月一五日から施行

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に規制法第二十三条第一項の許可を受けている者（同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされている者を含む。）については、この法律の施行の日から三月間は、第六条の規定は、適用せず、かつ、この法律の規定による改正前の規制法第二十三条第二項第九号に掲げる事項の変更の許可に係る同法の規定及び同法第七十八条第三号（同法第二十三条第二項第九号に係る部分をいう。）の規定は、なおその効力を有する。その期間内に第七号の承認を申請した場合において、その申請について承認又は不承認の処分を受けるまでの間も、同様とする。

2 日本原子力研究所については、この法律の施行の日から三月間は、第六条の規定は、適用しない。前項後段の規定は、その期間内に日本原子力研究所が第七条第一項

の承認を申請した場合について準用する。

第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後この法律の規定による改正前の規制法第二十六条第一項（同法第二十三条第二項第九号に係る部分をいう。）の規定がその効力を失う前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号抄）

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができる旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行してい

る処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附則 (昭和三十九年七月一日法律第一七〇号抄)
抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。(ただし書略)

注 「政令で定める日」 昭和三十九年六月政令第一二〇五号により、昭和四〇年七月一日から施

行
附則 (昭和四〇年五月二日法律第七八号抄)
抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」 昭和三十九年一月二〇日から施行
第三五九号により、昭和四〇年一月二〇日

附則 (昭和四二年七月二〇日法律第七三号抄)
抄

第一条 この法律は、〔中略〕公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」 昭和三十九年九月政令第三〇五号により、昭和四二年一〇月二日から施行

附則 (昭和四二年八月一日法律第二二〇号抄)
抄

1 この法律は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 (略)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和四三年五月二〇日法律第五五号抄)
抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」 昭和三十九年七月政令第一二五〇号により、昭和四三年七月二〇日から施行

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に加工事業者が工事に着手し又は工事を完了している加工施設に係る改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。第十六条の二第一項の認可及びこの法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置し又は設置に着手している原子炉に係る改正後の法第二十三条第一項の許可は、次項の規定により当該加工事業者又は日本原子力研究所が提出する書類に記載されたところにより、この法律の施行の日に行なわれたものとみなす。

3 前項に規定する者は、それぞれ改正後の法第十六条の二第一項の認可又は同法第二十三条第一項の許可を申請する場合に必要なとされる事項を記載した書類を、この法律の施行の日から六十日以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 改正後の法第二十二条の二第一項、第五十一条第一項及び第六十一条の二第四項の規定は、この法律の施行の日から一年間

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔附則〕

は、適用しない。

5 この法律の施行の際現に改正前の法第二十九條第一項の検査に合格している原子炉施設は、改正後の法第二十八條第一項の検査に合格しているものとみなす。

6 改正後の法第六十一條の第二項の規定は、この法律の施行の日から六十日を経過した日以後に使用される核原料物質について適用する。

7 この法律の施行の際現に国際規制物質を原子炉の設置又は運転の用に供している日本原子力研究所に対する改正後の法第六十一條の三第四項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第五十五号）の施行の日から三十日以内に」とする。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四十六年五月一日法律第五三号抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」は昭和四十六年九月政令第三二二号により、昭和四十六年一〇月一日から

附則（昭和五十二年一月二五日法律第八〇号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）の公布の日から施行する。

注 「政令で定める日」は昭和五十二年一月政令第三一四号により、昭和五十二年一月二日から施行

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に国際規制物質を使用している者についてのこの法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一條の八第一項の規定の適用については、同項中「国際規制物質の使用開始前」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第八十号）の施行の日から三十日以内に」とする。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十三年七月五日法律第八六号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一（略）

二（前略）第三条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四條第二項の改正規定、同法第十四條第二項の改正規定、同法第二十三條に一項を加える改正規定及び同法第二十四條第二項の改正規定（内閣総理大臣を「主務大臣」に改める部分を除く。）（中略）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

注 一 号の「政令で定める日」は昭和五十三年九月政令第三三五号により、昭和五十三年一〇月四日から施行
二 号の「政令で定める日」は昭和五十三年一月政令第三九五号により、昭和五十四年一月四日から施行

第三条 第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「旧規制法」という。）の規定により国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下

この条において「新規制法」という。の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 旧規制法の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新規制法の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧規制法第七十三条の規定の適用を受けた原子炉施設（実用発電用原子炉及び実用船用原子炉以外の原子炉に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、附則第一条第三号に掲げる日において現に原子炉設置者が電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の関係規定に従い、適法に工事に着手し、又は工事を完了しているものについては、同日に新規制法第二十七条第一項の認可があつたものとみなして、新規制法の規定を適用する。

4 旧規制法第七十三条の規定の適用を受けた原子炉施設であつて、附則第一条第三号に掲げる日において現に電気事業法又は船舶安全法の関係規定に従い適法に使用されているものについては、同日に新規制法第二十八条第一項の検査に合格したものとみなして、新規制法の規定を適用する。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前各号に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五四年六月二二日法律第四四号）

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」は昭和五四年一月一日から昭和五五年一月一日から施行

附則（昭和五四年六月二九日法律第五二号抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」は昭和五四年一月一日から昭和五五年一月一日から施行

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料開発事業団が設置し、又は設置に着手している再処理施設については、次項の規定により動力炉・核燃料開発事業団が提出する書類に記載されたところにより、この法律の施行の日はこの法律による改正後の

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「新法」という。）第四十四条第三項の承認があつたものとみなして、新法の規定を適用する。

2 動力炉・核燃料開発事業団は、前項の規定の適用を受ける再処理施設について、新法第四十四条第三項の承認を申請する場合に必要とされる事項を記載した書類を、この法律の施行の日から六十日以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十六条第一項の規定による検査についてされている申請は、新法第四十六条第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五五年五月七日法律第四三三号）

（施行期日）

1 この法律は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

注 「効力を生ずる日」は昭和五五年一月一日

（経過措置）

る場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和六三年五月二七日法律第六九号)

抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の改正規定、第二条の改正規定、第十条第二項中第七号を第十二号とし、第六号を第十号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第二十条第二項中第八号を第十六号とし、第七号を第十五号とし、第六号を第十四号とし、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第三十三条第二項中第九号を第十七号とし、第六号から第八号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、同項中第五号の二を第十一号とする改正規定、同条第三項第一号の改正規定、第四十六条の七第二項中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第

十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十一条の十四第二項中第十一号を第十七号とし、第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十六条中第七号を第十七号とし、第六号を第十六号とし、第五号を第十五号とし、第四号の四を第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十八条の二の改正規定 (第五十九条の第二項) の下に、「第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項」を加え、「工場又は事業所」を「工場等」に改める部分に限る。)、第五十九条の二の改正規定、同条の次に一号を加える改正規定、第七十一条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に一項を加える改正規定及び第八十二条中第五号を第十号とし、第四号の二を第八号とし、同号の次に一号を加える改正規定並びに次条、附則第三条第二項及び附則第四条の規定、核物質の防護に關する条約が日本国について効力を生ずる日 (次号において「条約発行日」という。)) 又は第三号に規定する政令で定める日のうちいずれか早い日前の日であつて、公布の日から起算して六月を超えない範囲内に

において政令で定める日

注 「政令で定める日」 昭和三十二年九月政令第二八〇号により、昭和六三年一月二六日から施行

二 目次の改正規定 (「第七十七条」を「第七十六条の二」に改める部分に限る。)) 及び第八章中第七十七条の前に三条を加える改正規定、条約発効日

注 「条約発効日」 昭和三十二年一月二七日

三 前二号に掲げる規定以外の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

注 「政令で定める日」 昭和三十二年九月政令第二八〇号により、昭和六四年五月二六日から施行

(指定又は許可の取消し、事業の廃止等に伴う措置に關する特例)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正前の第六十六条第二項の規定の適用については、「同項中「から第二十条まで」とあるのは、「第五十九条の二及び第六十条」と、「場合に準用する」とあるのは「場合に、第五十九条の三の規定は、同項に規定する者の工場等から特定核燃料物質が運搬される場合に準用する」とする。

(経過措置)

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔附則〕

行の際現に製錬事業者（製錬の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団を含む。）、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者（再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所を含む。）、廃棄物管理事業者又は使用者である者についての改正後の第十二条の第二項、第二十条の六第一項、第四十三条の第二項、第五十条の四第一項、第五十一条の第二十三第一項及び第五十七条の第二第一項の規定の適用については、これらの規定中「特定核燃料物質の取扱いを開始する前に」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から九十日以内」とする。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成五年一月二日法律第八十九号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
（諮問等がされた不利益処分に関する経過

措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合において、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

注 「行政手続法の施行の日」は平成六年九月政令第三〇二号により、平成六年一〇月一日から施行

附則（平成七年五月二日法律第九一号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰並びに施行前に確定した裁判の効力及びその執行については、なお従前の例による。
（以下略）

附則（平成八年六月一四日法律第八〇号）

（施行期日）

第一条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

注 「効力を生ずる日」は平成八年七月外務省告示第三〇九号により、平成八年七月二〇日から施行

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成九年六月一三日法律第八〇号）

〔編注〕本法末尾（三四一ノ三頁）参照

附則（平成一〇年五月二〇日法律第六二号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」は平成一〇年九月政令第三〇七号により、平成一〇年一〇月一日から施行

附則（平成一二年六月一六日法律第七五号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定（第四章に係る部分に限る。）、第一条の改正規定（「加工」の

下に「貯蔵」を加える部分に限る。)、第四章の次に一章を加える改正規定、第五十一条の二第一項、第五十七条から第六十一条の二の二まで及び第六十一条の三の改正規定、第六十一条の七の改正規定(「使用している者」の下に「国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び」を加える部分及び「使用」の下に「使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び」を加える部分に限る。、第六十一条の八第一項の改正規定(「及び同条第五項」を「並びに同条第五項及び第六項」に改める部分に限る。)、第六十一条の二十四、第六十二条第二項、第六十三条及び第六十四条の改正規定、第六十五条第一項の改正規定(「製錬事業者、加工事業者」の下に「使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分、「外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣」を削る部分及び「又は運輸大臣」の下に「、外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣、使用済燃料貯蔵事業者に係る事項については通商産業大臣」を加える部分に限る。)、同条第二項及び第三項の改正規定、第六十六条の改正規定(同条第一項中「及び核原料物質使用者」を「及び国際特定活動実施者並びにこれらの者」に改める部

分を除く。)、第六十七条第一項の改正規定(「外国原子力船運航者」の下に「、使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分に限る。)、同条第二項及び第六十七条の二の改正規定、第六十八条第一項の改正規定(「及び同条第五項」を「、同条第五項及び第六項」に改める部分、「外国原子力船運航者」の下に「、使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分及び「若しくは同条第五項若しくは第六項」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定、同条第六項の改正規定(「及び同条第五項」を「又は同条第五項若しくは第六項」に改める部分に限る。)、第六十九条の改正規定(同条第二項中「第六十一条の二十一」の下に「、第六十一条の二十三の十六」を加える部分を除く。)、第七十一条の改正規定(同条第二項及び第三項に係る部分を除く。)、第七十二条の改正規定(同条第二項中「国際規制物資使用者」の下に「又は国際特定活動実施者」を加える部分を除く。)、第七十五条第一項、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条第一号及び第二号、第八十二条並びに第八十三条の改正規定並びに附則第三条の規定 公布の日から起算して一年を経過した日

二 附則第四条の規定 公布の日

注 「政令で定める日」は平成十一年二月政令第三九七号により、平成十一年二月一六日から施行

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「新法」という。第二十条第十一項の国際特定活動を行っている者についての新法第六十一条の九の二第一項の規定の適用については、同項中「国際特定活動を開始した日」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十五号)」の施行の日」とする。

第三条 附則第一条第一号に定める日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の施行の日以後である場合には、第六十七条の二の改正規定中「第六十七条の二第一項」とあるのは、「第六十七条の三第一項」とする。

2 附則第一条第一号に定める日が民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間は、新法第

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔附則〕

二八二

四十三条の六第三号中「成年被後見人」とあるのは、「禁治産者」とする。

附 則（平成二十一年七月十六日法律第八七号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十一年二月八日法律第一五七号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第百十一条の規定は、この法律の公布の日又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の公布の日から遅い日から施行する。（後略）

附 則（平成二十一年二月七日法律第一五七号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項及び第五十六条の改正規定 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の施行の日

二 第四十三条の十六第二項の改正規定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十五号）附則第一条第一号に定める日又は原子力災害対策特別措置法の施行の日から遅い日

（経過措置）

第二条

この法律の施行の際現に改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧法」という。）

- 一 第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条の三第一項の規定による認可を受けている保安規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日まで、改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）
- 一 第三十七条第一項、第四十三条の二第一項、第五十条第一項、第五十一条の十四第一項又は第五十六条の三第一項の規定による認可を受けた保安規定とみなす。
- 一 平成十二年九月三十日までに新法第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十条第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十四第一項又は第五十六条の三第一項の規定による変更の認可の申請をした場合、それぞれ当該規定による認可又は認可の拒否があつた日
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 平成十二年九月三十日
- 二 旧法第十六条の三第一項の規定による検査の合格は、新法第十六条の三第一項の規定による検査の合格とみなす。
- 三 この法律の施行の際現に旧法第十六条の三第一項の規定による検査についてされている申請は、新法第十六条の三第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。

第三条

この法律の施行の日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）の施行の日以後である場合には、第六十七条の二の改正規定中「第六十七条の二」とあるのは、「第六十七条の三」とする。

附 則（平成二十一年二月三日法律第一六〇号抄）

（施行期日）

- 一 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料

物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成二年二月二日法律第三〇

号抄)

(施行期日)

第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。(後略)

附則 (平成十三年一月六日法律第二二

号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日(平成十三年二月一日)から施行する。(後略)

(経過措置)

第二条 改正後の爆発物取締罰則第十条の規定、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第五十一条の二の規定、火災びんの使用等の処罰に関する法律第四条の規定、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一条の規定、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第四十二条(刑法

(明治四十年法律第四十五号)第四条の二に係る部分に限る。)の規定及びサリン等による人身被害の防止に関する法律第八条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国において効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

2 改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六条の二(特定核燃料物質に係る部分を除く。)に係る同法第八十条の五第一項の規定についても、前項と同様とする。

附則 (平成十四年二月一八日法律第一七八号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中電気事業法第七十七条の次に二条を加える改正規定及び第二条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十二条の次に二条を加える改正規定 平成十五年四月一日
- 二 第三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

注 第一条本文の「政令で定める日」は平成十五年三月政令第五三号により、平成十五年三月一七日から施行

第一条第二号の「政令で定める日」は平成十五年六月政令第二四二号により、平成十五年一〇月一日から施行

附則 (平成十四年二月一八日法律第一七九号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第十三条第二項及び附則第八条から第十三条までの規定は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十八号)附則第一条第二号の政令で定める日から施行する。

注 第一条ただし書の「政令で定める日」は平成十五年六月政令第二四二号により、平成十五年一〇月一日から施行

(原子炉等規制法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の原子炉等規制法(以下この条において「旧原子炉等規制法」という。)第十六条の四第一項若しくは第四項、第二十八条の二第二項若しくは第四項、第四十六条の二第二項若しくは第四項、第五十一条の九第一項若しくは第四項若しくは第五十五条の三第一項の規定による検査の申請

がされた施設の検査又は旧原子炉等規制法第五十一条の六第二項若しくは第五十九条の二第二項（旧原子炉等規制法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認（旧原子炉等規制法第五十九条の二第二項の確認については、旧原子炉等規制法第六十一条の四十二第一項に規定する承認容器による運搬物に係る確認及び旧原子炉等規制法第六十一条の四十三第一項に規定する運搬方法確認に限る。）の申請がされた措置の確認については、なお従前の例による。

2 旧原子炉等規制法の規定に基づき旧原子炉等規制法第六十七条第三項に規定する指定検査機関等が行う検査又は確認の業務に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年二月三日法律第一五五号抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則〔中略〕第十四条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項〔中略〕の規定は、平成十七年十月一日から施行する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 前条の規定の施行の際現に旧機構が同条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第三項において「旧原子炉等規制法」という。）第四十四条第三項の承認を受けている再処理施設において行われる再処理の事業については、次項の規定により機構に係る通則法第十五条第一項の設立委員（次項において「設立委員」という。）が提出する書類に記載されたところにより、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「新原子炉等規制法」という。）第四十四条第一項の指定があつたものとみなして、新原子炉等規制法の規定を適用する。

2 設立委員は、前項の規定の適用を受ける再処理の事業に於いて、新原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を申請する場合に必要な事項を記載した書類を、前条の規定の施行の日前に、経済産業大臣に提出しなければならない。

3 前条の規定の施行の際現に旧原子炉等規制法第四十四条の四第三項の規定による承認についてされている申請については、新原子炉等規制法第四十四条の四第一項の規

定による許可についてされた申請とみなす。

附 則（平成一七年五月二〇日法律第四四号抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」は平成一七年一月政令第三三二号により、平成一七年二月一日から施行

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧法」という。）第三十八条第一項の規定による届出をした者（この法律の施行前に旧法第六十五条第一項又は第三項の規定による届出をした者を除く。）が行う当該届出に係る原子炉の廃止に係るこの法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）第四十三条の三の二第二項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合には、その申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間）は、なお従前の例に

よる。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、主務省令（新法第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣（以下この項において「主務大臣」という。）の発する命令をいう。）で定めるところにより、新法第四十三条の三の二第二項に規定する廃止措置計画を定め、主務大臣にその認可の申請をすることができる。

3 新法第四十三条の三の二第三項において準用する新法第十二条の六第四項の規定は、前項の認可について準用する。

4 第二項の規定により受けた認可は、新法第四十三条の三の二第二項の規定により受けた認可とみなす。

注 二項の「主務省令で定めるところ」は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令一条

第三条 この法律の施行前に旧法第二十二條の二第一項、第四十三條の二十一第一項又は第五十條の二第一項の規定による届出をした者（この法律の施行前に旧法第六十五條第一項又は第三項の規定による届出をした者を除く。）が行う当該届出に係る加工施設、使用済燃料貯蔵施設又は再処理施設に係る加工、使用済燃料の貯蔵又は再処理

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔附則〕

の事業の廃止に係る新法第二十二條の八第一項、第四十三條の二十七第一項又は第五十條の五第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合には、その申請について認可があった旨又は認可をしない旨の通知を受けた日までの間）は、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、経済産業省令で定めるところにより、それぞれ新法第二十二條の八第二項、第四十三條の二十七第二項又は第五十條の五第二項に規定する廃止措置計画を定め、経済産業大臣にその認可の申請をすることができる。

3 新法第二十二條の八第三項において準用する新法第十二條の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第二十二條の二第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について、新法第四十三條の二の七第三項において準用する新法第十二條の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第四十三條の二十一第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について、新法第五十條の五第三項において準用する新法第十二條の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第五十條の二第一項の規定による届出をした者に係る前項

の認可について準用する。

4 第二項の規定により受けた認可は、新法第二十二條の八第二項、第四十三條の二十七第二項又は第五十條の五第二項の規定により受けた認可とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に使用施設等の解体を行っている使用者（この法律の施行前に旧法第六十五條第一項又は第四項の規定による届出をした者を除く。）が行う当該使用施設等に係る核燃料物質のすべての使用の廃止に係る新法第五十七條の六第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合）は、その申請について認可があった旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間）は、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、文部科学省令で定めるところにより、新法第五十七條の六第二項に規定する廃止措置計画を定め、文部科学大臣にその認可の申請をすることができる。

3 新法第五十七條の六第三項において準用する新法第十二條の六第四項の規定は、前項の認可について準用する。

4 第二項の規定により受けた認可は、新法第五十七條の六第二項の規定により受けた認可とみなす。

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔附則〕

二八六

注 二項の「文部科学省令で定めるところ」は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令二条

第五条 この法律の施行前に、旧法第十条若しくは第四十六条の七の規定により指定を取り消された製錬事業者若しくは再処理事業者、旧法第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項、第四十三条の十六、第五十一条の十四、第五十六条若しくは第六十一条の六の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物質使用者又は旧法第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出をした者については、旧法第六十一条第九号及び第六十六条の規定並びに同条第二項において準用する旧法第五十七条、第五十八条から第五十九条の三まで及び第六十条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。

第六条 この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

第六条 この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

定によつてしたものとはみなす。

〔罰則の適用に関する経過措置〕

第七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔政令への委任〕

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討〕

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

〔罰則に関する経過措置〕

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔政令への委任〕

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

改正 平成三年六月二日法律第七四号
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日〔平成二〇年二月一日〕から施行する。〔ただし書略〕

附則〔平成一九年五月一日法律第三八号〕

抄
〔施行期日〕
第一条 この法律は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日〔平成一九年九月二日〕から施行する。〔ただし書略〕

附則〔平成一九年六月二日法律第八四号〕

抄
〔施行期日〕
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

注 〔政令で定める日〕は平成一九年九月政令第二七八号により、平成二〇年四月一日から施行

〔核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置〕

第五条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧原子炉等規制法」という。）第五十一条の二第一項の規定によりされている廃棄物埋設の事業の許可は、第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新原子炉等規制法」という。）第五十一条の二第一項の規定によりされた第二種廃棄物埋設の事業の許可とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第五十一条の二第一項の規定による廃棄物埋設の事業の許可についてされている申請は、新原子炉等規制法第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可についてされた申請とみなす。

第七条 附則第五条の規定により新原子炉等規制法の規定による事業の許可とみなされた場合において、この法律の施行前、旧原子炉等規制法第五十一条の十四第一項又は第二項各号に該当する事実があったときは、それぞれ新原子炉等規制法第五十一条の十四第一項又は第二項各号に該当する事実があったものとみなして、同条第一項又は第二項の規定を適用する。

第八条 この法律の施行前に改正前のそれぞれ（処分等の効力）

れの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二年七月三日法律第六九号抄）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（ただし書略）

注 「政令で定める日」は平成二年一月政令

第二六九号により、平成三年七月一日から施行

附則（平成三年六月二四日法律第七四号抄）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（ただし書略）

附則（平成二四年六月二七日法律第四七号）
（原子力規制委員会設置法抄）
改正 平成二五年一月二日法律第八二号
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

注 「政令で定める日」は平成二四年九月政令第二二八号により、平成二四年九月一九日から施行

一 第七條第一項（両議院の同意を得ること）に係る部分に限る。）並びに附則（中略）第八十七條の規定 公布の日

二 附則第五十四條中原子力災害対策特別措置法第二十八條第一項の表第三十四條第一項の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十條第二項第二号及び第四十二條第二項第二号の項の改正規定、同表第四十二條第二項第二号の項の次に

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔附則〕

次のように加える改正規定、同表第四十六條第二項の項及び第四十七條第一項の改正規定（第四十七條第一項の項に係る部分に限る。）、同表第四十七條第一項の項の次に次のように加える改正規定並びに同表第四十九條の項及び第五十一條の項の改正規定（第四十九條の項に係る部分に限る。）。この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十六條、第二十條、第三十一條、第三十二條、第五十八條、第六十九條、第九十一條及び第九十六條の規定
平成二十五年四月一日

四 附則第十七條、第二十一條から第二十六條まで、第三十七條、第三十九條、第四十一條から第四十八條まで、第五十條、第五十五條、第六十一條、第六十五條、第六十七條、第七十一條及び第七十八條の規定 施行日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日

注 「政令で定める日」 平成二五年一月政令第一九〇号により、平成二五年七月八日から施行

五 附則第十八條（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第二十七條から第三十條までの規定 施行日から起算して一年三

月を超えない範囲内において政令で定める日

注 「政令で定める日」 平成二五年一月政令第三二八号により、平成二五年二月一八日から施行

（最初の委員長及び委員の任命）

第二條 （略）

（処分等に関する経過措置）

第三條 （略）

（命令の効力に関する経過措置）

第四條 （略）

（原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織に関する検討）

第五條 （略）

（政府の措置等）

第六條 （略）

（国会法の一部改正）

第七條 （略）

（鉱山保安法の一部改正）

第八條 （略）

（中央鉱山保安協議会に関する経過措置）

第九條 （略）

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第十條 （略）

（地方税法の一部改正）

第十一條 （略）

（原子力基本法の一部改正）

第十二條 （略）

（原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正）

第十三條 （略）

（原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 （略）

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第十五條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われること」を「限られること」とし、「運転等に関する」を「運転等に関する」、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した」に、「行うこと」を「行い、もつて国民の生命健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」に改め、第二条第十一項を同条第十二項とし、同条第五項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「発電用原子炉」とは、発電の用に供する原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉以外の試験研究の用に供する原子炉及び船舶に設置する原子炉を除くも

のをいう。

第二章(第四条第二項を除く。)中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第四条第一項中「各号に」を「各号のいづれにも」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項を削る。

第八条第二項中「第四条第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに」を「第四条第一号及び」に改める。

第三章(第十四条第二項を除く。)中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第十三条第一項中「行なおう」を「行おう」に改める。

第十四条第一項中「各号に」を「各号のいづれにも」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項を削る。

第十六条の二第三項、第十六条の三第二項及び第十六条の四第三項中「各号に」を「各号のいづれにも」に改める。

第十八条第二項中「第十四条第一項第二号及び第二項並びに」を「第十四条第一号及び」に改める。

第二十条第二項第十九号中「又は第十一条第六項」を、「第十一条第六項又は第十三条の二第二項」に改める。

第二十二条の二第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第二十二条の三第一項中「一に」を「いづれかに」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「一」を「いづれかに」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

第二十三条第一項中「次の各号に掲げる原子炉の区分に応じ」を削り、「当該各号に定める大臣」を「原子力規制委員会」に改め、各号を削り、同条第二項中「主務大臣(前項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この章において同じ。)」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項を削る。

第二十三条の二中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二十四条第一項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「各号に」を「各号のいづれにも」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「同じ。」を「同じ。若しくは」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分

に限る。)」を削り、「ついでには原子力委員会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)」及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会」を「ついで、原子力委員会」に改める。

第二十四条の二第一項中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に、「第三号」を「第二号」に、「第四号」を「第三号」に改める。

第二十六条第一項及び第二項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる」を削り、「それぞれ経済産業大臣又は文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二十六条の二第一項及び第二項中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二十七条第一項中「主務省令(主務大臣の発する命令をいう。以下この章において同じ。)」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣の認可」を「原子力規制委員会の認可」に改め、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「各号に」を「各号のいづれにも」に改め、同項第二号中「主務省

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔附則〕

二九〇

令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二十八条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「各号」を「各号のいづれにも」に改め、同項第二号中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第三項中「実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第二十八条の二第一項及び第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「各号」を「各号のいづれにも」に改め、同項第二号中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二十九条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第三項中「実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる

原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第三十条を次のように改める。
(運転計画)

第三十条 原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設置に係る原子炉（政令で定める原子炉に該当するものを除く。）の運転計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の第二項の認可を受けた原子炉については、この限りでない。

第三十一条第一項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「から第三号まで及び」を「及び第二号並びに」に改める。

第三十二条第二項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第三十三条第一項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第十九号中「又は第十一条第六項」を、「第十一条第六項又は第十三条の二第二項」に改め、同条第三項中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第三十四条中「主務省令」を「原子力規

制委員会規則」に改める。

第三十五条中「主務省令（外国原子力船運航者にあつては、国土交通省令）」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第三十六条中「主務大臣（外国原子力船運航者については、国土交通大臣）」を「原子力規制委員会」に、「主務省令又は国土交通省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第三十六条の二第一項中「国土交通省令（実用船用原子炉以外の原子炉を設置した船舶にあつては、文部科学省令）」を「原子力規制委員会規則」に、「国土交通大臣（実用船用原子炉以外の原子炉を設置した船舶にあつては、文部科学大臣）」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「国土交通省令」を「原子力規制委員会規則」に、「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「第一項」を「前二項」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に、「核燃料物質」を「若しくは核燃料物質」に改め、同条第四項中「第一項若しくは第二項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるとき、又は」を削り、「核燃料物質によつて」を「若しくは核燃料物質によつて」に改める。

第三十七条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「核燃料物質」を「若しくは核燃料物質」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「核燃料物質によつて」を「若しくは核燃料物質によつて」に改め、同条第五項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第六項中「第三十七条第五項」と、「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」を、「第三十七条第五項」に改める。

第三十九条第一項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第四十条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第四十一条第一項中「文部科学大臣及び経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「二」を「いずれかに」に改め、

同項各号中「文部科学大臣及び経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「文部科学大臣及び経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第三項中「文部科学大臣及び経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第四項中「文部科学省令・経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第四十三条中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第四十三条の二第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の二第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と読み替えるものとする。

第四十三条の三第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「主務大臣」とを削る。

第四十三条の三の二第一項中「ときは」の下に「当該」を加え、「主務省令」を「原

子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と読み替えるほか」を削り、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第四項を「同条第四項」に、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第五項を「同条第五項及び第六項」に改め、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項」と及び、「同条第八項中「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」とを削る。

第四十三条の三の三第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第四項中「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」とを削る。

第四章の二（第四十三条の四第三項を除

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔附則〕

く。中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第四十三条の四第一項中「実用発電用原子炉」の下に「発電用原子炉であつて第二条第五項の政令で定める原子炉以外のものをいう。第七十三条において同じ。」を加え、同条第三項を削る。

第四十三条の五第一項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「第二号及び第三号（経理的基礎に係る部分に限る。）を削り、「ついでには原子力委員会、同項第三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会」を「ついで、原子力委員会」に改める。

第四十三条の八第三項、第四十三条の九第二項及び第四十三条の十第三項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第四十三条の十四第二項中「から第三号まで及び」を「及び第二号並びに」に改める。

第四十三条の十六第二項第十九号中「又は第十一条第六項」を「第十一条第六項又は第十三条の二第二項」に改める。

第四十三条の十八第一項第三号中「廃棄

に限る。次条第一項」を「廃棄に限る。同項」に改める。

第五章中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第四十四条の二第一項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「第二号及び第三号（経理的基礎に係る部分に限る。）を削り、「ついでには原子力委員会、同項第三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会」を「ついで、原子力委員会」に改める。

第四十五条第三項、第四十六条第二項及び第四十六条の二第三項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第四十六条の五第二項中「から第三号まで及び」を「及び第二号並びに」に改める。

第四十六条の七第二項第十九号中「又は第十一条第六項」を「第十一条第六項又は第十三条の二第二項」に改める。

第五章の二（第五十一条の二第三項及び第五十一条の三第二項を除く。中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規

則」に改める。

第五十一条の二第一項中「次の各号に掲げる」を「、当該各号に掲げる」に改め、同条第三項を削る。

第五十一条の三第一項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項を削る。

第五十一条の七第三項、第五十一条の八第二項及び第五十一条の九第三項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第五十一条の十二第二項中「第五十一条の三第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに」を「第五十一条の三第一号及び」に改める。

第五十一条の十四第二項第二十一号中「又は第十一条第六項」を「、第十一条第六項又は第十三条の二第二項」に改める。

第五十一条の二十四の二第一項中「閉塞」を「閉塞」に改める。

第五章の三（第五十六条の三第六項、第五十七条の二第二項、第五十七条の三第二項、第五十七条の六第三項及び第五十七条の七第四項を除く。中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第五十二条第一項ただし書中「一」を「いずれかに」に改める。

第五十三条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第三号とする。

第五十六条第十一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第十九号中「又は第十一条第六項」を、「第十一条第六項又は第十三条の二第二項」に改める。

第五十六条の三第六項中「第五十六条の三第五項」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」を、「第五十六条の三第五項」に改める。

第五十七条の二第二項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十七条の二第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

第五十七条の三第二項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」とを削る。

第五十七条の六第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるほか」を削り、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省

令」と、同条第四項を「同条第四項」に、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第五項を「同条第五項及び第六項」に改め、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、同条第八項中「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」とを削る。

第五十七条の七第四項中「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」とを削る。

第五十七条の八第七項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十八条第一項中「主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）」を「原子力規制委員会規則」に改め、各号を削り、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣（同項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。）」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項を削る。

第五十九条第一項中「主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）」を「原子力規制委員会規則」に、「主務省令（鉄道）」を「原子力規制委員会規則（鉄道）」に改め、各号を削り、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣（同項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。）」を「原子力規制委員会」に、「主務大臣（鉄道）」を「原子力規制委員会（鉄道）」に改め、同条第三項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「第六十一条の二十六」を「第六十一条の二十六第一項」に改め、同条第四項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第十四項を削る。

第五十九条の二第一項中「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十条第一項中「主務省令（次の各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）」を「原子力規制委

員会規則」に改め、各号を削り、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第三項中「主務大臣（第一項各号に掲げる受託貯蔵者の区分に並び、当該各号に定める大臣をいう。次項において同じ。）」を「原子力規制委員会」に、「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項を削る。

第六十一条の二第二項中「主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣（以下この条において「主務大臣」という。）の発する命令をいう。以下この条において同じ。）を「原子力規制委員会規則」に、「主務省令で」を「原子力規制委員会規則で」に、「主務大臣の」を「原子力規制委員会の」に改め、各号を削り、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 原子力規制委員会は、第一項の確認に関する事務（外国原子力船運航者に係るものを除く。）の一部を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

第六十一条の二第五項中「経済産業省

令」を「原子力規制委員会規則」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十一条の七中「第七十一条第二項」を「第七十一条第三項」に改める。

第六十一条の二十四第一項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係る部分に限る。」を削り、「並びに第五十一条の九第一項及び第四項を」、「第五十一条の九第一項及び第四項並びに第五十五条の三第一項」に改め、同条第二項を削る。

第六十一条の二十五第一項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「同条第一項第二号及び第三号（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係るものに限る。」を削り、同条第二項を削る。

第六十一条の二十六第一項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「同条第一項第一号及び第三号（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係るものに限る。」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前

項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十二条の三各号列記以外の部分中「定める大臣」の下に「又は委員会」を加え、同条第一号中「加工事業者」の下に「、原子炉設置者、外国原子力船運航者」を加え、「及び廃棄事業者」を「、廃棄事業者及び使用者」に改め、「旧加工事業者等」の下に「、旧原子炉設置者等」を加え、「及び旧廃棄事業者等」を「、旧廃棄事業者等及び旧使用者等」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二号から第四号までを削り、同条第五号中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同号を同条第二号とする。

第六十四条第一項中「この条」の下に「並びに次条第一項及び第二項」を、「大臣」の下に「又は委員会」を加え、同条第三項中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「の場合」の下に「又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害発生の急迫した危険がある場合」を加え、「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「加工事業者」の下に「、原子炉設置者、外国原子力船運航者」を加え、「及び廃棄事業者」を「、廃棄事業者及び使用者」に改め、「旧加工事業者等」の下に「、旧原子炉設置者

等」を加え、「及び旧廃棄事業者等」を「旧廃棄事業者等及び旧使用者等」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「第六十条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同号を同項第二号とし、同条の次に次の三条を加える。

(特定原子力施設の指定)

第六十四条の二 原子力規制委員会は、原子力事業者等がその設置した製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設において前条第一項の措置(同条第三項の規定による命令を受けて措置を講じた場合の当該措置を含む)を講じた場合であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害を防止するため、又は特定核燃料物質を防護するため、当該設置した施設の状態に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設(以下「特定原子力施設」という。)として指定することができる。

2 原子力規制委員会は、特定原子力施設を指定したときは、当該特定原子力施設に係る原子力事業者等(次条において「特定原子力事業者等」という。)に対し、直ちに、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための計画(以下「実施計画」という。)の提出を求めるものとする。

3 原子力規制委員会は、特定原子力施設について第一項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定原子力施設について同項の規定による指定を解除するものとする。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定により特定原子力施設を指定し、又は前項の規定により特定原子力施設の指定を解除したときは、その旨を公示しなければならない。

第六十四条の三 特定原子力事業者等は、前条第一項の指定があつたときは、同条第二項の規定により示された事項について実施計画を作成し、同項の規定により示された期限までに原子力規制委員会に提出して、その認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けた特定原子力事業者等は、その認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき、又は特定核燃料物質の防護上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

4 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止のため又は特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、特定原子力事業者等に対し、実施計画の変更を命ずることができる。

5 特定原子力事業者等は、実施計画に従つて、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施しなければならない。

6 原子力規制委員会は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が前項の規定に違反していると認めるときその他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上又は特定核燃料

物質の防護上十分でない」と認めるときは、特定原子力事業者等に対し、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講ずることを命ずることができ、

7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

8 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第六十四条の三第七項」と、「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

(特定原子力施設の特例)

第六十四条の四 特定原子力施設については、その実施計画による保安又は特定核燃料物質の防護のための措置の適正な実施が確保される場合に限り、政令で定めるところにより、この法律の規定の一部のみを適用することとすることができる。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第六十五条第一項中「定める大臣」の下

に「又は委員会」を加え、同項第一号中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第二号中「第六十一条の二第四項」を「第五十一条の六第三項及び第六十一条の二第四項」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第三号中「第六十一条の二第四項」を「第六十一条の二」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「第六十一条の二第五項」を「第六十一条の二五及び第六十一条の二第六項」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号から第九号までを削り、同項第十号を同項第五号とする。

第六十六条の二の見出し中「主務大臣等」を「原子力規制委員会」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ当該各号に定める大臣又は原子力安全委員会」を「原子力規制委員会」に改め、各号を削る。

第六十七条第一項中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会、文部科学大臣」に改め、「核原料物質使用者」の下に「については原子力規制委員会」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子

力規制委員会」に改める。

第六十七条の二第一項中「文部科学省及び経済産業省」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「文部科学省の原子力施設検査官は第二十八条から第二十九条まで、第五十五条の二又は第五十五条の三の検査に関する事務に、経済産業省の原子力施設検査官は」を「原子力施設検査官は」に、「又は第五十一条の八から第五十一条の十まで、第五十一条の八から第五十一条の十まで、第五十五条の二、第五十五条の三又は第六十四条の三第七項（施設に係る部分に限る。）」に改め、「それぞれ」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 原子力保安検査官は、第十二条第五項、第二十二條第五項、第三十七條第五項、第四十三條の二十第五項、第五十条第五項、第五十一条の第十八第五項、第五十六條の三第五項又は第六十四條の三第七項（保安のための措置に係る部分に限る。）の検査に関する事務に従事する。

4 核物質防護検査官は、第十二條の二第五項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二第五第三項、第五十條の三第二項、第五十一條の二第三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）又は第

六十四条の三第七項（特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分に限る。）の検査に関する事務に従事する。

第六十八条第一項中「文部科学大臣、経済産業大臣、」を「原子力規制委員会、文部科学大臣」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は」を「原子力規制委員会又は」に、「区分（核原料物質使用者）」を「区分（原料物質使用者）」にかかわらず、「核原料物質使用者については原子力規制委員会」に改め、「第六十四条第三項各号の当該区分にかかわらず」を削り、同条第二項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあつては第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第二十八条の二第一項の規定並びに第五十五条の三第一項の規定、国土交通大臣にあつては実用船用原子炉及びその附属施設に係る第二十八条の二第一項の規定）」を「原子力規制委員会は、この法律」に改め、同条第三項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第五項中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第七項中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「第三項まで」の下に「（国土交通大

臣にあつては、第一項）を加え、同条第八項及び第九項中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第十二項中「経済産業省又は国土交通省」を「原子力規制委員会」に改める。
第六十九条第一項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会又は文部科学大臣」に改める。
第七十条第一項中「定める大臣」の下に「又は委員会」を加え、同項各号を次のように改める。

一 第六十一条の二十四に規定する検査
原子力規制委員会

二 第六十一条の二十五及び第六十一条の二十六第一項に規定する確認
原子力規制委員会

三 第六十一条の二十七の確認
国土交通大臣

第七十一条の見出しを「（許可等についての意見等）」に改め、同条第一項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「第三十一条第一項、第三十三条」を削り、「処分をし、又は第六十二条の二第二項の規定により条件を付する」を「許可をし、又は第三十一条第一項の規定による認可をする」に、「処分等」を「許可等」に、「同意を得なければ」を「意見を聴かなければ」

に改め、同項各号を次のように改める。

一 発電用原子炉に係る許可等をする場合
文部科学大臣及び経済産業大臣
二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合
文部科学大臣及び国土交通大臣

三 前二号に規定する原子炉以外の原子炉に係る許可等をする場合
文部科学大臣

第七十一条第六項中「文部科学大臣、経済産業大臣若しくは」を「原子力規制委員会、文部科学大臣若しくは」に、「おける文部科学大臣」を「おける原子力規制委員会、文部科学大臣」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「協議」を「意見」に、「（第三条第一項の指定の申請者を含む）、当該加工事業者（第十三条第一項の許可の申請者を含む）、当該使用済燃料貯蔵事業者（第四十三条第一項の許可の申請者を含む）、当該再処理事業者（第四十四条第一項の指定の申請者を含む）」又は当該廃棄事業者（第五十一条の二第二項）を「加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項若しくは第五十二条第一項）」に改め、同項を同条

第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 原子力規制委員会は、第三十三条、第三十六条第一項又は第六十四条第三項の規定による処分（第三十六条第一項及び第六十四条第三項の規定による処分）については、原子炉施設の使用の停止の命令に限る。をす場合においては、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

第七十一条第四項中「経済産業大臣は、第三条第一項」を「原子力規制委員会は、第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定をし」に改め、「第八条第一項、第十条」、「第十八条第一項、第二十条」、「第四十三条の十四第一項、第四十三条の十六、第四十四条第一項」、「第四十六条の五第一項、第四十六条の七」及び「第五十一条の十二第一項、第五十一条の十四若しくは」を削り、「の規定による処分をし、又は第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定若しくは第十三条第一項、第四十三条の四第二項若しくは第五十一条の第二項の許可について第六十二条の二第二項の規定により条件を付する」を、「第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による許可をし、又は第八

条第一項、第十八条第一項、第四十三条の十四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十一条の十二第二項の規定による認可をする」に、「に協議しなければ」を「の意見を聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の同意」を「前二項の意見」に、「当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者（第二十三条第一項、第二十三条の二第二項又は第三十九条第一項若しくは第二項）を「当該製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者（第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第二項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項若しくは第五十一条の二第二項）」に、「当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者の」を「当該製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 原子力規制委員会は、第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定をし、第六条第一項、第十三条第一

項、第十六条第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項若しくは第五十一条の十九第一項の規定による許可をし、又は第八条第一項、第十八条第一項、第四十三条の十四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十一条の十二第一項の規定による認可をする場合においては、あらかじめ、経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

第七十二条第一項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に、「又は第五十七条の二第一項」を、「第五十七条の二第一項又は第六十四条の三第一項若しくは第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。）」に改め、同条第二項中「第二十二條の六第二項」の下に、「第四十三條の二第二項」を加え、「及び第五十一条の二第三項及び第五十七條の二第二項」に改め、「第二十二條の七第一項」の下に、「第三十五條第二項、第四十三條の三第一項」を加え、「若しくは第五十一条の二十四第一項の規定の運用に関し経済産業大臣に、第五十七條第二項、第五十七條の二第二項において準用する第十二條の二第三

項若しくは第五項若しくは第五十七條の三第一項の規定の運用に關し文部科学大臣に、第三十五條第二項、第四十三條の第二項において準用する第十二條の第二項若しくは第五項若しくは第四十三條の第三項の規定の運用に關し原子炉設置者に係るものにあつては第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ当該各号に定める大臣に、外国原子力船運航者に係るものにあつては国土交通大臣に、又は第六十條第二項の規定の運用に關し同條第一項に規定する主務大臣に、それぞれを、第五十一條の二十四第一項、第五十七條第二

項、第五十七條の三第一項、第六十條第二項又は第六十四條の三第五項の規定の運用に關し、原子力規制委員会に、同條第五項中「文部科学大臣、經濟産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に、「若しくは第四十四條第一項」を「、第四十四條第一項若しくは第六十四條の二第二項」に、「若しくは第四十六條の七」を「、第四十六條の七若しくは第六十四條の二第三項」に、「若しくは第五十七條の二第一項」を「、第五十七條の二第一項若しくは第六十四條の三第一項若しくは第二項」に改め、「第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。」の下に「若しくは第六十四條の三第七項」を加え

る。

第七十二條の二中「文部科学大臣、經濟産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十二條の二の二中「文部科学大臣、經濟産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十二條の三及び第七十二條の四を削る。

第七十三條中「又は船舶安全法（昭和八年法律第十一号）及び同法に基づく命令の規定による検査」及び「又は実用船用原子炉」を削る。

第七十四條の二中「經濟産業省又は国土交通省」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十八條第四号中「又は第五十六條の三第六項」を「、第五十六條の三第六項又は第六十四條の三第八項」に改め、同條第二十七條の次に次の三号を加える。

二十七の二 第六十四條の三第一項の規定に違反して実施計画を提出しなかつた者

二十七の三 第六十四條の三第四項の規定による命令に違反した者

二十七の四 第六十四條の三第六項の規定による命令に違反した者

第八十一條第一号中「第二十三條第一項

第三号又は第五号に掲げる」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の」に改め、同條第二号中「第二十六號の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）」の下に、「第二十七號の二から第二十七號の四まで」を加える。

第十六條 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を次のように改正する。

第二條第十一項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六章の二中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第六十一條の九及び第六十一條の二十一中「一に」を「いづれかに」に改める。

第六十七條第一項中、「文部科学大臣」を削り、「核燃料物質使用者については原子力規制委員会、國際規制物資使用者については文部科学大臣、國際特定活動実施者については核燃料物質使用者、國際規制物資使用者については原子力規制委員会」に改め、同條第五項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十八條第一項中、「文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削

り、「文部科学大臣」とを「原子力規制委員会」とに改め、同条第四項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第十二項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「第七十四条の二第一項の規定により保障措置検査を行い、又は同条第二項の規定により立入検査を行う原子力規制委員会の職員を含む。」次項、第十七項及び第十八項において同じ。」を削り、同条第十三項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第十五項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第十六項から第十八項までの規定中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十九条第一項中「又は文部科学大臣」を削る。

第七十条第一項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十一条第一項各号を次のように改める。

- 一 発電用原子炉に係る許可等をする場合 経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣）
- 二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 国土交通大臣（試験研究

の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣）

- 三 試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場合（前二号に該当するものを除く。） 文部科学大臣

第七十一条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「、文部科学大臣若しくは」を「若しくは」に改め、同項を同条第六項とする。

第七十四条の二を削る。

第十七条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四十三条の三の四）」を

「第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制

第一節 試験研究用等原子炉の設置、

運転等に関する規制（第二十三条―

第四十三条の三の四）

第二節 発電用原子炉の設置、運転等

に関する規制（第四十三条の三の五―

第四十三条の三の三十三）」

に、「第五章の三 核燃料物質等の使用等に関する規制（第五十二条―第五十七条の八）」を

「第五章の三 核燃料物質等の使用等に関

する規制（第五十二条―第五十七条の八）

第五章の四 原子力事業者等の責務（第五十七条の九）」に改める。

第一条中「これら」を「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉」に改める。

第二条中第十二項を第十三項とし、第七項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「原子力施設」とは、次条第二項第二号に規定する製錬施設、第十三条第二項第二号に規定する加工施設、第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設、第五十一条の二第二項第二号に規定する廃棄物物理施設及び廃棄物管理施設並びに第五十三条第二号に規定する使用施設等をいう。

第四章（第四十三条の三の二第一項及び第四十三条の三の三を除く。）中「原子炉

施設」を「試験研究用等原子炉施設」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第四章中第二十三条の前に次の節名を付する。

第一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制

第二十三条第一項中「原子炉」を「発電用原子炉以外の原子炉（以下「試験研究用等原子炉」という。）に改め、同条第二項第三号及び第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第五号中「原子炉及び」を「試験研究用等原子炉及び」に改め、同項第七号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十三条の二の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十四条第一項第一号及び第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第三号中「使用済燃料を含む。以下同じ」を「使用済燃料を含む。第四十三條の三の五第二項第七号を除き、以下同じ」に、「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十四条の二第一項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十六条第三項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十六条の二第一項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十八条第三項を削る。

第二十八条の二第一項中「原子炉容器」を「試験研究用等原子炉に係る原子炉容器」に改める。

第二十九条第一項ただし書中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第三項を削る。

第三十条中「原子炉（」を「試験研究用等原子炉（」に、「定める原子炉」を「定める試験研究用等原子炉」に改め、同条ただし書中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十三条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第二項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同項第十一号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十四条中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に、「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十五条第一項第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十六条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第三十六条の二第一項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第三項及び第四項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十七条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第二項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第三項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十九条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉又は原子炉」を「試験研究用等原子炉又は原子炉」に改め、同条第四項中「原子炉又は原子炉」を「試験研究用等原子炉又は原子炉」に、「当該原子炉」を「当該試験研究用等原子炉」に改める。

第四十条の見出しを「試験研究用等原子炉主任技術者」に改め、同条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に、「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改め、同条第二項中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改める。

第四十二条の見出し及び同条第一項中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改め、同条第二項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

に、「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改める。

第四十三条（見出しを含む。）中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改める。

第四十三条の三の二の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「当該原子炉施設」を「当該試験研究用等原子炉施設」に改め、同条第三項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第四十三条の三の三第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に、「原子炉設置者又は」を「試験研究用等原子炉設置者又は」に、「原子炉設置者と」を「試験研究用等原子炉設置者と」に改め、同条第二項中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に、「原子炉設置者として」を「試験研究用等原子炉設置者として」に、「原子炉設置者の」を「試験研究用等原子炉設置者の」に改め、同条第三項中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改め、同条第四項

中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に、「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「原子炉設置者」とを「試験研究用等原子炉設置者」とに改める。

第四十三条の三の四第一項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、第四章同条の次に次の一節を加える。

第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数

四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六 発電用原子炉施設の工事計画
七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分の方法
九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項
（許可の基準）

（許可の基準）

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいづれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。

三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な

技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 前項の場合において、第四十三条の三の二十九第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は、前項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

（許可の欠格条項）

第四十三条の三の七 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条の三の五第一項の許可を与えない。

一 第四十三条の三の二十第二項の規定により第四十三条の三の五第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（附則）

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出等）

第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。

2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。

3 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の十九第一項に規定する場合を除き、

第四十三条の三の五第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

4 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の五第二項第五号に掲げる事項の変更のうち核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかなる変更（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がない同種の設備の追加その他の原子力規制委員会規則で定める変更をいう。）のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その変更の内容を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、その届出をした発電用原子炉設置者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。

5 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適

合している」と認めるときは、前項後段に規定する期間を短縮することができる。

6 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出があつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第四項後段に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、当該届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができるとがである。

7 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第四項後段に規定する期間内に終了しないと認め相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

8 原子力規制委員会は、第一項本文の許可の申請に係る変更が、核燃料物質若し

くは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該変更についての同項本文の許可に係る審査を、他の発電用原子炉施設の同項本文の許可に係る審査に優先して行うことができる。

第四十三条の三の九 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする

発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その工事の計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、発電用原子炉施設のの一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、当該変

更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その工事の計画が第四十三条の三の五第一項若しくは前条第三項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであること。

二 発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 前項の場合において、第四十三条の三の三十第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定機器は、前項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

5 発電用原子炉設置者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

6 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。
(工事の計画の届出)

第四十三条の三の十 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事(前条第一項の原子力規制委員会規則で定めるものに限る。)であつて、原子力規制委員会規則で定めるものをしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。その工事の計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微なものを除く。)をしようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮す

ることができる。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

5 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

6 前三項の場合において、第四十三条の三の三十第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定機器は、前条第三項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。
(使用前検査)

第四十三条の三の十一 第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けて

設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設(その工事の計画において、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。)は、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画(同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。)又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画(同項後段の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。)に従つて行われたものであること。

二 第四十三条の三の十四の技術上の基

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔附則〕

準に適合するものであること。

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

(燃料体検査)

第四十三条の三の十二 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下この条及び第七十八条において「燃料体」という。）は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その加工について原子力規制委員会規則で定める加工の工程ごとに原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、発電用原子炉設置者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その燃料体の設計について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その燃料体が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

- 一 その加工が前項の認可を受けた設計に従って行われていること。
- 二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合すること。

4 輸入した燃料体は、原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、発電用原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その燃料体が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

6 原子力規制委員会は、第一項及び第四項の検査に関する事務の一部を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

7 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に通知しなければならない。

(溶接安全管理検査)

第四十三条の三の十三 発電用原子炉に係る原子炉容器その他の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設（以下この項において「原子炉容器等」という。）であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものを設置する発電用原子炉設置者は、その溶接について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その使用の開始前に、当該原子炉容器等について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存し

なければならぬ。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査（以下この条及び第四十三条の三の二十四において「溶接事業者検査」という。）においては、その溶接が次の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 溶接事業者検査を行う発電用原子炉施設を設置する者は、溶接事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期（第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る溶接事業者検査の過去の評定の結果に応じ、原子力規制委員会規則で定める時期）に、機構が行う審査を受けなければならない。

4 前項の審査は、発電用原子炉施設の安全管理を旨として、溶接事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他原子力規制委員会規則で定める事項について行う。

5 機構は、第三項の審査を行つたときは、遅滞なく、当該審査の結果を原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会に通知しなければならない。

6 原子力規制委員会は、前項の規定により通知を受けた第三項の審査の結果に基づき、発電用原子炉設置者の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定をするものとする。

7 原子力規制委員会は、第三項の審査及び前項の評定の結果を、当該審査を受けた者に通知しなければならない。

(発電用原子炉施設の維持)

第四十三条の三の十四 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

(施設定期検査)

第四十三条の三の十五 特定重要発電用原子炉施設（発電用原子炉施設であつて核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）については、当該特定重要発電用原子炉施設を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制

委員会規則で定める時期ごとに、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合その他の原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 第十六条の五第三項及び第四項の規定は、前項の検査のうち、特定重要発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものについての検査について準用する。

(定期安全管理検査)

第四十三条の三の十六 特定発電用原子炉施設（発電用の用に供する原子炉、その原子炉を格納するための容器その他の発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、当該特定発電用原子炉施設について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の検査（以下この条及び第四十三条の三の二十四において「定期事業者検査」という。）においては、その特定発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 定期事業者検査を行う特定発電用原子炉施設を設置する者は、当該定期事業者検査の際、特定発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものに関し、一定の期間が経過した後に第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が同条の技術上の基準に適合しなくなると見込まれる時期その他の原子力規制委員会規則で定める事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、原子力規制委員会規則で定める事項について、これを原子力規制委員会に報告しなければならない。

4 定期事業者検査を行う特定発電用原子炉施設を設置する者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期に、機構が行う審査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については、

原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

5 前項の審査は、発電用原子炉施設の安全管理を旨として、定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他原子力規制委員会規則で定める事項について行う。

6 第四十三条の三の十三第五項から第七項までの規定は、第四項の審査について準用する。この場合において、同条第五項から第七項までの規定中「第三項」とあるのは、「第四十三条の三の十六第四項」と読み替えるものとする。

(運転計画)

第四十三条の三の十七 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設置に係る発電用原子炉の運転計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉については、この限りでない。

(合併及び分割)

第四十三条の三の十八 発電用原子炉設置者である法人の合併の場合（発電用原子炉設置者である法人と発電用原子炉設置者でない法人が合併する場合において、

発電用原子炉設置者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る全ての発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

2 第四十三条の三の六第一項第一号から第三号まで及び第三項並びに第四十三条の三の七の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第四十三条の三の十九 発電用原子炉設置者について相続があつたときは、相続人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により発電用原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

(許可の取消し等)

第四十三条の三の二十 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に発電用原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができる。

一 第四十三条の三の七第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第四十三条の三の八第一項本文の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けなかったとき。

三 第四十三条の三の八第四項後段の規定に違反し、又は同条第六項の規定による命令に違反したとき。

四 第四十三条の三の二十三の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の三の二十四第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三条の三の二十六第二項において準用する第四十三条の規定による命令に違反したとき。

七 第四十三条の三の二十七第一項の規定に違反したとき。

八 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二三第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

十 第四十三条の三の二十八第一項の規定に違反したとき。

十一 第四十三条の三の二十八第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十二 第四十三条の三の三十一第二項に規定する延長した期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三条の三の三十一第四項の規定に違反して同条第一項に規定する運転することができる期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十四 第四十三条の三の三十二第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止したとき。

十五 第四十三条の三の三十二第二項の規定に違反したとき。

十六 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十八 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十九 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

二十 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

二十一 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

二十二 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項、第十一條第六項又は第十三條の二第二項の規定による命令に違反したとき。

(記録)

第四十三条の三の二十一 発電用原子炉設置者

置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、発電用原子炉の運転その他発電用原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設置者

置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置(重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。)を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設の保全

二 発電用原子炉の運転

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄

(運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。)

次条第一項において同じ。)

2

発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

(施設の使用の停止等)

第四十三条の三の二十三 原子力規制委員会

置者は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第四十三条の

三の十四の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づき原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、是正措置等を命ずることができる。

(保安規定)

第四十三条の三の二十四 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、溶接事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、

同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 発電用原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況（溶接事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項及び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。）について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第四十三条の三の二十四第四五項」と読み替えるものとする。

(発電用原子炉の譲受け等)

第四十三条の三の二十五 発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 第四十三条の三の六及び第四十三条の三の七の規定は、前項の許可に準用する。

3 第一項の許可を受けて発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の地位を承継する。

(発電用原子炉主任技術者)

第四十三条の三の二十六 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するものうちから、発電用原子炉主任技術者を選任しなければならない。

2 第四十条第二項、第四十二条及び第四十三条の規定は、前項の発電用原子炉主

任技術者について準用する。この場合において、第四十条第二項及び第四十三条中「試験研究用等原子炉設置者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、第四十二条第二項中「試験研究用等原子炉の」とあるのは「発電用原子炉の」と読み替えるものとする。

（核物質防護規定）

第四十三条の三の二十七 発電用原子炉設置者

置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の二十七第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

（核物質防護管理者）

第四十三条の三の二十八 発電用原子炉設置者

置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、「製錬施設」とあるのは「発電用原子炉施設」と読み替えるものとする。

第四十三条の三の二十九 原子力規制委員会

会は、申請により、格納容器、非常用電源設備その他の発電用原子炉施設に係る機械又は器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定機器」という。）の型式の設計について型式証明を行う。

2 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定機器の型式の設計が第四十三条の三の六第一項

第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定機器の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十三条の三の六第一項第四号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が同号の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 第一項の証明の手續その他型式証明に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（発電用原子炉施設に係る特定機器の型

式の指定)

第四十三条の三の三十 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の安全性の増進を図るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定機器（以下「型式設計特定機器」という。）をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型式設計特定機器について、外国において当該型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る当該型式設計特定機器が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。

一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。

二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しているものであること。

4 第一項の指定は、当該型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。

5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定機器が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国機器製造者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する型式設計特定機器の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国機器製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国機器製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。

二 原子力規制委員会がこの法律を施行するために必要があると認めて指定外国機器製造者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 原子力規制委員会がこの法律を施行するために特に必要があると認めてその職員に指定外国機器製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた型式設計特定機器の所

在すると認める場所において当該型式設計特定機器、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

7 第一項の指定の手續その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

(運転の期間等)
第四十三条の三の三十一 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三条の三の十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。

4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができ。

(発電用原子炉の廃止に伴う措置)

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉を廃止しようとするときは、当該発電用原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。

2 発電用原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、発電用原子炉設置者の廃止措置

について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可は、第四十三条の三の三十二第二項の認可に係る発電用原子炉について」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第四十三条の三の三十三 発電用原子炉設置者が第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の三の十八第一項若しくは第四十三条の三の十九第一項若しくは第四十三条の三の十九第一項の規定による承継がなかつたときは、旧発電用原子炉設置者等（第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消された発電用原子炉設置者又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡し

た場合において、第四十三条の三の十八第一項若しくは第四十三条の三の十九第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者を用い。以下同じ。）は、第四十三条の三の十四から第三の二十一から第四の三の三の二十四まで及び第四十三条の三の二十六から第四十三条の三の二十八までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお発電用原子炉設置者とみなす。

2 旧発電用原子炉設置者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項の規定により発電用原子炉設置者としての許可を取り消された日又は発電用原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧発電用原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔附則〕

三二四

規定は旧発電用原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は旧発電用原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三十三第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前三条第四項」とあるのは「第四十三条の三の三十三第二項において準用する前三条第四項」と、同条第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三条の三の三十三第二項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三条の三の三十三第一項」と、「加工事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、「第十六条の五」とあるのは「第四十三条の三の十四から第四十三条の三の十六まで」と読み替えるものとする。

第四十三条の四第一項中「。第七十三条において同じ」を削り、「原子炉施設内」を「発電用原子炉施設内」に、「第七十七条第六号の二」を「第七十七条第六号の五」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船

運航者」の下に「、発電用原子炉設置者」を加え、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、」に改める。

第五十一条の二第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船運航者」の下に「、発電用原子炉設置者」を加え、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

第五十二条第一項第三号中「原子炉設置者及び外国原子力船運航者」を「試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者」に改める。

第五章の三の次に次の一章を加える。

第五章の四 原子力事業者等の責務

第五十七条の九 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）は、この法律の規定に基づき、原子力施設における安全に関する最新の知見を踏

まえたつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止に関し、原子力施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務を有する。

第五十八条第一項中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）」を「原子力事業者等」に、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

第六十一条第一号及び第二号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同条第三号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「加工事業者」の下に「、発電用原子炉設置者」を加え、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改め、「第四十三条の三の三十三第二項」の下に「、第四十三条の三の三十三第二項」を、「第四十三条の三の三十三第四項」の

下に「、第四十三條の三の三十三第四項」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 発電用原子炉設置者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の発電用原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合
第六十一条の七中「第六十八條第十五項から第十八項まで」を「第六十八條第十六項から第十九項まで」に、「及び第五項」を「第三項及び第六項」に改める。
第六十一条の二三の二第二号中「第六

十八條第四項」を「第六十八條第五項」に、「第六十八條第十五項若しくは第十六項」を「第六十八條第十六項若しくは第十七項」に改める。
第六十二条の二第二項中「第二十三條第一項」の下に「、第四十三條の三の五第一項」を加える。

第六十二条の三中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改め、同条第一号中「原子炉設置者」を「、試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船運航者」の下に「、発電用原子炉設置者」を加え、「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改める。
第六十四条第三項中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改め、同項第一号中「原子炉設置者」を「、試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船運航者」の下に「、発電用原子炉設置者」を加え、「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改める。
第六十四条の二第二項中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。
第六十五条第一項中「並びに検査」の下に「、審査」を加え、同項第一号中「第二

十八條第三項」を「第四十三條の三の十一第三項」に、「含む。」及び「を含む。」に、「第二十九條第三項」を「第四十三條の三の十五第二項」に、「に規定する検査」を「及び第四十三條の三の十二第六項に規定する検査」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十三條の三の十三第三項及び第四十三條の三の十六第四項に規定する
審査 原子力規制委員会
第六十七條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 原子力規制委員会は、第一項の規定による報告の徴収のほか、第四十三條の三の三十第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により型式設計特定機器の型式について指定を受けた者に對し、必要な報告をさせることができる。

第六十七條の二第二項中「第二十九條まで」の下に「、第四十三條の三の十一、第四十三條の三の十二、第四十三條の三の十五」を加え、同条第三項中「第三十七條第五項」の下に「、第四十三條の三の二十四第五項」を加え、同条第四項中「第四十三條の二第二項」の下に「、第四十三條の三

の二十七第二項」を加える。

第六十八條第二項中「第二十八條の二第一項」の下に、「第四十三條の三の十三第一項」を加え、同條第十九項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同條第二十項とし、同條中第十八項を第十九項とし、第十五項から第十七項までを一項ずつ繰り下げ、同條第十四項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同條第十五項とし、同條第十三項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同條第十四項とし、同條第十二項を同條第十三項とし、同條第十一項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同條第十二項とし、同條第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同條第十一項とし、同條第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第八項を同條第九項とし、同條第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同條第八項とし、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項を同條第六項とし、同條第四項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、第四十三條の三の九第一項、第四十三條の三の十第一項、

第四十三條の三の十一第一項、第四十三條の三の十二第一項、第四十三條の三の十三第一項、第四十三條の三の十五第一項、第四十三條の三の十六第一項、第四十三條の三の二十四第五項及び第四十三條の三の三十第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第六十八條の二中「前條第七項」を「前條第八項」に改める。

第六十九條第一項中「第三十三條第二項」の下に、「第四十三條の三の二十第二項」を加え、「原子炉」を「試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉」に改め、同條第二項中「第四十三條の三第二項」の下に、「第四十三條の三の二十八第二項」を「第四十一條第三項」の下に、「第四十三條の三の二十」を加える。

第七十一條第一項中「第二十六條の二第一項若しくは」を「第二十六條の二第一項、」に改め、「若しくは第二項」の下に「、第四十三條の三の五第一項、第四十三

條の三の八第一項若しくは第四十三條の三の二十五第一項」を、「第三十一條第一項」の下に「若しくは第四十三條の三の十八第一項」を加え、同條第三項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船運航者」の下に、「発電用原子炉設置者」を、「第三十九條第一項若しくは第二項」の下に、「第四十三條の三の五第一項、第四十三條の三の二十五第一項」を加え、同條第四項中「第六十八條第六項及び第十一項」を「第六十八條第七項及び第十二項」に改め、同條第五項中「、第三十六條第一項」の下に、「第四十三條の三の八第六項、第四十三條の三の二十、第四十三條の三の二十三第一項」を加え、「及び」を「の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉の使用の停止の命令に限り、第四十三條の三の二十三第一項の規定による処分にあつては発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限り、」に、「、原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設」に改める。

第七十二條第一項中「第四十三條の二第一項」の下に、「第四十三條の三の二十七第一項」を加え、同條第二項中「第四十三條の二第二項」の下に「、第四十三條の三の二十七第二項」を、「第四十三條の三の三第一項」の下に「、第四十三條の三の二十二

第二項、第四十三條の三の二十八第一項」を加え、同条第四項中「第六十八條第六項及び第十一項」を「第六十八條第七項及び第十二項」に改め、同条第五項中「第三十九條第一項若しくは第二項」の下に、「第四十三條の三の五第一項、第四十三條の三の八第一項、第四十三條の三の二十五第一項」を、「第三十三條」の下に、「第四十三條の三の二十」を、「第四十三條の二第一項」の下に、「第四十三條の三の二十七第一項」を、「第四十三條の三の三十二第三項」の下に、「第四十三條の三の三十三第四項」を、「第四十三條の二第二項」の下に、「第四十三條の三の二十七第二項」を、「第四十三條の三の二十八第二項」を加える。

第七十三條 削除

第七十五條第一項第二号中「若しくは第二項」の下に、「第四十三條の三の五第一項、第四十三條の三の八第一項、第四十三條の三の二十五第一項」を加え、同項第三号中「第四十三條の三の二第三項」の下に、「第四十三條の三の三十二第三項」を、「第四十三條の三の三第四項」の下に、「第四十三條の三の三十三第四項」を、「第

四十三條の三の三第二項」の下に、「第四十三條の三の九第一項若しくは第二項、第四十三條の三の三十一第四項、第四十三條の三の三十二第二項、第四十三條の三の三十三第二項」を加え、同項第四号中「第二十九條第一項」の下に、「第四十三條の三の十一第一項、第四十三條の三の十五第一項若しくは第四項、第四十三條の三の十五第一項」を加え、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「第四十三條の三の二第三項」の下に、「第四十三條の三の三十二第三項」を、「第四十三條の三の三第四項」の下に、「第四十三條の三の三十三第四項」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第四十三條の三の二十九第一項の型式証明又は第四十三條の三の三十第一項の指定を受けようとする者

第七十五條第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 第四十三條の三の十三第三項又は第四十三條の三の十六第四項の審査を受けようとする者

第七十七條第四号、第五号及び第六号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条中第六号の二を第六号の五とし、第六号の次に次の三号を加える。

六の二 第四十三條の三の五第一項の許可を受けないで発電用原子炉を設置した者

六の三 第四十三條の三の二十第二項の規定による発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者

六の四 第四十三條の三の二十五第一項の許可を受けないで発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者

第七十八條第一号の二中「第三十六條第二項」の下に、「第四十三條の三の二十三第二項」を加え、同条第二号中「第三十七條第一項」の下に、「第四十三條の三の二十四第一項」を加え、同条第三号中「第三十七條第三項」の下に、「第四十三條の三の二十四第三項」を加え、同条第四号中「第三十七條第六項」の下に、「第四十三條の三の二十四第六項」を加え、同条第五号の二中「第四十三條の二第一項」の下に、「第四十三條の三の二十七第一項」を加え、同条第四号の三及び第四号の四中「第四十三條の二第二項」の下に、「第四十三條の三の二十七第二項」を加え、同条第五号中「第四十三條の三第一項」の下に、「第四十三條の三の二十八第一項」を加え、同条第五号の三中「第四十三條の三の二第二項」の下に、「第四十三條の三の三十二

第二項」を加え、同条第五号の四中「第四十三條の三の二第三項」の下に「、第四十三條の三の三十二第三項」を加え、同条第五号の五中「第四十三條の三の三第二項」の下に「、第四十三條の三の三十三第三項」を加え、同条第五号の六中「第四十三條の三の三第三項」の下に「、第四十三條の七中「第四十三條の三の三第四項」の下に「、第四十三條の三の三十三第四項」を加え、同条第八号中「第二十九條第一項」の下に「、第四十三條の三の十五第一項」を加え、同条第八号の二中「第三十六條第一項」の下に「、第四十三條の三の二十三第一項」を加え、同条第十二号中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改め、同条第十三号の二中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同号の次に次の七号を加える。

十三の三 第四十三條の三の八第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第四十三條の三の五第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更した者

十三の四 第四十三條の三の十一第一項の規定に違反して発電用原子炉施設を使用した者

十三の五 第四十三條の三の十二第一項又は第四項の規定に違反して燃料体を使用した者

十三の六 第四十三條の三の十三第一項又は第四十三條の三の十六第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

十三の七 第四十三條の三の十三第三項又は第四十三條の三の十六第四項の規定による審査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十三の八 第四十三條の三の二十六第一項の規定に違反した者

十三の九 第四十三條の三の三十二第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止した者

第七十九條第一号中「第三十四條」の下に「、第四十三條の三の二十一」を加える。

第八十條第八号中「第六十八條第十九項」を「第六十八條第二十項」に改め、同条第十号中「第四項又は第五項」を「第三項、第五項又は第六項」に改め、同条第十一号中「第四項まで又は第十二項」を「第五項まで又は第十三項」に改め、同条第十二号中「第六十八條第十三項」を「第六十八條第十四項」に改める。

第八十條の四第一号中「第六十七條第三項」を「第六十七條第四項」に改め、同条第二号中「第六十八條第五項」を「第六十八條第六項」に改める。

第八十一条第二号中「第十四号」を「第十三号の三から第十三号の七まで、第十四号」に改める。

第八十二条第二号中「第四十三條の三第二項」の下に「、第四十三條の三の二十八第二項」を加え、同条第五号中「第三十條」の下に「、第四十三條の三の十七」を加え、同条第六号中「第四十條第二項」の下に「(第四十三條の三の二十六第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十三条中「第三十二条第二項」の下に「、第四十三條の三の八第三項、第四十三條の三の十九第二項」を加える。

第八十五条第一項第一号中「及び第四項」を「及び第五項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第十八條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三條の三の三十三」を「第四十三條の三の三十四」に改める。

第四條第二号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合

するもの」を加える。

第八条の見出しを「合併及び分割」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合（当該許可に係る製錬の事業の全部を承継させる場合に限る。）を、」
「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により製錬の事業の全部を承継した法人」を加える。

第十三条第二項に次の二号を加える。

五 加工施設における放射線の管理に関する事項

六 加工施設において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

第十四条第一号中「その」を「重大事故（核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第二十一条の二第一項及び第二十二條の七の二第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の」に改め、「及び経理的基礎」を削り、同条第二号中「もの」の下に「とし

て原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

第十六条第一項中「又は第三号」を、「第三号、第五号又は第六号」に改める。

第十六条の二第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第十三条第一項」を「加工施設に関する設計及び工事の方法が第十三条第一項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「加工施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第十六条の三第二項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第十六条の四の二」に改める。

第十六条の四の次に次の一条を加える。
（加工施設の性能の維持）

第十六条の四の二 加工事業者は、加工施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその加工施設を維持しなければならない。ただし

し、第二十二條の八第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

第十六条の五第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改める。

第十八條の見出しを「合併及び分割」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合（当該許可に係る加工の事業の全部を承継させる場合に限る。）を、」
「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により加工の事業の全部を承継した法人」を加え、同条第二項中「及び」の下に「第二号並びに」を加える。

第二十一條の二第一項中「措置」の下に「（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）」を加える。

第二十一條の三第一項中「原子力規制委員会は」の下に「、加工施設の位置、構造若しくは設備が第十四條第三号の基準に適合していないと認めるとき」を加え、「第十六条の五第二項」を「第十六条の四の二」に改め、「ときは、」の下に「その」を、「対し、」の下に「当該」を加える。

第二十二條の二第一項中「有する者」の下に「であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもの」を加え

る。
第二十二條の七の次に次の一条を加える。

(加工施設の安全性の向上のための評価)
第二十二條の七の二 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その加工施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該加工施設の安全性について、自ら評価をしなければならぬ。ただし、次条第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該加工施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

一 加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生防止等」という。)のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する事項
イ 第十六條の二第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであ

つて事故の発生防止等に資する設備又は機器を設置すること。
ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

3 加工事業者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項(第五項において「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、次条第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした加工事業者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ず

ることができる。
5 加工事業者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

第二十二條の九第一項中「同じ。」は、
の下に、「第十六條の四の二」を加え、「第二十二條の七まで」を「第二十二條の七の二まで」に改め、同條第四項中「第十六條の五」を「第十六條の四の二、第十六條の五及び第二十二條の七の二」に改める。

第二十四條第一項第三号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加える。

第二十七條第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第二十三條第一項」を「試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法が第二十三條第一項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第二十八条第二項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第二十八条の三の」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

第二十八条の二の次に次の一条を加える。

(試験研究用等原子炉施設の性能の維持)
第二十八条の三 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその試験研究用等原子炉施設を維持しなければならない。

ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

第二十九条第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十六条の五第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

第三十一条の見出しを「合併及び分割」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合(当該許可に係る全ての試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継させる場合に限る。)」

を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継した法人」を加える。

第三十六条第一項中「原子力規制委員会は」の下に「、試験研究用等原子炉施設的位置、構造若しくは設備が第二十四条第一項第三号の基準に適合していないと認めるとき」を加え、「第二十九条第二項」を「第二十八条の三」に改め、「ときは」の下に「その」を、「対し、」の下に「当該」を加える。

第四十三条の三の三第一項中「同じ。」は「」の下に「、第二十八条の三」を加え、同条第四項中「第十六条の五」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二條の七の二」に、「第二十九条」を「第二十八条の三及び第二十九条」に改める。

第四十三条の三の六第一項第三号中「第四十三条の三の二十二第一項」の下に「及び第四十三条の三の二十九第二項第二号」を加え、同条第二項中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改める。

条の三の十第六項中「第四十三条の三の三十一第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改める。

第四十三条の三の十四ただし書、第四十三条の三の十五第一項ただし書、第四十三条の三の十六第一項ただし書及び第四項ただし書並びに第四十三条の三の十七ただし書中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第四十三条の三の二十第二項第十二号中「第四十三条の三の三十一第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同項第十三号中「第四十三条の三の三十一第四項」を「第四十三条の三の三十二第四項」に改め、同項第十四号中「第四十三条の三の三十二第一項」を「第四十三条の三の三十三第一項」に改め、同項第十五号中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第四十三条の三の三十三第二項中「第四十三条の三の二十八まで」を「第四十三条の三の二十九まで」に改め、同条第四項中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に、「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に、「第四十三条の三の三十三第一項」を「第四十三条の三

の三十四第一項」に、「第十六条の五」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二條の七の二」に改め、「第四十三條の三の十六まで」の下に「及び第四十三條の三の二十九」を加え、同條を第四十三條の三の三十四とする。

第四十三條の三の三十二第三項中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改め、同條を第四十三條の三の三十三とする。

第四十三條の三の三十一を第四十三條の三の三十二とし、第四十三條の三の三十を第四十三條の三の三十一とし、第四十三條の三の二十九を第四十三條の三の三十とし、第四十三條の三の二十八の次に次の一條を加える。

(発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価)

第四十三條の三の二十九 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その発電用原子炉施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該発電用原子炉施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除

き、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項

イ 第四十三條の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

3 発電用原子炉設置者は、第一項の評価

を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

5 発電用原子炉設置者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

第四十三條の五第一項第三号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加え、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」

に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、第四十三條の二十六の二第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定容器等の型式の設計は、前項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

第四十三條の八第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第四十三條の四第一項」を「使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法が第四十三條の四第一項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第四十三條の八第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合においては、第四十三條の二十六の三第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定容器等は、前項第二号の技術上の基準に

適合しているものとみなす。

第四十三條の九第二項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第四十三條の十の二」に改める。

第四十三條の十の次に次の一条を加える。

（使用済燃料貯蔵施設性能の維持）
第四十三條の十の二 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその使用済燃料貯蔵施設を維持しなければならない。ただし、

第四十三條の二十七第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

第四十三條の十一第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前條の」に改める。

第四十三條の十四の見出しを「合併及び分割」に改め、同條第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合（当該許可に係る貯蔵の事業の全部を承継させる場合に限る。）を」と「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により貯蔵の事業の全部を承継した法人」を加え、同條第二項中「第二項」を

「第三項」に改める。

第四十三條の十九第一項中「原子力規制委員会は」の下に「、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造若しくは設備が第四十三條の五第一項第三号の基準に適合していないと認めるとき」を加え、「第四十三條の十一第二項」を「第四十三條の十の二」に改め、「ときは、」の下に「その」を、「対し、」の下に「当該」を加える。

第四十三條の二十六の次に次の二條を加える。

（使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明）
第四十三條の二十六の二 原子力規制委員会は、申請により、使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の使用済燃料貯蔵施設に係る器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定容器等」という。）の型式の設計について型式証明を行う。

2 原子力規制委員会は、前項の申請があったときは、その申請に係る特定容器等の型式の設計が第四十三條の五第一項第三号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 その型式の設計について型式証明を受

けた者は、当該型式の特定容器等の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十三条の五第一項第三号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が同号の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三条の五第一項第三号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるときは、承認しなればならない。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が第四十三条の五第一項第三号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 第一項の証明の手続その他型式証明に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

(使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式の指定)

第四十三条の二十六の三 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵施設の安全性の増進を図るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定容器

等（以下「型式設計特定容器等」という。）をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型式設計特定容器等について、外国において当該型式設計特定容器等を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定容器等を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定容器等を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る型式設計特定容器等が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。

一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。

二 第四十三条の八第三項第二号の技術上の基準に適合しているものであること。

三 均一性を有するものであること。

4 第一項の指定は、当該型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。

5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定容器等が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すこ

とができる。

6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国容器等製造者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する特定容器等の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国容器等製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国容器等製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。

二 原子力規制委員会がこの法律を施行するために必要があると認めて指定外国容器等製造者等に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 原子力規制委員会がこの法律を施行するために特に必要があると認めてその職員に指定外国容器等製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた特定容器等の所在すると認める場所において当該特定容器等、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査

が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

7 第一項の指定の手続その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第四十三條の二十八第一項中「同じ。」は「の下に」、第四十三條の十の二を加え、同條第四項中「第十六條の五」を「第十六條の四の二、第十六條の五及び第二十二條の七の二」に、「第四十三條の十一」を「第四十三條の十の二及び第四十三條の十一」に改める。

第四十四條第二項に次の二号を加える。
七 再処理施設における放射線の管理に関する事項

八 再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

第四十四條の二第二項第二号中「その」を「重大事故（核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十八條第一項及び第五十條の四の二第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を

他の再処理の」に改め、「及び経理的基礎」を削り、同項第三号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 その事業を適確に遂行するに足りる

経理的基礎があること。

第四十四條の四第一項中「第六号」の下に「から第八号まで」を加える。

第四十五條第三項中「に係る設計及び工事の方法を削り、同項第一号中「第四十四條第一項」を「再処理施設に関する設計及び工事の方法が第四十四條第一項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「再処理施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第四十六條第二項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第四十六條の二の二」に改める。

第四十六條の二の二第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前條の」に改め、同條を第四十六條の二の三とし、第四

十六條の二の次に次の一条を加える。
（再処理施設の性能の維持）

第四十六條の二の二 再処理事業者は、再処理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその再処理施設を維持しなければならぬ。ただし、第五十條の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

第四十六條の五の見出しを「合併及び分割」に改め、同條第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合（当該許可に係る再処理の事業の全部を承継させる場合に限り。）を、「当該合併」の下に「又は分割」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により再処理の事業の全部を承継した法人」を加え、同條第二項中「及び第二号並びに」を「から第三号まで及び」に改める。

第四十八條第一項中「措置」の下に「（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）」を加える。

第四十九條第一項中「原子力規制委員会は」の下に「再処理施設の位置、構造若しくは設備が第四十四條の二第二項第四号の基準に適合していないと認めるとき」を

加え、「第四十六条の二の二第二項」を「第四十六条の二の二」に改め、「ときは」の下に「その」を、「対し、」の下に「当該」を加える。

第五十条の二第一項中「有する者」の下に「であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもの」を加える。

第五十条の四の次に次の一条を加える。
(再処理施設の安全性の向上のための評価)

第五十条の四の二 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その再処理施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該再処理施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、次条第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該再処理施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」とい

う。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項

イ 第四十五条第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

3 再処理事業者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定する方法その他原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届けなければならない。ただし、次条第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした再処理事業者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

5 再処理事業者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

第五十一条第一項中「及び第四十七条から第五十条の四まで」を、「第四十六条の二の三及び第四十七条から第五十条の四の二まで」に改め、同条第四項中「第十六条の五」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二条の七の二に」、「第四十六条の二の二」を「第四十六条の二の二、第四十六条の二の三及び第五十条の四の二」に改める。

第五十一条の三第二号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加える。

第五十一条の七第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第五十一条の二第一項」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

及び工事の方法が第五十一条の二第一項に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第五十一条の八第二項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第五十一条の九の二の」に改める。

第五十一条の九の次に次の一条を加える。

(特定廃棄物埋設施設等の性能の維持)

第五十一条の九の二 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにこれらの施設を維持しなければならない。ただし、第五十一条の二十四の二第一項又は第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）における当該認可を受けた計画に係る施設については、この限りでない。

第二編 核原燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔附則〕

第五十一条の十第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改める。

第五十一条の十二の見出しを「合併及び分割」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合（当該許可に係る廃棄物の全部を承継させる場合に限る。）を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により廃棄物の全部を承継した法人」を加える。

第五十一条の十七第一項中「原子力規制委員会は」の下に「、特定廃棄物埋設施設若しくは特定廃棄物管理施設の位置、構造若しくは設備が第五十一条の三第二号の基準に適合していないと認めるとき」を加え、「第五十一条の十第二項」を「第五十一条の九の二」に改め、「ときは、」の下に「その」を、「対し、」の下に「当該」を加える。

第五十一条の二十六第一項中「同じ。」は「の下に、第五十一条の九の二」を加え、同条第四項中「第十六条の五」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二條の七の二」に、「第五十一条の十」を「第五十一条の九の二及び第五十一条の十」に改める。

第五十三條第二号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に

適合するもの」を加える。

第五十五条の二に次の一項を加える。

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

第六十一条第十号中「第四十三條の三の三十三第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に、「第四十三條の三の三十三第四項」を「第四十三條の三の三十三第四項」に改める。

第六十五条第一項第一号中「第十六条の三第三項（の下に「第二十八條第三項」）を、「第十六条の五第三項（の下に「第二十九條第三項、」を加え、「第四十六條の二の三第三項」を「第四十六條の二の三第三項」に、「及び第五十一条の十第三項」を、「第五十一条の十第三項及び第五十五条の二第三項」に改める。

第六十七條第三項中「第四十三條の三の三十一第一項及び第四十三條の二十六の三第三十一項」に、「同項」を「第四十三條の三の三十一第一項」に改め、「受けた者」の下に「又は第四十三條の二十六の三第一項の規定により型式設計特定容器等の型式について指定を受けた者」を加える。

第六十七條の二第二項中「第十六条の三から第十六条の五まで、第二十八條から第二十九條まで」を「第十六条の三、第十六

条の四、第十六条の五、第二十八条、第二十八條の二、第二十九條」に、「第四十三條の九から第四十三條の十一まで、第四十六條から第四十六條の二の二まで、第五十一條の八から第五十一條の十まで」を「第四十三條の九、第四十三條の十、第四十三條の十一、第四十六條、第四十六條の二、第四十六條の二の三、第五十一條の八、第五十一條の九、第五十一條の十」に改める。

第六十八條第三項中「のほか」の下に「、第六十六條の二第一項、第六十六條の三第一項、第六十六條の四第一項、第六十六條の五第一項、第六十六條の五第一項、第六十六條の五第一項、第二十八條第一項、第二十八條の二第一項、第二十九條第一項、第三十七條第五項」を加え、「及び第四十三條の三の三十一第一項」を「、第四十三條の三の三十一第一項、第四十三條の八第一項、第四十三條の九第一項、第四十三條の十第一項、第四十三條の十一第一項、第四十三條の二十第五項、第四十三條の二十六の三第一項、第四十五條第一項、第四十六條第一項、第四十六條の二第一項、第四十六條の二の三第一項、第五十條第五項、第五十一條の七第一項、第五十一條の八第一項、第五十一條の九第一項、第五十一條の十第一項及び第五十一條の十八第五項」に改める。

第七十二條第五項中「第四十三條の三の

三十二第三項」を「第四十三條の三の三十三第三項」に、「第四十三條の三の三十三第四項」を「第四十三條の三の三十四第四項」に改める。

第七十五條第一項第三号中「第四十三條の三の三十二第三項」を「第四十三條の三の三十三第三項」に、「第四十三條の三の三十三第四項」を「第四十三條の三の三十三第四項」に、「第四十三條の三の三十一第四項、第四十三條の三の三十二第二項、第四十三條の三の三十三第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項、第四十三條の三の三十三第四第二項」に改め、同項第四号中「第四十六條の二の二第一項」を「第四十六條の二の三第一項」に改め、同項第六号中「第四十三條の三の三十二第三項」を「第四十三條の三の三十三第三項」に、「第四十三條の三の三十三第四項」を「第四十三條の三の三十四第四項」に改め、同項第七号中「第四十三條の三の二十九第一項」を「第四十三條の三の三十第一項若しくは第四十三條の二十六の二第一項」に、「第四十三條の三の三十第一項」を「第四十三條の三の三十一第一項若しくは第四十三條の二十六の三第一項」に改める。

第七十八條第五号の三中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の

三十三第二項」に改め、同条第五号の四中「第四十三條の三の三十二第三項」を「第四十三條の三の三十三第三項」に改め、同条第五号の五中「第四十三條の三の三十三第二項」を「第四十三條の三の三十四第二項」に改め、同条第五号の六中「第四十三條の三の三十三第三項」を「第四十三條の三の三十四第三項」に改め、同条第五号の七中「第四十三條の三の三十三第四項」を「第四十三條の三の三十四第四項」に改め、同条第六号中「又は第三号」を「、第三号、第五号又は第六号」に改め、同条第八号中「第四十六條の二の二第一項」を「第四十六條の二の三第一項」に改め、同条第十三号の九中「第四十三條の三の三十二第一項」を「第四十三條の三の三十三第一項」に改め、同条第十七号中「第六号」の下に「から第八号まで」を加える。

第八十二條第四号の次に次の三号を加える。

四の二 第二十二條の七の二第三項、第四十三條の三の二十九第三項若しくは第五十條の四の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四の三 第二十二條の七の二第四項、第四十三條の三の二十九第四項又は第五十條の四の二第四項の規定による命令に違反した者

四の四 第二十二條の七の二第五項、第四十三條の三の二十九第五項若しくは第五十條の四の二第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九條 この法律の施行の際現に附則第十五條の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「旧規制法」という。）第三條第一項若しくは第四十四條第一項の規定によりされている指定、旧規制法第六條第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十三條第一項、第二十六條第一項、第三十九條第一項若しくは第四十三條の四第一項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の十九第一項、第五十二條第一項若しくは第五十五條第一項の規定によりされている許可又は旧規制法第八條第一項、第三十一條第一項、第四十三條の十四第一項、第四十六條の五第一項若しくは第五十一條の十二第一項の規定によりされている認可は、それぞれ附則第十五條の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条

において「新規制法」という。）第三條第一項若しくは第四十四條第一項の規定によりされた指定、新規制法第六條第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十三條第一項、第二十六條第一項、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第四十五條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の十九第一項、第五十二條第一項若しくは第五十五條第一項の規定によりされた許可又は新規制法第八條第一項、第三十一條第一項、第四十三條の十四第一項、第四十六條の五第一項若しくは第五十一條の十二第一項の規定によりされた認可とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧規制法第三條第一項若しくは第四十四條第一項の規定による指定、旧規制法第六條第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十三條第一項、第二十六條第一項、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十二條第一項若しくは第五十五條第一項の規定による許可又は旧規制法第八條第一項、第三十一條第一項、第四十三條の十四第一項、第四十六條の五第一項若し

くは第五十一條の十二第一項の規定による認可についてされている申請は、それぞれ新規制法第三條第一項若しくは第四十四條第一項の規定による指定、新規制法第六條第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十三條第一項、第二十六條第一項、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の十九第一項、第五十二條第一項若しくは第五十五條第一項の規定による許可又は新規制法第八條第一項、第三十一條第一項、第四十三條の十四第一項、第四十六條の五第一項若しくは第五十一條の十二第一項の規定による認可についてされた申請とみなす。

第二十條 附則第一條第三号に掲げる規定の施行前に附則第十六條による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。）以下この条において「第三号旧規制法」という。）の規定により文部科学大臣がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、附則第十六條による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(これに基づく命令を含む。以下この条において「第三号新規制法」という。)の相当規定に基づいて、原子力規制委員会がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三号旧規制法の規定により文部科学大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、第三号新規制法の相当規定に基づいて、原子力規制委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第三号旧規制法の規定により文部科学大臣に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第三号新規制法の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、第三号新規制法又はこれに基づく命令の規定を適用する。

4 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する第三号旧規制法の規定により発せられた文部科学省令は、第三号新規制法の相当規定に基づいて発せられた相当の原子力規制委員会規則としての効力

を有する。

第二十一条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に附則第十七条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「第四号旧規制法」という。)第二十三条第一項の規定による許可(旧発電用原子炉(第四号旧規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。))以外の旧原子炉(第四号旧規制法第二条第四項に規定する原子炉をいう。次項において同じ。)の設置に係るものに限る。)についてされている申請は、附則第十七条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「第四号新規制法」という。)第二十三条第一項の規定による許可についてされた申請とみなす。

2 第四号旧規制法第四章の規定若しくはこれに基づく命令の規定により旧発電用原子炉以外の旧原子炉に係る旧原子炉設置者(第四号旧規制法第二十三条の二第一項に規定する原子炉設置者をいう。以下同じ。)に対してした処分、手続その他の行為又は同章の規定若しくはこれに基づく命令の規定により旧発電用原子炉以外の旧原子炉に係る旧原子炉設置者がした手続その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、附則第一条第四号に掲げる規定の施行

後は、第四号新規制法第四章第一節の規定若しくはこれに基づく命令の相当規定により試験研究用等原子炉設置者(第四号新規制法第二十三条の二第一項に規定する試験研究用等原子炉設置者をいう。以下この項において同じ。)に対してしたものの又は同節の規定若しくはこれに基づく命令の相当規定により試験研究用等原子炉設置者がしたものとみなす。

第二十二條 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法第二十三条第一項若しくは第三十九条第一項の規定によりされている許可又は第四号旧規制法第三十一条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二第二項、同条第三項において準用する第四号旧規制法第十二条の六第三項、第四号旧規制法第四十三条の三の三第二項若しくは同条第四項において準用する第四号旧規制法第十二条の七第四項の規定によりされている認可であつて旧発電用原子炉に係る旧原子炉設置者に係るものは、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定によりされた許可又は第四号新規制法第四十三条の三の十八第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の三の三十二第二項、同

条第三項において準用する第四号新規制法第十二条の六第三項、第四号新規制法第四十三条の三の三十三第二項若しくは同条第四項において準用する第四号新規制法第十二条の七第四項の規定によりされた認可とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法第二十三条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による許可又は第四号旧規制法第三十一条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二第二項、同条第三項において準用する第四号旧規制法第十二条の六第三項、第四号旧規制法第四十三条の三の三第二項若しくは同条第四項において準用する第四号旧規制法第十二条の七第四項の規定による認可であつて旧発電用原子炉に係る旧原子炉設置者に係るものについてされている申請は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定による許可又は第四号新規制法第四十三条の三の十八第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の三の三十二第二項、同条第三項において準用する第四号新規制法第十二条の六第三項、第四号新規制法第四十三条の三の三十三第二項若しくは同条第四項にお

て準用する第四号新規制法第十二条の七第四項の規定による認可についてされた申請とみなす。

第二十三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧発電用原子炉を設置している者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該旧発電用原子炉に係る第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第九号及び第十号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第四号新規制法第四十三条の三の六第一項第二号から第四号まで（附則第一条第五号に掲げる規定の施行後においては、附則第十八条の規定による改正後の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第五号新規制法」という。）第四十三条の三の六第一項第二号から第四号まで）に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ずることができ、
2 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出を受理した場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。
3 第四号新規制法第七十一条第五項の規定

は、第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法第二十三条第一項の規定による許可（旧発電用原子炉に係るものに限る。）の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該申請に係る旧発電用原子炉に係る第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第九号及び第十号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

5 原子力規制委員会は、第一項に規定する者が同項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて当該届出又は命令に係る新発電用原子炉（第四号新規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）の運転の停止を命ずることができ、
6 第四号新規制法第六十九条及び第七十一条第五項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。
7 第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
8 第五項の規定による新発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者は、三年以下

の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。

第二十四条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法第二十六条第一項の規定によりされた変更の許可又は同号に掲げる規定の施行の際現に同項の規定によりされている変更の許可の申請（これらの変更が第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみに該当する場合を除く。）は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定によりされた変更の許可又は変更の許可の申請とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法第二十六条第一項の規定によりされた変更の許可又は同号に掲げる規定の施行の際現に同項の規定によりされている変更の許可の申請（これらの変更が第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみに該当する場合に限る。）は、当該変更の許可にあつては同号に掲げる規定の施行後

は第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の規定によりされた届出であつてその届出が受理された日から三十日を経過したものとみなし、当該変更の許可の申請にあつては同号に掲げる規定の施行の日において同項の規定によりされた届出とみなす。

第二十五条 附則第二十二條第一項の規定に
よる第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた
第四号旧規制法第二十三条第一項の規定に
よる許可に係る旧発電用原子炉であつて附
則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現
に設置されているもの（次項において「既
設発電用原子炉」という。）に対する第四
号新規制法第四十三条の三の三十一第一項
（附則第一条第五号に掲げる規定の施行後
においては、第五号新規制法第四十三条の
三の三十二第一項。以下この項において同
じ。）の規定の適用については、第四号新
規制法第四十三条の三の三十一第一項中
「第四十三条の三の十一第一項」とあるの
は、「原子力規制委員会設置法（平成二十
四年法律第四十七号）附則第四十一条の規
定による改正前の電気事業法（昭和三十
九年法律第七十号）第四十九条第一項」と
する。

2 前項の規定にかかわらず、既設発電用原子炉のうち、附則第一条第四号に掲げる規

定の施行の日において、その設置の工事について最初に附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（以下「旧電気事業法」という。）第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して三十七年を経過しているものに対する第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項（附則第一条第五号に掲げる規定の施行後においては、第五号新規制法第四十三条の三の三十二第一項。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項中「当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三条の三の三十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年」とあるのは、「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第十七条の規定の施行の日から起算して三年」とする。

第二十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされている許可の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、第四号新規制法又はこれに基づく命令の規定を適用する。

第二十七条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に附則第十八条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第五号旧規制法」という。）第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定によりされている指定、第五号旧規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第

一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十二条の五第一項の規定によりされている許可又は第五号旧規制法第十八条第一項若しくは第四十六条の五第一項の規定によりされている認可は、それぞれ第五号新規制法第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定によりされた指定、第五号新規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十二条の五第一項の規定によりされた認可とみなす。

2 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定、第

五号旧規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十二条の五第一項の規定による許可又は第五号旧規制法第十八条第一項若しくは第四十六条の五第一項の規定による認可については、それぞれ第五号新規制法第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定、第五号新規制法第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十二条の五第一項の規定による許可又は第五号新規制法第十八条第一項若しくは第四十六条の五第一項の規定による認可についてされた申請とみなす。

第二十八条 附則第一条第五号に掲げる規定

書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

5 原子力規制委員会は、再処理事業者が第一項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、第五号新規制法第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずることができる。

6 第五号新規制法第六十九条及び第七十一条第六項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

7 第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

8 第五項の規定による事業の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前二項の罰金刑を科する。

第三十条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第五号新規制法又

はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされている許可の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、第五号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

3 附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第五号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、第五号新規制法又はこれに基づく命令の規定を適用する。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第三十二条 (略)

(放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正)

第三十三条 (略)

(放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 (略)

(電気工事士法の一部改正)

第三十五条 (略)

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第三十六条・第三十七条 (略)

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第三十八条・第三十九条 (略)

(電気事業法の一部改正)

第四十条・第四十一条 (略)

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条・第四十七条 (略)

(登録免許税法の一部改正)

第四十八条 (略)

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第四十九条 (略)

(地価税法の一部改正)

第五十条 (略)

(環境基本法の一部改正)

第五十一条 (略)

(財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部改正)

第五十二条 (略)

(独立行政法人通則法の一部改正)

第五十三条 (略)

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第五十四条・第五十五条 (略)

(原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第五十六条 (略)

(独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部改正)

第五十七条・第五十八条 (略)

(循環型社会形成推進基本法の一部改正)

第五十九条 (略)

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)

第六十条・第六十一条 (略)

(行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正)

第六十二条 (略)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正)

第六十三条 (略)

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部改正)

第六十四条・第六十五条 (略)

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第六十六条・第六十七条 (略)

(独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正)

第六十八条・第六十九条 (略)

(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部改正)

第七十条・第七十一条 (略)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七十二条 (略)

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十三条 (略)

(放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正)

第七十四条 (略)

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第七十五条 (略)

(平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の一部改正)

第七十六条 (略)

(原子力損害賠償支援機構法の一部改正)

第七十七条・第七十八条 (略)

(東日本大震災における原子力発電所の事

故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律の一部改正)

第七十九条 (略)

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正)

第八十条 (略)

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴う調整規定)

第八十一条 (略)

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の一部改正)

第八十二条 (略)

(国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の一部改正)

第八十三条 (略)

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第八十四条 (略)

(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第八十五条 (略)

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十六条 この法律〔附則第一条各号に掲

げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八十八条 （内閣府設置法の一部改正）

第八十九条 （略）

（国家行政組織法の一部改正）

第九十条 （略）

（文部科学省設置法の一部改正）

第九十一条 （略）

（経済産業省設置法の一部改正）

第九十二条 （略）

（国土交通省設置法の一部改正）

第九十三条 （略）

（環境省設置法の一部改正）

第九十四条 （略）

（復興庁設置法の一部改正）

第九十五条 （略）

（原子力規制委員会設置法の一部改正）

第九十六条 （略）

（検討）

第九十七条 附則第十七条及び第十八条の規

定による改正後の規定については、その施行の状況を勘案して速やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附則

（平成二十五年一月二日法律第八二号
（独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律）抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

注 「政令で定める日」は平成二十六年二月政令第三七号により、平成二十六年三月一日から施行

（独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止）

第二条 （略）

（原子力規制委員会職員の採用）

第三条・第四条 （略）

（原子力規制委員会職員となった者に関する経過措置）

第五条

（略）

（独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止に伴う経過措置）

第九条・第十条 （略）

（罰則に関する経過措置）

第十一条 （略）

（政令等への委任）

第十二条 （略）

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第十三条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第六章の三 機構の行う溶接検査等（第六十一条の二十四―第六十一条の二十七）」を削る。

第十六条の三第三項及び第四項を削る。

第十六条の五第三項及び第四項を削る。

第四十三条の三の十一第三項を削る。

第四十三条の三の十二第六項及び第七項を削る。

第四十三条の三の十三第三項中「第七項」を「第六項」に改め、「機構」を「原子力規制委員会」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前項の規定により通知を受けた」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第四十三条の三の十五第二項を削る。

第四十三条の三の十六第四項中「機構」を「原子力規制委員会」に改め、同条第六項中「から第七項までの規定は」を「及び第六項の規定は」に、「から第七項までの規定中」を「及び第六項中」に改める。

第四十三条の九第三項を削る。

第四十三条の十一第三項を削る。

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律〔附則〕

三三八

第四十六条第三項を削る。

第四十六条の二の三第三項を削る。

第五十一条の六第三項及び第四項を削る。

第五十一条の八第三項を削る。

第五十一条の十第三項を削る。

第五十九条第三項中「(第六十一条の二十六第一項において「承認容器」という。)を削る。」

第六十一条の二第四項及び第五項を削る。

第六十一条の七中「第六十八条第十六項から第十九項まで」を「第六十八条第十一項から第十四項まで」に、「第三項及び第六項」を「及び第三項」に改める。

第六十一条の二三の二第二号中「第六十八条第十六項若しくは第十七項」を「第六十八条第十一項若しくは第十二項」に改める。

第六章の三を削る。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条 削除

第六十六条を削り、第六十六条の二を第六十六条とする。

第六十七条第四項を削り、同条第五項中「及び前項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第六十七条の二第二項を次のように改め

る。

2 原子力施設検査官は、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項若しくは第四項、第十六条の五第一項、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第二十九条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の三の十二第一項若しくは第四項、第四十三条の三の十五、第四十三條の九第一項、第四十三條の十第一項若しくは第四項、第四十三條の十一第一項、第四十六條第一項、第四十六條の二第一項若しくは第四項、第四十六條の二の三第一項、第五十一條の八第一項、第五十一條の九第一項若しくは第四項、第五十一條の十第一項、第五十五條の二第一項、第五十五條の三第一項若しくは第六十四條の三第七項(施設に係る部分に限る。)の検査又は第四十三條の三の十三第三項若しくは第四十三條の三の十六第四項の審査に関する事務に従事する。

第六十八条第三項中「第四十三條の三の十五第一項」を「第四十三條の三の十五」に改め、同条第五項中「第十四項」を「第九項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七

項とし、同条第十三項を同条第八項とし、同条第十四項中「第十九項」を「第十四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項を同条第十一項とし、同条第十七項から第十九項までを五項ずつ繰り上げ、同条第二十項中「第十六項」を「第十一項」に「き損してはならない」を「毀損してはならない」に改め、同項を同条第十五項とする。

第六十八條の二を削り、第六十八條の三を第六十八條の二とする。

第七十条第一項中「又は機構が行う検査若しくは確認の業務に係る処分若しくはその不作為」、「指定保障措置検査等実施機関が行う処分については」及び「機構が行う処分又はその不作為については次の各号に掲げる検査又は確認の区分に応じ当該各号に定める大臣又は委員会に」を削り、同項各号を削る。

第七十一条第四項中「第六十八條第七項及び第十二項」を「第六十八條第六項及び第七項」に改め、同条第六項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は機構」を削る。

第七十二条第四項中「第六十八條第七項及び第十二項」を「第六十八條第六項及び第七項」に改める。

第七十五条第一項第四号中「第四十三條

の三の十五第一項」を「第四十三條の三の十五」に改め、同條第二項中「機構の行う検査又は確認を受けようとする者の納めるものについては機構の、その他のものについては」を削り、同條第三項中「機構が行う検査又は確認に係るものを除く。」を削る。第七十六條中「の規定（機構が行う検査又は確認に係るものを除く。）」を削る。第七十八條第八号中「第四十三條の三の十五第一項」を「第四十三條の三の十五」に改め、同條第二十四号の二中「すべて」を「全て」に改め、同條第二十八号中「第六十六條の二第二項」を「第六十六條第二項」に改め、同條第三十一号中「第六十八條の三」を「第六十八條の二」に改める。

第八十條第八号中「第六十八條第二項」を「第六十八條第十五項」に改め、同條第十号中「第六十七條第一項」を「第六十七條（第一項）に、「に限る。」、第二項、第三項、第五項又は第六項」を「を除く。」を除く。」「第八項」に改め、同條第十一号中「第二項」を「第八項」に改め、同條第十二号中「第六十八條第十四項」を「第六十八條第九項」に改める。

第八十條の四を削り、第八十條の五を第八十條の四とする。

第八十一條の二を削る。

第八十五條第一項第一号中「第五項」を

「第四項」に改める。

（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 施行日前に前條の規定による改正前の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「旧規制法」という。）の規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、同條の規定による改正後の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（これに基づく命令を含む。次項において「新規制法」という。）の相当規定に基づいて、原子力規制委員会又は国土交通大臣がした検査、確認、審査その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧規制法の規定により機構に対してされている申請その他の行為は、新規制法の相当規定に基づいて、原子力規制委員会又は国土交通大臣に対してされた申請その他の行為とみなす。

第十五條（略）
（独立行政法人通則法の一部改正）
（独立行政法人通則法の一部改正に伴う経過措置）

第十六條（略）
（独立行政法人放射線医学総合研究所法の

一部改正）

第十七條（略）
（独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）

第十八條（略）

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十九條（略）

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十條（略）

（原子力規制委員会設置法の一部改正）

第二十一條（略）

（調整規定）

第二十二條（略）

第二十三條 施行日が原子力規制委員会設置法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第二十一條（同法附則第十八條の改正規定に限る。）の規定は適用せず、附則第十三條のうち次の表の上欄に掲げる核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六條の五 第三項及び 第五項	第十六條の五 第三項及び 第五項	第十六條の五 第三項及び 第五項
及び第四項を	及び第四項を	四項を削る。

削る改正規定	削る。	第二十八条第三項を削る。 第二十九条第三項を削る。
第五十一条の十第三項を削る改正規定	第五十一条の十第三項を削る。	第五十一条の十第三項を削る。 第五十五条の二第三項を削る。

附 則

（平成二六年六月一三日法律第六九号
（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。
（地方公営企業法等の一部改正に伴う調整規定）

第二条 （略）

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第三条 （略）

（電気事業法の一部改正に伴う調整規定）

第四条 （略）

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為

為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴え

の提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 （略）

（公職選挙法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 （略）

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則

（平成二八年五月一八日法律第四二号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（ただし書略）

注 「政令で定める日」は平成二九年一〇月政令第二六五号により、平成三〇年一月三十一日か

ら施行

附 則 (平成二九年四月一四日法律第一五号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (前略) 附則第十三条から第十七条まで(中略)の規定 公布の日又は平成二九年四月一日のいずれか遅い日

二 第一条の規定(中略) 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

注 「政令で定める日」 平成二九年六月政令第一七一号により、平成二九年七月一〇日から施行

四 第二条の規定並びに次条(中略)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

注 「政令で定める日」 平成二九年一月政令第三一〇号により、平成三〇年一〇月一日から施行

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の核原料

第二編 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(附則)

物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下この条において「第四号旧原子炉等規制法」という。)第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定を受けている者、第四号旧原子炉等規制法第十三条第一項、第二十三条第一項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の四第一項若しくは第五十一条の四第二項の許可を受けている者又は第四号旧原子炉等規制法第五十二条第一項の許可を受けている者(第二条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下この条において「第四号新原子炉等規制法」という。)第五十七条の四第一項の政令で定める核燃料物質に該当する核燃料物質を使用している者に限る。)についての第四号新原子炉等規制法第十二条の五の第二第一項、第二十二條の七の第三第一項、第四十三條の三第一項、第四十三條の三の第三第一項、第四十三條の四の三第一項、第五十一条の二十四の三第一項及び第五十七条の四第一項の規定の適用については、第四号新原子炉等規制法第十二條の五の第二第一項、第二十二條の七の第三第一項、第四十三條の二十六の四第一項、第五十条の四の三第一項及び第五十一条の二十四の

三第一項中「その事業を開始しようとするときは」とあり、並びに第四号新原子炉等規制法第五十七条の四第一項中「政令で定める核燃料物質の使用を開始しようとするときは」とあるのは「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十五号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内に」と、第四号新原子炉等規制法第四十三條の三第一項中「試験研究等原子炉の運転を開始しようとするときは、当該」とあり、及び第四号新原子炉等規制法第四十三條の三の三十三第一項中「発電用原子炉の運転を開始しようとするときは、当該」とあるのは「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十五号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内に、その」とする。

第三条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「旧原子炉等規制法」という。)第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定

によりされている指定、旧原子炉等規制法第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第四十三條の三の五第一項、第四十三條の四第一項、第五十一條の二第一項若しくは第五十二條第一項の規定によりされている許可又は旧原子炉等規制法第十六條の二第一項若しくは第二項、第二十七條第一項若しくは第二項、第四十三條の三の九第一項若しくは第二項、第四十三條の八第一項若しくは第二項、第四十五條第一項若しくは第二項若しくは第五十一條の七第一項若しくは第二項の規定によりされている認可は、それぞれ第三條の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新原子炉等規制法」という。）第三條第一項若しくは第四十四條第一項の規定によりされた指定、新原子炉等規制法第十三條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第四十三條の三の五第一條の二第一項若しくは第五十二條第一項の規定によりされた許可又は新原子炉等規制法第十六條の二第一項若しくは第二項、第二十七條第一項若しくは第二項、第四十三條の三の九第一項若しくは第二項、第四十三條の八第一項若しくは第二項、第四

十五條第一項若しくは第二項若しくは第五十一條の七第一項若しくは第二項の規定によりされた認可とみなす。

（処分等の効力）

第十四條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。次条において同じ。）の施行前に改正前のそれらの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相當の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相當の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十五條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（原子力規制委員会による準備）

第十七條 原子力規制委員会は、新原子炉等

規制法第二條第十一項に規定する原子力規制検査の円滑な実施を確保するため、検査に係る体制の整備、職員の能力の向上を図るための研修の実施その他必要な準備を行うものとする。

（検討）

第十八條 政府は、この法律の施行後五年以内、この法律による改正後のそれぞれに法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(次の法律は、この巻の編集時現在未施行)
核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律の一部を改正す
る法律

(平成九年六月十三日)
法律第八十号

改正 平成二年 六月六日法律第七十五号
同一年二月三日同第六〇号
同一年二月六日同第六二号
同一年二月八日同第六七号
同一年五月二〇日同第四四号
同一年五月一日法律第三八号
平成九年 四月十四日同第一五号
同一年 四月十四日同第一五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規
制に関する法律(昭和三十二年法律第六
十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第七十七条」を「第七十六条の
二」に改める。

第一条中「研究、開発及び利用」を「利
用等」に改める。

第六十七条の二を第六十七条の三とし、
第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二 文部科学大臣は、包括的
核実験禁止条約(以下「条約」という。
)により設立される包括的核実験禁止条約
機関(以下単に「包括的核実験禁止条約
機関」という。又は条約の締約国たる
外国の政府(以下「締約国政府」とい
う。))から条約の定めるところにより要
請があつた場合にあつては、包括的核実

験禁止条約機関又は当該締約国政府に対
して説明を行うために必要な限度におい
て、核燃料物質を取り扱う者その他の者
に対し、その要請に係る事項に関し報告
をさせることができる。

2 文部科学大臣は、第六十八条の三第一
項の規定による撮影、測定、観測、調査
又は核実験が行われた場合にあつては、包
括的核実験禁止条約機関に対して説明を
行うために必要な限度において、関係者
に対し、当該撮影、測定、観測、調査又
は取去の対象となつた土地等に関し報告
をさせることができる。

第六十八条の三を第六十八条の四とし、
第六十八条の二の次に次の一条を加える。
(包括的核実験禁止条約機関の指定する
者等の立入検査等)

第六十八条の三 包括的核実験禁止条約機
関の指定する者は、文部科学大臣の指定
するその職員及び外務大臣の指定するそ
の職員の立会いの下に、条約で定める範
囲内において、包括的核実験禁止条約機
関が指定する区域内の土地又は工作物に
立ち入り、土地、工作物その他必要な物
件を撮影し、放射能水準を測定し、地震
を観測し、土地の状況を調査し、又は試
験のため必要な最小限度の量に限り、必
要な試料の取去(土地の掘削を伴う場合

を含む。)をすることができる。
2 締約国政府の指定する者は、条約で定
める範囲内において、前項の規定による
撮影、測定、観測、調査又は取去に立ち
会ふことができる。

3 第一項の規定により撮影、測定、観
測、調査又は取去に立ち会ふ職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、かつ、関
係者の請求があるときは、これを提示し
なければならぬ。
第八章中第七十七条の前に次の一条を加
える。

第七十六条の二 核爆発を生じさせた者
は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。
第七十八条第三十一号中「第六十八条の
三」を「第六十八条の四」に改める。

第八十条中第十二号を第十三号とし、第
十一号を第十二号とし、第十号の次に次の
一号を加える。

十一 第六十七条の二第一項又は第二項
の報告をせず、又は虚偽の報告をした
者

第八十条に次の二号を加える。
十四 第六十八条の三第一項の規定によ
る立入り、撮影、測定、観測、調査又
は取去を拒み、妨げ、又は忌避した者
十五 第六十八条の三第二項の規定によ

る立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者第八十条の五を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
第七十六条の二の罪は、刑法第三条の例に従う。

注 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律は、平成二十九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

目次中「第七十七条」を「第七十六条の二」に改める。

第一条中「研究、開発及び利用」を「利用等」に改める。

第六十七条の二を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二 原子力規制委員会は、包括的核実験禁止条約（以下「条約」という。）により設立される包括的核実験禁止条約機関（以下単に「包括的核実験禁止条約機関」という。）又は条約の締約国たる外国の政府（以下「締約国政府」という。）から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関又は当該締約国政府に対して説明を行うために必要な限度において、核燃料物質を取り扱う者その他の者に対

し、その要請に係る事項に関し報告をさせることができる。

2 原子力規制委員会は、第六十八条の二第一項の規定による撮影、測定、観測、調査又は取去が行われた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関に対して説明を行うために必要な限度において、関係者に対し、当該撮影、測定、観測、調査又は取去の対象となつた土地等に関し報告をさせることができる。
第六十八条の二を第六十八条の三とし、第六十八条の次に次の一条を加える。

（包括的核実験禁止条約機関の指定する者等の立入検査等）
第六十八条の二 包括的核実験禁止条約機関の指定する者は、原子力規制委員会の指定するその職員及び外務大臣の指定する当該職員の立会ひの下に、条約で定める範囲内において、包括的核実験禁止条約機関が指定する区域内の土地又は工作物に立ち入り、土地、工作物その他必要な物件を撮影し、放射能水準を測定し、地震を観測し、土地の状況を調査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、必要な試料の取去（土地の掘削を伴う場合を含む。）をすることができる。

2 締約国政府の指定する者は、条約で

定める範囲内において、前項の規定による撮影、測定、観測、調査又は取去に立ち会ふことができる。

3 第一項の規定により撮影、測定、観測、調査又は取去に立ち会ふ当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
第十四章中第七十七条の前に次の一条を加える。

第七十六条の二 核爆発を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第七十八条第三十一号中「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に改める。

第八十条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 第六十七条の二第一項又は第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十条に次の二号を加える。

十四 第六十八条の二第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避した者

十五 第六十八条の二第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避

した者
第八十条の四を同条第二項とし、同条
に第一項として次の一項を加える。
第七十六条の二の罪は、刑法第三条の
例に従う。

附則

改正 平成一九年五月二日法律第 三八号
(施行期日)

1 この法律は、包括的核実験禁止条約が
日本国について効力を生ずる日から施行
する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日が中央省庁等改革
関係法施行法(平成十一年法律第六十
号)の施行の日前である場合には、同法
第九百四条(核原料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律第六十七
条の二の改正規定に係る部分に限る。)中
「第六十七条の二第二項」とあるのは、
「第六十七条の三第二項」とする。

3 この法律の施行の日がテロリストによ
る爆弾使用の防止に関する国際条約の締
結に伴う関係法律の整備に関する法律
(平成十三年法律第二百一十一号)の施行
の日前である場合には、同法附則第二
条第二項中「第七十六条の四」とあるの
は、「第七十六条の五」とする。

安全管理審査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第七十八条の規定により第五十一条第三項若しくは第五十五条第四項の登録を取り消し、又は登録安全管理審査機関に対し安全管理審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録安全管理審査機関が天災その他の事由により安全管理審査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があることが認めるときは、当該安全管理審査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 経済産業大臣が前項の規定により安全管理審査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における安全管理審査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律との関係）

第十二条の三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた発電用原子炉施設（原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。）の設置又は変更の工事の計画に係

る原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に対する第四十七条第三項又は第四十八条第三項の規定の適用については、当該工事の計画が第四十七条第三項第一号に掲げる要件（第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。次項において同じ。）又は第四十八条第三項第一号に掲げる要件（第四十七条第三項第一号に掲げる要件（第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。）に限る。）に該当する部分に限る。

2 原子炉等規制法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をした発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画（同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）に係る原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に対する第四十七条第三項又は第四十八条第三項の規定の適用については、当該工事の計画が第四十七条第三項第一号に掲げる要件又は第四十八条第三項第一号に掲げる要件に適合する部分に適合する部分に限る。次項において同じ。）

3 原子炉等規制法第四十三条の三の十一第一

一項の規定による検査を受け、これに合格した発電用原子炉施設である特定事業用電気工作物に対する第四十九条第二項の規定の適用については、当該特定事業用電気工作物が同項第二号に掲げる要件（第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。）に適合しているものとみなす。

注 第一～三項は、平成二九年四月法律第一五号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第一項中「発電用原子炉施設（原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。）の設置又は変更の工事の計画（以下この条において「設計及び工事の計画」という。）に改め、「当該」の下に「設計及び」を加え、第二項中「発電用原子炉施設の設置又は変更の」を「設計及び」に改め、「当該」の下に「設計及び」を加え、第三項中「第四十三条の三の十一第一項の規定による検査を受け、これに合格した」を「第四十三条の三の十一第三項の規定による確認を受けた原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号

に規定する」に改める。

4 第五十一条、第五十二条、第五十四条及び第五十五条の規定は、原子炉等規制法及びこれに基づく命令の規定による検査を受けるべき原子力発電工作物については、適用しない。